

水道事業年報

令和6年版

羽曳野市水道局

水道事業年報（令和6年版）

目 次

I 事業の沿革

1. 沿革（年表）	1
創 設	5
(1) 水道総合事業（第1次拡張事業）	5
(2) 第2次拡張事業	6
(3) 第3次拡張事業	6
(4) 水道施設整備事業	7
(5) 送配水施設改良事業	7
(6) 配水施設整備事業	7
(7) 配水管整備事業	8
(8) 第4次拡張事業	8
(9) 第2次水道施設整備事業	9
(10) 配水管改良工事	9
(11) 配水管改良工事	9
(12) 配水管改良工事	9
(13) 配水管改良工事	9
(14) 第3次水道施設整備事業	10
(15) 第4次水道施設整備事業	10
(16) 第5次水道施設整備事業	11
(17) 第6次水道施設整備事業	11
2. 拡張事業等の総括	12
3. 事業の推移	14
4. 普及状況の推移・自己水・企業団水の推移	16
5. 配水量分析	16

II 機 構

1. 歴代管理者	17
2. 機構図	17
3. 職員構成	17
(1) 職員構成（職員数及び配置）	17
(2) 年齢別・経験年数別構成	18

4. 事務分掌	19
5. 安全衛生	20
(1) 安全衛生委員会要綱	20
(2) 安全衛生管理体制	22
(3) 地震・風水害・その他出動体制組織	23

Ⅲ 財 政

1. 決算の概要	25
収益的・資本的収支の比較（グラフ）	25
(1) 収益的収入	26
(2) 収益的支出	26
(3) 資本的収入	28
(4) 資本的支出	28
2. 収益的収支の推移	30
3. 資本的収支の推移	31
4. 貸借対照表の推移	32
5. 事業費用構成	34
(1) 経常費用構成比（受託工事費等を含む）	34
(2) 経常費用構成比（受託工事費等を除く）	34
(3) 有収水量 1 m ³ 当り費用（性質別給水原価）	35
6. 経営分析	36
7. 業務分析	40
8. 供給単価及び給水原価	42

Ⅳ 業 務

1. 月別配水状況	43
2. 給水工事	44
(1) 給水装置工事状況	44
(2) 貯水槽（受水槽）設置状況	44
3. 量水器	45
(1) 新設状況	45
(2) 開・閉栓状況	45
(3) 取替状況	45
4. 動力	46
(1) 電力使用量・料金	46

5. 薬品	47
(1) 薬品使用量	47
(2) 薬品費	47
6. 漏水等	48
(1) 漏水等修繕工事処理状況	48
(2) 漏水等の修理体制	48
(3) 漏水の内訳	50
(4) 漏水発生件数構成	51
(5) 漏水調査状況	52
(6) 鉛製給水管取替え件数	52

V 水道料金

1. 水道料金の変遷	53
(1) 水道使用料	53
(2) 量水器使用料	55
2. 分担金の変遷	55
3. 料金調定と有収水量	56
4. 水道料金の収納状況	57
(1) 年度別収納状況	57
(2) 階層別使用水量	58
(3) 地域別調定	59
(4) 用途別調定構成	60
(5) 月別水道使用料調定	60
5. 料金収納別一覧	61
(1) 年度別状況	61
(2) 月別状況	61
6. 検針業務委託件数	62
7. 水道料金・下水道使用料早見表（2ヶ月）	63

VI 水質

1. 水質基準項目及び水質管理目標設定項目	65
2. 用語説明	66
3. 検査項目及び検査方法	69
4. 基準項目検査成績表（浄・受水場・末端給水栓）	70
5. 水質管理目標設定項目検査成績表（浄・受水場・末端給水栓）	74
6. 農薬項目検査成績表（浄水場）	76
7. 水質基準項目グラフ	79

Ⅶ 施 設

1. 水道施設・配水区域図	81
2. 送配水系統図	82
3. 集中管理システム	83
4. 施設の概要	84
(1) 石川浄水場	84
(2) 壺井浄水場	86
(3) 伊賀受水場	88
(4) 西浦受水場	89
(5) 羽曳山配水場	90
(6) 壺井配水池	91
(7) 高区配水池	92
(8) 低区第1配水池	93
(9) 低区第2配水池	94
(10) 応急給水拠点	95
5. 導送配水管状況	96

Ⅷ 資 料

○広報「はびきの」	99
○羽曳野市水道事業給水条例	103

I 事業の沿革



上水道創設の碑（石川浄水場内）

1. 沿革(年表)

年度	水道事業	法・制度関係等
昭和2年	旧古市町上水道の創設事業の認可を受け、工事に着手	
昭和3年	創設事業が完成し、旧古市町に給水を開始	
昭和23年	旧古市町上水道の拡張事業に着手し、完成	
昭和27年	旧駒ヶ谷村・駒ヶ谷簡易水道に着手し、完成	地方公営企業法公布
昭和28年	旧埴生村・埴生簡易水道に着手し、完成	
昭和29年	旧駒ヶ谷村・飛鳥簡易水道に着手し、完成	
昭和30年	旧高鷲町・高鷲簡易水道に着手	
昭和31年	旧西浦村・西浦簡易水道に着手	
	隣接の2町4村(古市町、高鷲町、埴生村、西浦村、駒ヶ谷村、丹比村)が合併し、南大阪町が誕生	
	高鷲簡易水道が完成	
昭和32年	西浦簡易水道が完成	
昭和33年	壺井通法寺簡易水道に着手し、完成	
昭和34年	市制の施行により、羽曳野市が誕生	伊勢湾台風
	丹比簡易水道に着手し、完成	第1次拡張事業認可
昭和35年	壺井通法寺簡易水道拡張事業に着手し、完成する。この事業の完成により、駒ヶ谷・飛鳥の各簡易水道を、壺井通法寺簡易水道に統合水道総合事業に着手	
昭和36年		地方公営企業法改正
昭和38年	地方公営企業法の一部を適用	
	水道料金徴収事務の一部委託	
昭和39年	水道総合事業が完成。この事業の完成により、高鷲・埴生・西浦の各簡易水道を廃止し、上水道に統合	東京オリンピック
昭和41年	地方公営企業法の全部を適用	第2次拡張事業認可
	財政再建団体となる	
	第2次拡張事業に着手	
	水道課を水道局に改める	
昭和42年	水道料金計算事務を電算委託する	
	水道料金徴収事務を全面委託し、量水器検針事務を一部委託する	
昭和43年	水道事業管理者を設置	
昭和45年	量水器検針事務を全面委託	大阪万博
	給配水管修繕工事を一部委託(昼間)	第3次拡張事業認可
	分担金制度を採用	
昭和46年	第3次拡張事業に着手	
	検針・徴収の隔月制を実施	
	水道料金口座振替制度を採用	
昭和47年	第2次拡張事業が完成。この事業の完成により、駒ヶ谷・丹比の各簡易水道を廃止	沖縄県復帰
	水道料金改定	
昭和48年	財政再建を完了する	オイルショック
昭和49年	量水器使用料改定	
	分担金改定	
	第3次拡張事業が完成	
昭和50年	水道施設整備事業に着手	
昭和51年	水道料金改定	市公共下水道事業着手
昭和52年	石川浄水場取水井において、職員5名、公認業者1名、酸素欠乏事故により死亡(3月15日)	水道法改正

年度	水道事業	法・制度関係等
昭和53年	分担金改定	渇水(府営水道取水制限)
	水道施設整備事業が完成	
昭和54年	送配水施設改良事業に着手し、完成	第4次拡張事業認可
	給配水管修繕工事を全部委託(昼夜間)	
昭和55年	配水施設整備事業に着手し、完成	
	水道料金改定	
昭和56年	第4次拡張事業並びに配水管整備事業に着手	
	分担金改定	
昭和58年	出納取扱金融機関・水道局派出所の開設	
	日本水道協会第52回関西地方支部総会を羽曳野市で開催	
昭和59年	配水管整備事業が完成	渇水(府営水道取水制限)
昭和60年	第2次水道施設整備事業に着手	
	第4次拡張事業が完成	
昭和61年		渇水(府営水道取水制限)
昭和62年	水道料金計算事務の電算導入	
平成元年	石川河川改修に伴う壺井浄水場取水施設工事	消費税法施行
平成2年	財務会計システムの電算化	
	第2次水道施設整備事業が完成	
平成3年	配水管改良事業に着手し、完成	
	検針業務にハンディターミナルの導入	
	石川河川改修に伴う石川浄水場取水施設工事	
平成4年	日本水道協会大阪府支部総会開催(事務局)	
	配水管改良事業に着手し、完成	
平成5年	配水管改良事業に着手し、完成	新水質基準施行
	水質基準46項目となる	
平成6年	配水管改良事業に着手し、完成	渇水(府営水道取水制限)
	水道料金改定(6月)	水源二法施行
	量水器使用料廃止(6月)	阪神・淡路大震災(平成7年1月17日)
	阪神・淡路大震災に係る応援給水(宝塚市)	地下鉄サリン事件(平成7年3月)
平成7年	第3次水道施設整備事業に着手	
	契約システムの電算化	
	管路管理システムの電算化	
	近隣13市町村災害相互応援協定締結	
平成8年	水道管理センター棟が完成(第3次水道施設整備事業)	〇ー157集団感染
	壺井浄水場沈澱池上屋が完成()	クリプトスポリジウム集団感染
	旧飛鳥配水池跡地市長部局へ移管	
平成9年	石川浄水場集中管理システム完成(第3次水道施設整備事業)	消費税法改定(3%→5%)
	壺井浄水場無人化(10年3月)	
平成10年	水道法改正に伴い公認業者制度を廃止し、指定工事店制度開始	改正水道法施行
	分担金改定	市制40周年
	通水70周年記念式典を開催	府営水道高度浄水処理水受水開始
	第3次水道施設整備事業が完成	
	水道局庁舎移転(市役所別館総合福祉センター)	
平成11年	Y2K対策体制設置	コンピューター2000年問題(Y2K)
	コンビニエンスストアでの料金収納方式の導入	
	受配水場防犯設備(ITV、センサー)設置	
	水道事業懇談会設置	

年度	水道事業	法・制度関係等
平成12年	集金制度の廃止	大阪府営水道料金改定(10月)
	水道料金改定(10月)	
平成13年	水道整備基本計画策定	大阪府広域的水道整備計画改定 市情報公開条例・個人情報保護条例施行 米国同時多発テロ事件(9月11日)
	経營業務改善委員会設置	
	第4次水道施設整備事業着手	
	水道局LAN運用開始	
平成14年	配水池施設機械警備委託開始	改正水道法施行(4月) 琵琶湖・淀川濁水(府営水道取水制限)
	検針徴収事務の法人委託(4月)	
	浄水場運転管理業務の一部委託化(10月)	
	鉛製給水管更新事業開始(鉛対策)	
	水道局ホームページ開設(11月)	
平成15年	水道料金・分担金改定(消費税転嫁)(4月)	水質基準改定(鉛濃度0.01mg/l)
平成16年	浄水場運転管理委託業務の拡大(4月)	消費税法改正(総額表示方式) 新水質基準施行(4月)・水道ビジョン公表(6月) 水道事業ガイドライン制定(1月)
	台風23号被害に係る京都府宮津市への応援給水(10月)	
平成17年	設計積算CADシステム導入	石綿障害予防規則施行(7月)
	水道法第39条第1項の規定に基づく立入検査実施(9月)	
	第4次水道施設整備事業が完成(3月)	
平成18年	石綿セメント管更新事業開始	
	電子入札の導入	
	緊急連絡管の接続(松原市)(3月)	
	羽曳野市上下水道震災対策本部設置に関する要綱制定(3月)	
平成19年	水道料金お客様センターの開設(4月)	水質基準改定(塩素酸が水質基準項目に変更)
	ステンレス製給水車配備(10月)	
	大阪市水道局と技術協力提携(11月)	
	緊急連絡管の接続(太子町)(3月)	
	水道整備基本計画改訂版(3月)	
平成20年	浄水場運転管理業務の全面委託(4月)	市制50周年 水道ビジョン改訂(7月) 新型インフルエンザ流行
	壺井浄水場管理棟耐震補強	
	緊急連絡管の接続(藤井寺市)(3月)	
平成21年	中区配水池解体撤去(5月)	
	羽曳野市水道事業ガイドライン公表	
	第5次水道施設整備事業着手	
	石川浄水場更新に伴う浄水処理検討委員会設置	
平成22年	羽曳野市水道事業の設置等に関する条例改正施行(水道事業管理者非設置)(4月1日)	大阪府営水道料金改定値下げ(4月) 大阪広域水道企業団設立(11月) 東日本大震災(平成23年3月)
	羽曳野市水道事業の設置等に関する条例改正施行(給水人口、1日最大給水量の変更)(10月1日)	
	水道料金等管理システム更新(10月)	
	水道事業変更認可取得(第5次水道施設整備事業)(11月22日)	
	ホームページのリニューアル(11月)	
	藤井寺市と緊急連絡管の接続2箇所(3月)	
	給水工事受付システム導入(3月)	
東日本大震災に係る応援給水(岩手県)(3月)		
平成23年	東日本大震災に係る応援給水(岩手県)(4~5月)	大阪広域水道企業団事業開始(4月) 台風12号による水害(奈良県・和歌山県)(9月)
	石川浄水場更新工事詳細設計委託(2月~10月)	

年度	水道事業	法・制度関係等
平成24年	石川浄水場更新工事詳細設計委託(2月～10月)	地方公営企業法改正(4月)
	石川浄水場更新工事着工(11月～)	
	水安全計画の策定(初版)(3月)	
平成25年	羽曳野市水道整備基本計画の一部見直し	新水道ビジョンの公表(4月)
平成26年	石川浄水場新ろ過池棟が完成(第5次水道施設整備事業)	消費税法改正(5%→8%)
	水道料金改定(10月)	
	新会計制度適用開始	
平成27年	石川浄水場更新工事竣工(第5次水道施設整備事業)	
	第5次水道施設整備事業が完成(3月)	
	ボトルドウォーター製造開始	
平成28年	羽曳野市水道事業ビジョン・水道整備基本計画の見直し	
	木津川市と災害相互応援協定の締結	
	水道法第39条第1項の規定に基づく立入検査(2月)	
	水安全計画改訂(3月)	
平成29年	藤井寺市・羽曳野市の相互応援給水に関する協定の締結	
	藤井寺市・大阪広域水道企業団と非常用連絡管の維持管理運用に関する協定の締結	
	12企業体との災害時における水道施設の応援活動の支援に関する協定の締結	
平成30年	第6次水道施設整備事業着手	市制60周年
	大阪府北部地震に係る応援給水(高槻市)	大阪府北部地震(6月18日)
	中央監視制御設備改良工事竣工	
令和元年	水道事業認可変更【水源の種別及び取水地点の変更】(3月13日)	消費税法改正(8%→10%)
		新型コロナウイルス感染症(COVID-19)流行 改正水道法施行
令和2年	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)にかかる対策として水道基本料金全額を半年間減免	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大に伴い緊急事態宣言発令
	指定給水装置工事事業者更新制度の開始	
	水道施設台帳システム改良	
令和3年	羽曳野市水道事業ビジョン等検証業務の実施	
	ボトルドウォーターをペットボトルからアルミ缶に変更	
	SDGsの推進	
令和4年	羽曳野市水道事業ビジョン等検証業務の結果公表	
	モバイル決済サービスによる水道料金の支払い開始	
令和5年	モバイル決済サービスの種類の拡大	
	物価高騰の影響への支援として、水道基本料金全額を4か月減免	
	大阪河南地域7事業体による水道施設管理業務等実施	
	大阪河南地域7事業体による水道営業業務等の共同業者選定実施	
	羽曳野市水道事業水道整備基本計画の見直し	

創 設

羽曳野市の水道事業の創設は、旧古市町上水道として昭和の初期に工事の設計を大阪市立都島工業学校土木科長山下直一氏に委嘱して、石川左岸の浅井戸を水源とし、給水人口2,500人、一日最大給水量375^m³、事業費5万円とした事業計画に基づき、昭和2年3月に大阪府知事の認可を受けて、同年8月に工事に着手し、翌昭和3年5月に完成して通水を開始した。この通水は大阪府下の町村営水道の先駆をなすものとして各方面から注目をあびた。しかし、第2次大戦後の町勢の発展と人口の増加によって使用水量が伸び、給水量が不足する状態となったので、昭和23年4月に取水井、ろ過池の改良及びポンプ場の増設等の工事に着手し、同年8月に完成した。これによって旧古市地区への円滑な給水をはかることができた。

- ・認可年月日 昭和 2年 3月 20日
- ・着工年月日 昭和 2年 8月 16日
- ・竣工年月日 昭和 3年 5月 6日

(基本計画)

- 計画給水区域 旧古市町全域
- 計画給水人口 2,500人
- 計画一日最大給水量 375 ^m³
- 総事業費 50,000円



〔創設時の配水池〕

(1) 水道総合事業(第1次拡張事業)

昭和20年代後半より、産業の発展、人口の増加等によって給水量の伸びは著しくなり、また昭和31年9月には隣接の2町4村(古市町、高鷲町、埴生村、西浦村、駒ヶ谷村、丹比村)が合併して南大阪町が誕生し、さらに昭和34年1月には市制の施行により、羽曳野市が発足した。このようなことから、創設当時からの施設能力では十分な給水活動ができなくなり、水道施設拡充の必要性が高まり、昭和35年3月に給水人口50,000人、1日最大給水量12,500^m³、事業費1億8千万円とする事業認可を受けて、同年4月から昭和40年3月までの5ヵ年計画で実施した。なお、この事業の完了によって、旧古市町上水道と高鷲、埴生、西浦地区の各簡易水道が統合された。

- ・認可年月日 昭和 35年 3月 8日
- ・着工年月日 昭和 35年 4月 1日
- ・竣工年月日 昭和 40年 3月 31日

(基本計画)

- 計画給水区域 駒ヶ谷・丹比地区を除く市内一円
- 計画給水人口 50,000人
- 計画一日最大給水量 12,500 ^m³
- 総事業費 203,978,885円



〔羽曳山配水場〕

(2) 第2次拡張事業

昭和40年に完了した水道総合事業によって、古市上水道と3ヶ所の簡易水道を統合して施設の整備拡充を図ることができた。しかし、本市の人口は年々急激な上昇をつづけ、昭和40年において総人口が50,000人を超え、当初の計画を大きく上回る結果となった。このような情勢により、水の需要も増え現有施設能力では安定給水が不可能となったため、昭和40年に給水人口72,450人、一日最大給水量25,360 m^3 、事業費4億3千8百万円とした第2次拡張事業を計画し、同年12月に認可を受け、昭和41年4月に着手し、昭和47年6月に完了した。なお、この事業における拡張分の新水源は、すべて大阪府営水道に依存することになった。また、駒ヶ谷地区及び丹比地区の簡易水道は廃止され、それぞれの給水区域を本事業の区域に統合し、全市給水の一元化が達成された。

- ・認可年月日 昭和40年12月23日
- ・着工年月日 昭和41年4月1日
- ・竣工年月日 昭和47年6月30日

(基本計画)

○計画給水区域

羽曳野市一円(ただし、南宮438番地の1から457番地まで及び北宮506番地、535番地、550番地の3から9まで並びに埴生野1番地から9番地までを除く)美陵町野中462・463番地

○計画給水人口 72,450人

○計画一日最大給水量 25,360 m^3

○総事業費 717,049,253円

去)



〔高区配水池〕(平成21年解体撤去)

(3) 第3次拡張事業

第2次拡張事業の完了によって、昭和50年度までの安定給水を見込んでいたが、折からの高度成長下、地勢的な環境に恵まれた本市は最適な住宅地として伸展し、あわせて住民生活の向上による使用水量の増加が著しく、これらの需要に対処するため、第2次拡張事業の完了を待つことなく、昭和46年4月に別途第3次拡張事業に着手した。この事業は主として自己水の開発と配水施設の整備拡充をはかるものであり、目標年次を昭和50年度、計画給水人口100,000人、1日最大給水量40,000 m^3 とした事業計画に基づき、昭和50年3月に完了した。

- ・認可年月日 昭和46年2月20日
- ・着工年月日 昭和46年4月1日
- ・竣工年月日 昭和50年3月31日

(基本計画)

○計画給水区域

羽曳野市一円(ただし、高鷲3丁目1番から3番まで及び9番、10番、高鷲4丁目1番から9番まで及び高鷲5丁目1番から5番まで並びに埴生野73番地から79番地までを除く)藤井寺市綾南町全域



〔壺井浄水場〕

- 計画給水人口 100,000 人
- 計画一日最大給水量 40,000 m³
- 総事業費 1,271,400,873 円

(4) 水道施設整備事業

水道事業の創設以来第3次拡張事業までは、水需要の増加と施設の建設との追いつきあいという状態であった。

しかし、昭和50年の第3次拡張事業の完了によって、当面の水需要に対応する施設を備えることができた。そこで、現有施設の維持、改良を目的とした水道施設整備事業を計画し、昭和50年度より4ヵ年継続事業として実施した。この事業の主な内容は、河川汚濁防止対策として汚泥処理施設の新設、配水管の

新設と老朽管の入替えによる配水システムの整備、赤水対策としての配水管モルタルライニング工事等であり、さらに集中管理装置を改良し、充実させたことにより、伊賀受水場の無人化をはかった。

- ・着工年月日 昭和50年4月1日
- ・竣工年月日 昭和54年3月31日
- ・総事業費 763,671,325 円

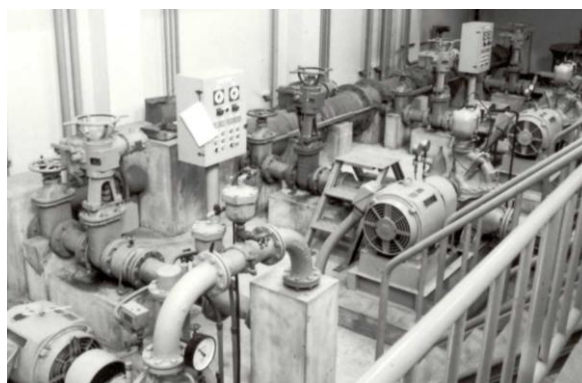


〔石川浄水場汚泥処理設備〕

(5) 送配水施設改良事業

水道施設整備事業の完了に伴い、送配水設備における動力面の改良が必要とされ、さらに電気系統設備の安全性を確保しながら施設の有効利用をはかり、もって、給水を円滑にするため、送配水施設改良事業を昭和54年度に単年度で実施した。

- ・着工年月日 昭和54年4月1日
- ・竣工年月日 昭和55年3月31日
- ・総事業費 212,093,638 円



〔石川浄水場送水ポンプ設備〕

(6) 配水施設整備事業

主として配水システムの整備に伴う配水管新設と老朽管の改良及び増口径工事を行い、円滑な給水体制づくりを目的としたもので、配水施設整備事業として、昭和55年度に単年度で実施した。

- ・着工年月日 昭和55年4月1日
- ・竣工年月日 昭和56年3月31日
- ・総事業費 130,400,228 円

(7) 配水管整備事業

古市、西浦地区の配水方法を加圧方式から自然流下方式に転換するための工事を一部実施するとともに、市内各所に創設以来埋設されている相当年数の経過した老朽配水管(特に石綿セメント管)の増口径布設替工事並びに水圧低下地域の配水管新設工事を計画的に施行し、これに起因する出水不良、赤水、漏水の防止をはかるため第4次拡張事業と併せて、昭和56年4月から昭和60年3月までの4ヵ年継続事業として実施した。

- ・着工年月日 昭和56年4月1日
- ・竣工年月日 昭和60年3月31日
- ・総事業費 603,245,601円



〔配水管布設工事 φ400・φ600・φ500〕

(8) 第4次拡張事業

第3次拡張事業の完了によって、当面の水需要に対応してきたが、人口並びに使用水量は年々増加し、昭和54年度末には給水人口99,525人、1日最大給水量41,900^m³に達し、既に公称能力を1,900^m³/日も上回る状態となり、次期拡張を検討していたが、自己水源の開発が困難な本市において水源確保は、大阪府営水道からの分水の増量以外にはなかった。幸い昭和54年度末に大阪府営水道の第7次拡張事業が認可され、本市への分水量41,000^m³(昭和65年における1日最大)が決定したので、将来の水需要に対応するため、目標年次を昭和65年度、計画給水人口130,000人、1日最大給水量58,500^m³とする第4次拡張事業を計画し、昭和56年3月に事業認可を受け、同年4月に着手し、昭和61年3月に完了した。なお、この事業により低区第2配水池を1池増設し、また受水施設についても西浦受水場を築造したことにより、

伊賀受水場との2ヶ所となった。

- ・認可年月日 昭和56年3月31日
- ・着工年月日 昭和56年4月1日
- ・竣工年月日 昭和61年3月31日

(基本計画)

○計画給水区域

羽曳野市一円(ただし、高鷲3丁目1番から3番まで及び9番、10番、高鷲4丁目1番から9番まで及び高鷲5丁目1番から5番まで並びに野々上5丁目1番から2番の一部を除く)藤井寺市陵南町全域

- 計画給水人口 130,000人
- 計画一日最大給水量 58,500^m³
- 総事業費 1,490,838,465円



〔西浦受水場〕



〔低区第2配水池〕

(9) 第2次水道施設整備事業

昭和59年度に完了した配水管整備事業に引続き、古市、西浦、駒ヶ谷地区の配水方法を加圧方式から自然流下方式に転換するための工事並びに出水不良、赤水解消及び漏水防止をはかるため、配水管の新設及び布設替を実施し、一方、受・配水施設については、伊賀受水場、羽曳山配水場の電気設備

及びポンプ設備等の全面的な改良を目的とした第2次水道施設整備事業を昭和60年

度より6ヵ年継続事業として実施した。

- ・着工年月日 昭和 60 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 3 年 3 月 31 日
- ・総事業費 1,921,874,654 円



〔羽曳山配水場〕

(10) 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替を目的としたもので、配水管改良事業として、平成3年度に単年度で実施した。

- ・着工年月日 平成 3 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 4 年 3 月 31 日
- ・総事業費 187,124,359 円

(11) 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替を目的としたもので、配水管改良事業として、平成4年度に単年度で実施した。

- ・着工年月日 平成 4 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 5 年 3 月 31 日
- ・総事業費 231,410,144 円

(12) 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替を目的としたもので、配水管改良事業として、平成5年度に単年度で実施した。

- ・着工年月日 平成 5 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 6 年 3 月 31 日
- ・総事業費 331,548,573 円

(13) 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替を目的としたもので、配水管改良事業として、平成6年度に単年度で実施した。

- ・着工年月日 平成 6 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 7 年 3 月 31 日
- ・総事業費 253,400,911 円

(14) 第3次水道施設整備事業

浄水プラントの改修設計と計装設備の集中管理システムの導入による、浄水場施設の近代化及び出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的としたもので、平成7年度からの4ヵ年継続事業として実施した。

- ・着工年月日 平成 7 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 11 年 3 月 31 日
- ・総事業費 2,133,759,704 円



〔中央監視設備〕



〔水道管理センター〕

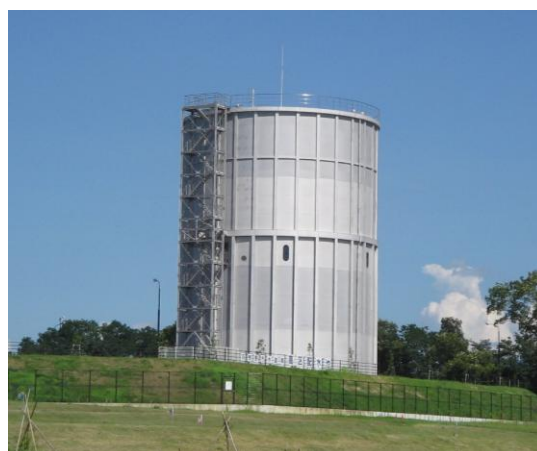
(15) 第4次水道施設整備事業

将来を展望する水道整備基本計画に基づき、災害に強く、安全な水を安定して供給し続けるため基幹施設の増強及び更新を図ることを目的としたもので、高区配水池の新設、送水管の新設及び送水系統の再整備、配水幹線の整備、水道施設の耐震性能を把握するための詳細耐震診断等を平成13年度からの5ヵ年継続事業として実施した。

- ・着工年月日 平成 13 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 18 年 3 月 31 日
- ・総事業費 3,238,033,269 円



〔φ600 低区系配水幹線〕



〔高区配水池〕

(16) 第5次水道施設整備事業

第4次水道施設整備事業で実施した、水道施設詳細耐震診断の成果や近年の水需要の動向を反映させた水道整備基本計画の改定(平成19年)を受け、災害に強く、安全な水を安定して供給し続けることを目的として、石川浄水場の全面更新、基幹管路の更新及び配水管の整備等を図るため、平成21年度からの7ヵ年継続事業として実施した。

平成22年11月22日には、羽曳野市水道事業変更認可を取得した。

- ・着工年月日 平成 21 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 28 年 3 月 31 日
- ・総事業費 3,459,902,000 円



〔石川浄水場〕



〔紫外線照射装置〕

(17) 第6次水道施設整備事業

第5次水道施設整備事業の完了後、社会情勢の変化や厚生労働省が発表した新水道ビジョンを念頭に整備基本計画を改定(平成29年)した。主な内容は施設・管路の耐震化率の向上で、人口減少に合わせて口径を縮小するなどスペックダウンを盛り込んでいる。主要な事業は壺井配水池全面更新及び重要給水施設配水管や基幹管路の耐震化であり、平成30年度から7ヵ年継続事業として実施中である。

- ・着工年月日 平成 30 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日(予定) 令和 7 年 3 月 31 日
- ・総事業費(予定) 5,052,218,000 円



〔伊賀受水場低区第2配水池送水管改良工事〕



〔壺井配水池更新工事〕

2. 拡張事業等の総括

(単位:千円)

区 分	項 目	議 決	厚生省認可	工 期		工 事 費		
		年 月 日	年 月 日	起工年月日	完成年月日	総事業費	起 債	一般財源(その他)
	創 設	—	(府知事) S 2. 3. 20	S 2. 8. 16	S 3. 5. 6	50	50	—
水道総合事業	当初	S 35. 2. 25	S 35. 3. 8	S 35. 4. 1	S 39. 3. 31	180,000	172,000	8,000
	完成	—	—	—	S 40. 3. 31	203,979	198,000	5,979
第2次拡張事業	当初	S 40. 11. 24	S 40. 12. 23	S 41. 4. 1	S 45. 3. 31	438,000	417,000	21,000
	完成	—	—	—	S 47. 6. 30	717,049	683,000	34,049
第3次拡張事業	当初	S 45. 12. 11	S 46. 2. 20	S 46. 4. 1	S 50. 3. 31	1,050,000	997,000	53,000
	完成	—	—	—	同 上	1,271,400	1,205,500	65,900
水道施設整備事業		—	—	S 50. 4. 1	S 54. 3. 31	763,671	639,000	124,671
送配水施設改良事業		—	—	S 54. 4. 1	S 55. 3. 31	212,093	190,000	22,093
配水施設整備事業		—	—	S 55. 4. 1	S 56. 3. 31	130,400	116,000	14,400
配水管整備事業		—	—	S 56. 4. 1	S 60. 3. 31	603,246	549,000	54,246
第4次拡張事業	当初	S 55. 12. 11	S 56. 3. 31	S 56. 4. 1	S 61. 3. 31	1,310,000	1,200,000	110,000
	完成	—	—	—	同 上	1,490,839	1,415,000	75,839
第2次水道施設整備事業	当初	—	—	S 60. 4. 1	H 2. 3. 31	1,573,000	1,481,000	92,000
	変更	—	—	S 60. 4. 1	H 3. 3. 31	1,921,878	1,545,000	376,878
配水管改良事業(H3年度)		—	—	H 3. 4. 1	H 4. 3. 31	187,125	140,000	47,125
配水管改良事業(H4年度)		—	—	H 4. 4. 1	H 5. 3. 31	231,410	190,000	41,410
配水管改良事業(H5年度)		—	—	H 5. 4. 1	H 6. 3. 31	331,549	230,000	101,549
配水管改良事業(H6年度)		—	—	H 6. 4. 1	H 7. 3. 31	253,401	200,000	53,401
第3次水道施設整備事業		—	—	H 7. 4. 1	H 11. 3. 31	2,133,759	1,350,000	783,759
第4次水道施設整備事業		—	—	H 13. 4. 1	H 18. 3. 31	3,238,033	0	3,238,033
第5次水道施設整備事業		—	—	H 21. 4. 1	H 28. 3. 31	3,459,902	0	3,459,902
第6次水道施設整備事業		—	—	H 30. 4. 1	R 7. 3. 31	5,052,218	966,000	4,086,218

基本計画				備考
目標年次	給水人口	1日最大給水量	1人1日最大給水量	
—	人 2,500	m ³ 375	ℓ 150	旧古市町送水開始
S 49	50,000	12,500	250	羽曳山配水場(配水池1,800m ³ 2池) 石川浄水場取水設備(処理能力13,000m ³ /日)
同 上	同 上	同 上	同 上	市内に散在する簡易水道を廃止、 石川浄水場に統合する。
S 50	72,450	25,360	350	高区配水池(PC 10,000m ³) (H21解体撤去) 壺井配水池(PC 3,000m ³) 伊賀受水場(最大受水 12,860m ³ /日)
同 上	同 上	同 上	同 上	石川浄水場急速ろ過法(処理能力13,000m ³ /日)
S 50	100,000	40,000	400	伊賀受水場(最大受水22,760m ³ /日) 低区第1配水池(PC 10,000m ³) 高区受水池(PC 300m ³) (H17解体撤去)
同 上	同 上	同 上	同 上	壺井浄水場(処理能力5,000m ³ /日)
—	—	—	—	石川浄水場汚泥処理設備 伊賀受水場の遠隔操作(無人化)
—	—	—	—	石川浄水場送水設備改良 高区加圧ポンプ(INV)
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	自然流下方式
S 65	130,000	58,500	450	低区第2配水池(PC 10,000m ³) 伊賀受水場(最大受水 18,100m ³ /日)
同 上	同 上	同 上	同 上	西浦受水場(最大受水 22,900m ³ /日)
—	—	—	—	羽曳山配水場改良(配水池3,500m ³ 1池)
—	—	—	—	伊賀受水場改良 送配水管整備
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	水道管理センター(集中管理システム)の完成 壺井浄水場の遠隔操作(無人化) 配水管整備改良
—	—	—	—	高区配水池(SUS製上下2層6,000m ³) 送配水管整備改良・電気計装設備更新・配水モニター整備
—	—	46,200	—	石川浄水場更新 石川送水管・高区送水管更新
—	—	—	—	壺井配水池更新 伊賀受水場低区第2配水池送水管更新

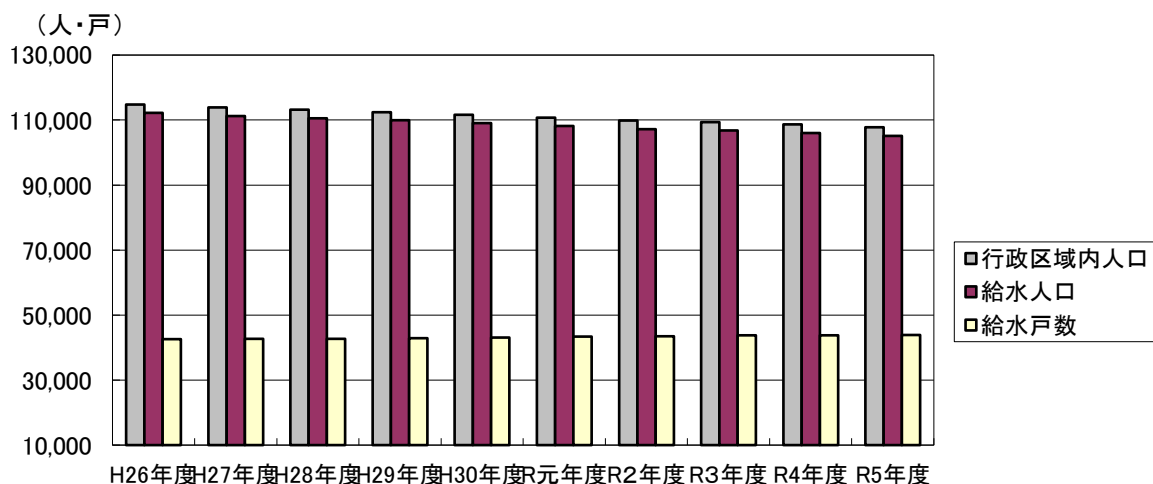
3. 事業の推移

区 分			年 度			
			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
普 及 状 況	行政区域内人口(人)	A	114,757	113,847	113,152	112,452
	給水区域内人口(人)	B	112,225	111,272	110,562	109,913
	給水人口(人)	C	112,225	111,272	110,562	109,913
	給水戸数(戸)	D	42,608	42,700	42,686	42,882
	普及率(%)	C/B	100.0	100.0	100.0	100.0
水 源 状 況	自己水(m ³)	E	6,083,954	4,571,016	6,278,344	6,219,843
	企業団水(m ³)	F	6,177,130	7,681,290	5,947,870	5,841,895
	総水量(m ³)	E+F	12,261,084	12,252,306	12,226,214	12,061,738
給 水 状 況	年間配水量(m ³)	G	12,261,084	12,252,306	12,226,214	12,061,738
	1日最大配水量(m ³)	H	38,349	38,570	38,358	36,117
	1日平均配水量(m ³)	J	33,592	33,476	33,496	33,046
	1日最小配水量(m ³)	K	30,678	30,162	30,915	29,438
	1人1日最大配水量(ℓ)	H/C	342	347	347	329
	1人1日平均配水量(ℓ)	J/C	299	301	303	301
	年間有効水量(m ³)	L	12,128,075	12,182,870	12,104,901	11,999,237
	有効率(%)	L/G	98.9	99.4	99.0	99.5
	年間有収水量(m ³)	M	11,871,369	11,774,547	11,711,721	11,582,108
	有収率(%)	M/G	96.8	96.1	95.8	96.0
財 政 状 況	事業収益(千円)	N	2,493,363	2,487,311	2,416,347	2,355,376
	事業費用(千円)	O	1,929,839	2,077,285	1,914,379	1,899,599
	純損益(千円)	N-O	563,524	410,026	501,968	455,777
	資本的収入(千円)	P	346,198	387,983	279,478	170,861
	資本的支出(千円)	Q	1,096,488	1,549,788	650,495	824,744
	差引(千円)	P-Q	△ 750,290	△ 1,161,805	△ 371,017	△ 653,883

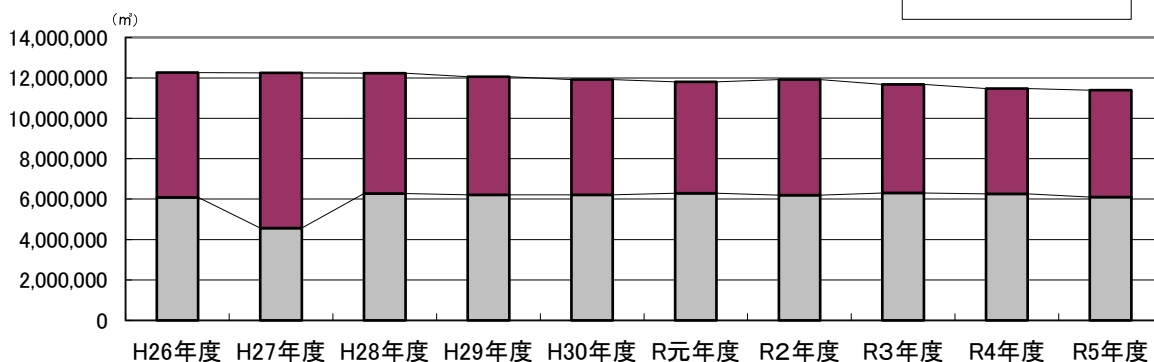
H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
111,631	110,742	109,810	109,377	108,651	107,800
109,084	108,174	107,215	106,778	106,047	105,162
109,084	108,174	107,215	106,778	106,047	105,162
43,099	43,348	43,513	43,792	43,798	43,911
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
6,216,740	6,292,368	6,201,526	6,302,960	6,256,375	6,108,407
5,698,680	5,511,155	5,707,103	5,375,448	5,220,540	5,281,072
11,915,420	11,803,523	11,908,629	11,678,408	11,476,915	11,389,479
11,915,420	11,803,523	11,908,629	11,678,408	11,476,915	11,389,479
36,186	36,463	36,796	35,834	36,016	34,161
32,645	32,250	32,626	31,996	31,444	31,119
29,688	29,094	29,198	28,403	28,912	27,415
332	337	343	336	340	325
299	298	304	300	297	296
11,846,445	11,738,663	11,857,151	11,636,357	11,439,720	11,359,483
99.4	99.5	99.6	99.6	99.7	1.0
11,485,668	11,307,141	11,566,345	11,385,733	11,206,786	11,013,532
96.4	95.8	97.1	97.5	97.6	96.7
2,525,162	2,335,948	2,195,693	2,307,992	2,299,987	2,185,445
1,981,161	1,892,115	1,906,207	1,847,984	1,925,824	1,897,336
544,001	443,833	289,486	460,008	374,163	288,109
209,403	78,914	72,088	509,454	548,047	494,823
940,479	660,601	930,061	1,435,123	1,483,769	2,071,922
△ 731,076	△ 581,687	△ 857,973	△ 925,669	△ 935,722	△ 1,577,099

4. 普及状況の推移・自己水・企業団水の推移

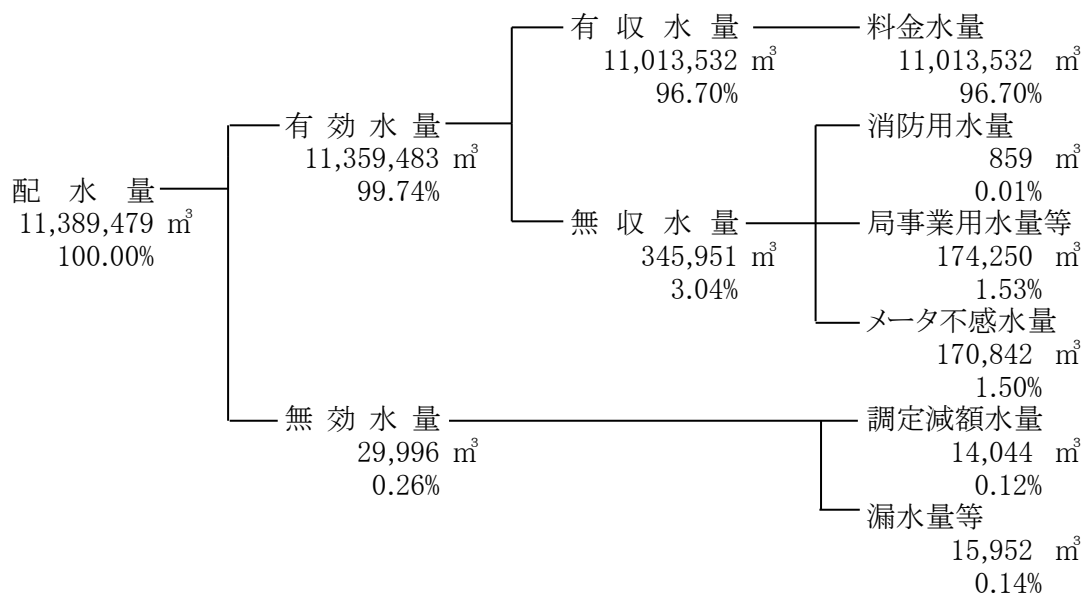
普及状況の推移



自己水・企業団水の推移



5. 配水量分析(令和5年度)



Ⅱ 機 構



石川浄水場

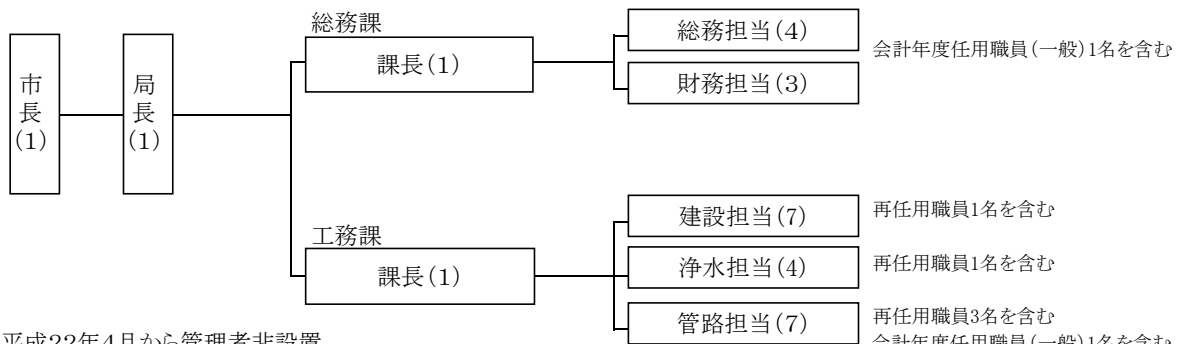
1. 歴代管理者

氏名	任期		備考
	就任	退任	
西川 源一郎	昭和43年 7月 1日	昭和52年 7月 8日	
北辻 寿男	昭和52年 7月 9日	昭和52年 8月 2日	水道局次長が職務代理
松本市太郎	昭和52年 8月 3日	昭和55年 1月 4日	
西田 菊次	昭和55年 1月 5日	昭和63年 3月31日	
河徳 久雄	昭和63年 4月 1日	平成2年 3月31日	
杉本 雅己	平成2年 4月 1日	平成7年 3月31日	水道局長が職務代理
潮田 洋右	平成7年 4月 1日	平成9年12月31日	水道局長が職務代理
潮田 洋右	平成10年 1月 1日	平成15年12月31日	
植田 信也	平成16年 1月 1日	平成16年 3月31日	水道局長が職務代理
浅田 幹男	平成16年 4月 1日	平成20年 3月31日	
田仲 義己	平成20年 4月 1日	平成21年 3月31日	水道局長が職務代理
鎌田 孝司	平成21年 4月 1日	平成22年 3月31日	水道局長が職務代理

※平成22年4月1日より羽曳野市水道事業の設置等に関する条例第4条第1項の規定により管理者は非設置。

2. 機構図

(令和5度)



※平成22年4月から管理者非設置
(市長は職員数に含めない)

3. 職員構成

(1) 職員構成(職員数及び配置) (令和5度)

課・担当	補職名	局長	次長	課長	参事	課長補佐	主幹	主査	主任	主事	計
		1									1
総務課		0	0	1	0	2	1	0	3		7
総務担当						1	1		1	(1)	3(1)
財務担当						1			2		3
工務課		0	0	1	0	5	2	0	2	2	12
管路担当						2	1		1	(3)	4(3)
浄水担当						1			1	1(1)	3(1)
建設担当						2	1			1(3)	4(3)
合計		1	0	2	0	7	3	0	5	2	20

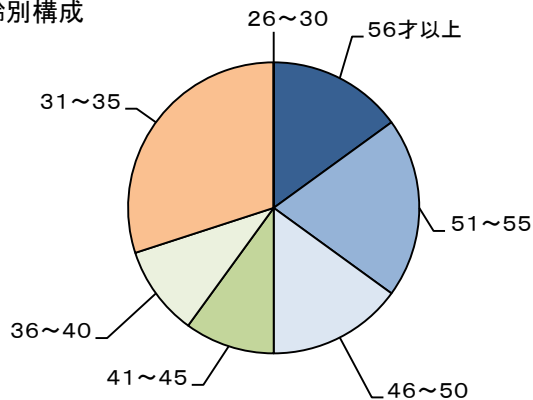
()は再任用・会計年度任用職員(特定・一般)で職員数に含めない

(2) 年齢別・経験年数別構成

(単位：人、%)

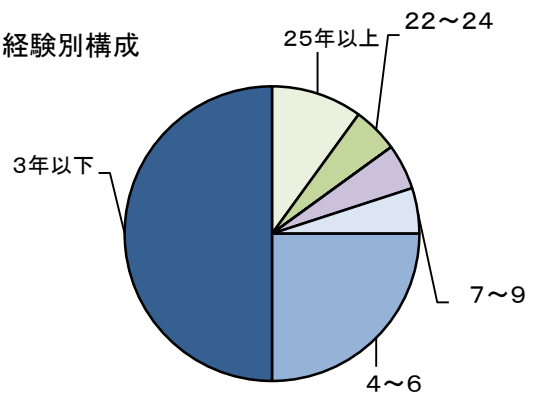
区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
年齢別構成	56才以上	5 17.9	8 32.0	9 37.5	7 29.2	3 15.0
	51～55	5 17.9	3 12.0	3 12.5	2 8.3	4 20.0
	46～50	5 17.9	4 16.0	4 16.7	5 20.8	3 15.0
	41～45	7 25.0	8 32.0	4 16.7	2 8.3	2 10.0
	36～40	3 10.7	1 4.0	1 4.2	2 8.3	2 10.0
	31～35	2 7.1	1 4.0	2 8.3	5 20.8	6 30.0
	26～30	1 3.5	1 3.5	2 8.3	1 4.2	0 0.0
	21～25	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	20才以下	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	平均	46.8才	48.2才	48.2才	46.6才	46.0才
経験年数別構成	25年以上	3 10.7	4 16.0	4 16.7	4 20.8	2 8.3
	22～24	2 7.1	2 8.0	4 16.7	4 4.2	1 4.2
	19～21	2 7.1	2 8.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	16～18	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	13～15	1 3.6	1 4.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	10～12	0 0.0	1 4.0	0 0.0	0 0.0	1 4.2
	7～9	3 10.7	4 16.0	1 4.2	1 8.3	1 4.2
	4～6	6 21.5	5 21.5	5 20.8	5 20.8	5 20.8
	3年以下	11 39.3	7 28.0	11 45.8	10 41.7	10 41.7
	平均	9年2月	11年5月	10年6月	9年9月	7年7月

年齢別構成

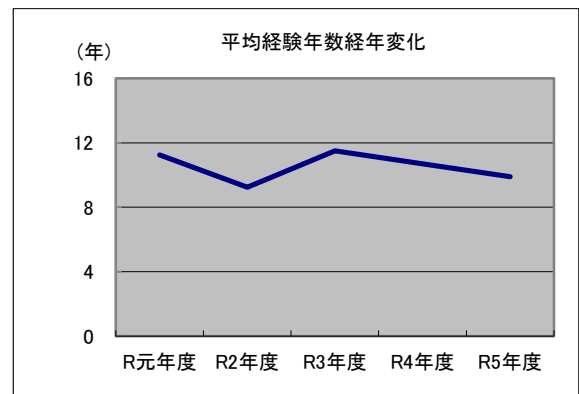
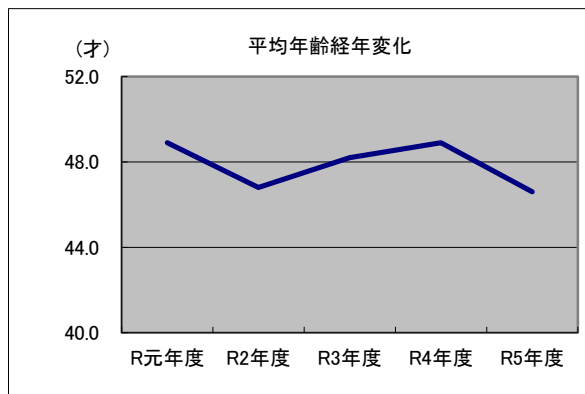


平均年齢 46.0才

経験別構成



平均経験年数 7年7月



4. 事務分掌

総務課

- (1) 水道事業経営の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 財政計画及び資金計画に関すること。
- (3) 条例、規程等に関すること。
- (4) 職員の給与、人事その他労務に関すること。
- (5) 入札、契約及び検査に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) 出納その他会計事務に関すること。
- (8) 企業債、一時借入金等に関すること。
- (9) 局の資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (10) 水道事業の広報活動に関すること。
- (11) 水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)の調定及び徴収に関すること。
- (12) 使用水量の計量及び認定に関すること。
- (13) 水道料金の未納による給水停止処分に関すること。
- (14) 水道の開閉栓及び名義変更に関すること。
- (15) 量水器に関すること。
- (16) その他水道料金等に関すること。
- (17) その他局の庶務に関すること。

工務課

- (1) 浄水場の管理に関すること。
- (2) 受水及び配水施設の管理に関すること。
- (3) 浄水場、受水場、配水施設の運転及び配水に関すること。
- (4) 水質検査及び上水水質管理に関すること。
- (5) 水源保全に関すること。
- (6) 水道の管路管理に関すること。
- (7) 給水装置に関すること。
- (8) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (9) 受託工事、開発協議及び申請に関すること。
- (10) 拡張、整備、改良工事に関すること。
- (11) 整備事業に係る進捗管理に関すること。
- (12) 課の所管する事務に係る関係機関との調整に関すること。
- (13) 貯蔵品(材料)、工具の管理及び保管に関すること。
- (14) 課の庶務に関すること。

5. 安全衛生

(1) 羽曳野市水道局職員安全衛生委員会要綱

制 定 昭 52.11.10

最 近 改 正 平 27. 4. 1

(目的)

第 1 条 職員の労働安全衛生に関する事項について、調査審議し安全衛生の円滑な推進を図ることを目的とする。

(設置)

第 2 条 前条の目的を達成するため羽曳野市水道局職員安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次の事項について調査審議し、水道事業の管理者(管理者の権限を行う市長をいう。以下「管理者」という。)に意見を述べる。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するため基本となるべき対策に関する事。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全衛生に係るものに関する事。
- (3) 職員の公務災害に関する申請及び認定に関する事。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止に関する事項

(構成)

第 4 条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 水道事業の実施を総括管理する者若しくは、これに準ずる職員のうちから管理者が指名した者 1 名
- (2) 前号以外の職員のうちから管理者が指名した者 若干名

2 管理者は、前項第 2 号に掲げる委員については、労働組合の推せんする者を 1 名以上選任するものとする。

(委員長)

第 5 条 委員会の委員長は、前条第 1 項第 1 号に掲げる者とする。

2 委員長は会務を掌理し、委員会を代表し、採決権をもたない。

3 委員長に事故あるときは、委員長はあらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(安全衛生推進者)

第 6 条 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 12 条の 2 に規定する安全衛生推進者は、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 12 条の 3 に規定する必要な能力を有すると認められる者であつて、委員であるものうちから、委員会が 1 名選任する。

2 安全衛生推進者は、羽曳野市職員安全衛生管理規則(平成 12 年羽曳野市規則第 41 号)第 7 条第 2 項各号に掲げる業務を担当する。

3 安全衛生推進者がやむを得ない理由により職務を遂行することができないときは、委員会は代理人を選任し、その職務の代理をさせるものとする。

(任期)

第 7 条 委員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第8条 委員会は、委員長が招集し議長となる。

- 2 委員会は、定例会を毎月1回開催するようにならなければならない。ただし、緊急の議事があるときは、この限りでない。
- 3 委員会は、特別な場合を除くほか委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会は、安全衛生の専門事項について調査させ、又意見を聴くため、次の各号に掲げる専門部会を置くことができる。

- (1) 安全部会
- (2) 衛生部会
- (3) 安全運転部会

- 2 専門部会は、委員のうちから委員会において選出した会長及び専門部会委員をもって組織する。
- 3 専門部会は、委員会の議決による付議された事項についてすみやかに調査し、その結果を委員会に報告しなければならない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員会の同意を得て職員の中から専門部会委員を選出することができる。
- 5 前各号に定めるもののほか専門部会の会議については、第8条第1項及び第3項から第4項までの規定を準用する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課で行う。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営について、必要な事項は委員長が定める。

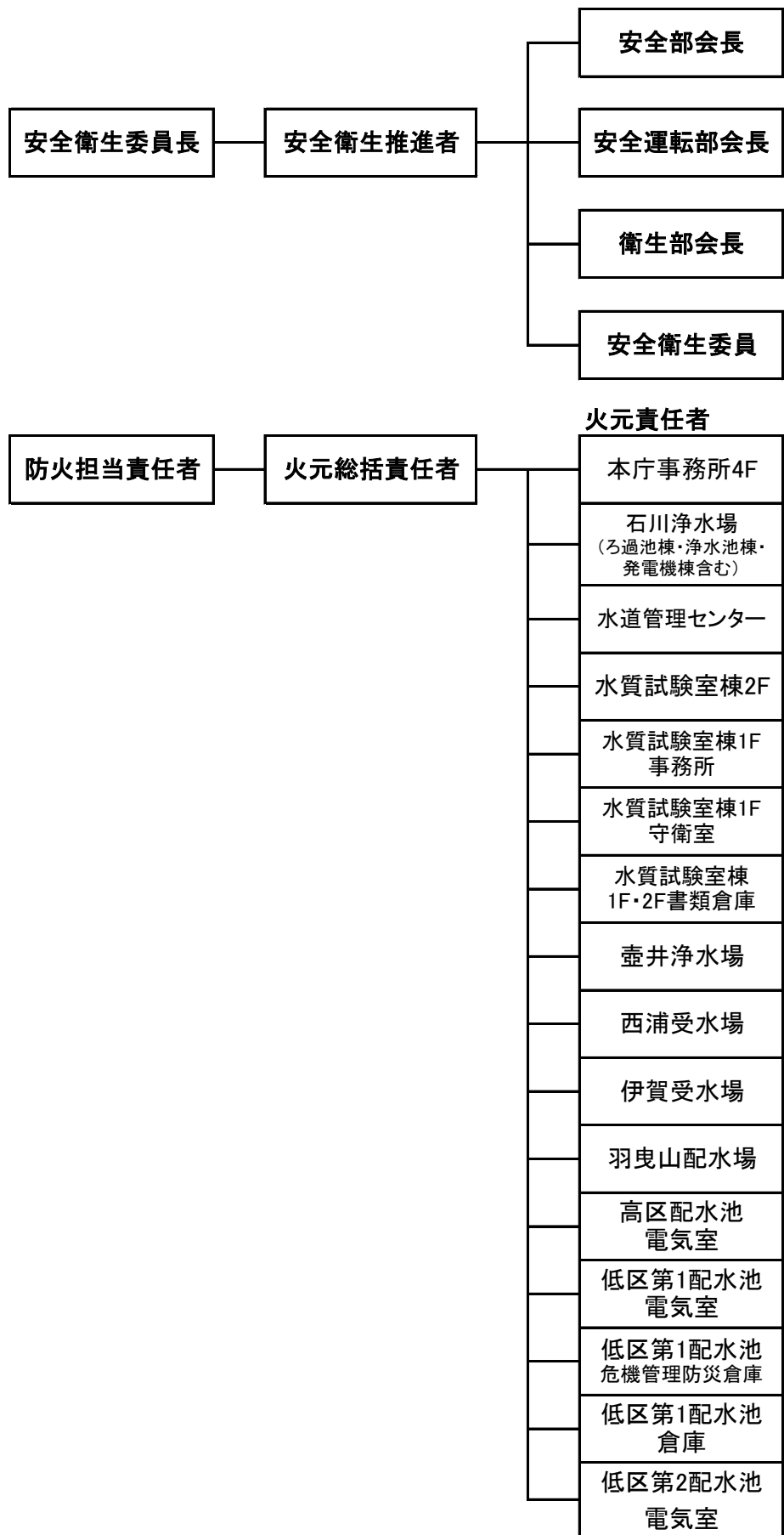


[安全衛生への思いを込めて]



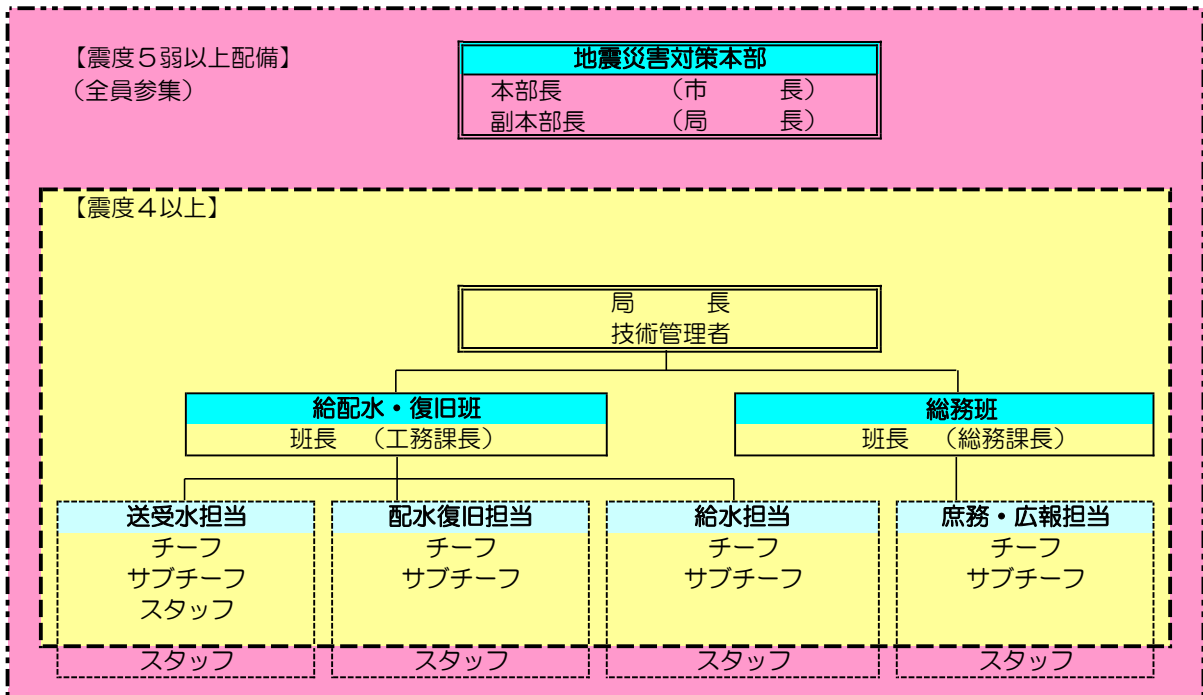
[車両点検]

(2) 安全衛生管理体制図（令和5年度）



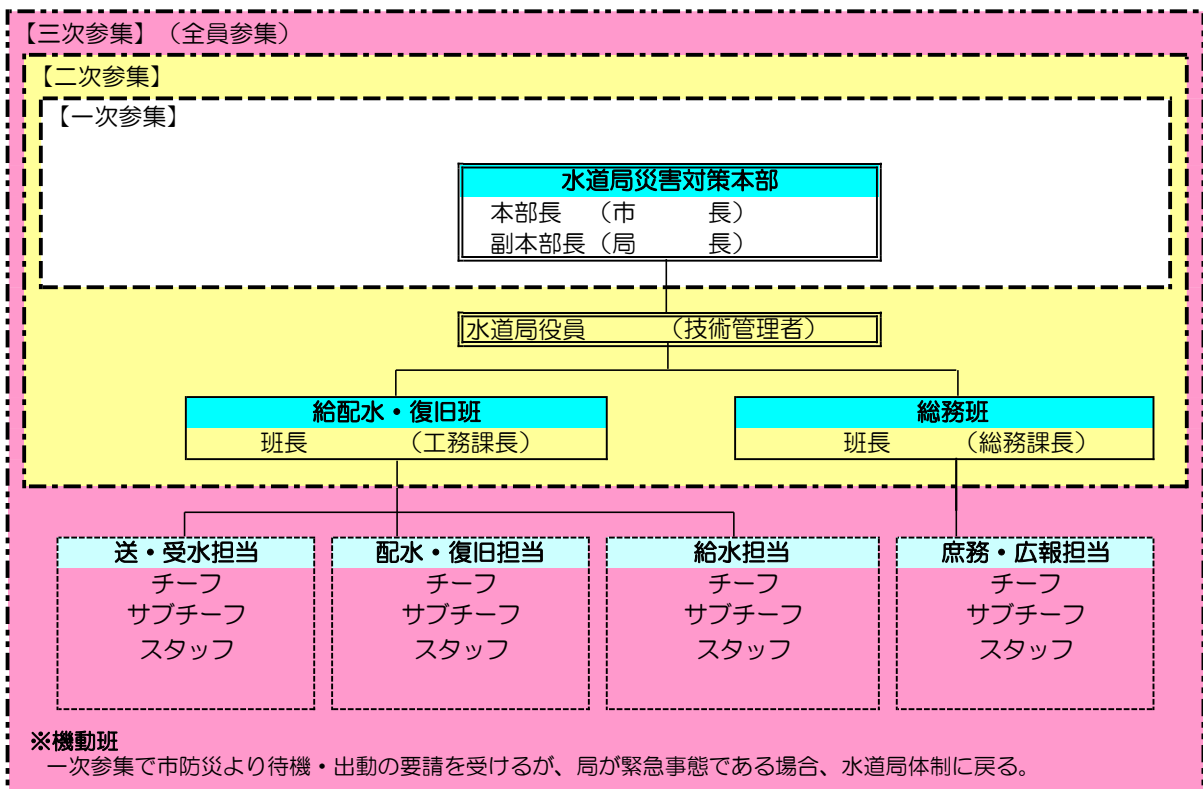
(3)地震・風水害・その他出動体制組織

① 地震時出動体制組織図



- 震度4以上の場合には、事前指定職員が参集する。
- 震度5弱以上の場合には、全員参集とする。(上下水道震災対策本部体制)
- 各班担当は本部に参集し、施設担当は水道管理センターに参集する。
- 地震発生直後、送配水担当は給水活動を優先し、発生後4日目以降は、水道施設の調査及び緊急対応を行う。

② 風水害・その他出動体制組織図



③ その他市長が必要と認めた場合

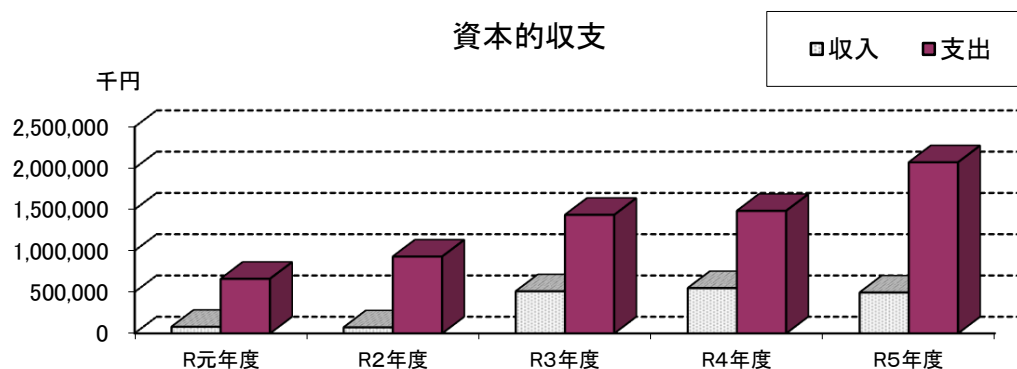
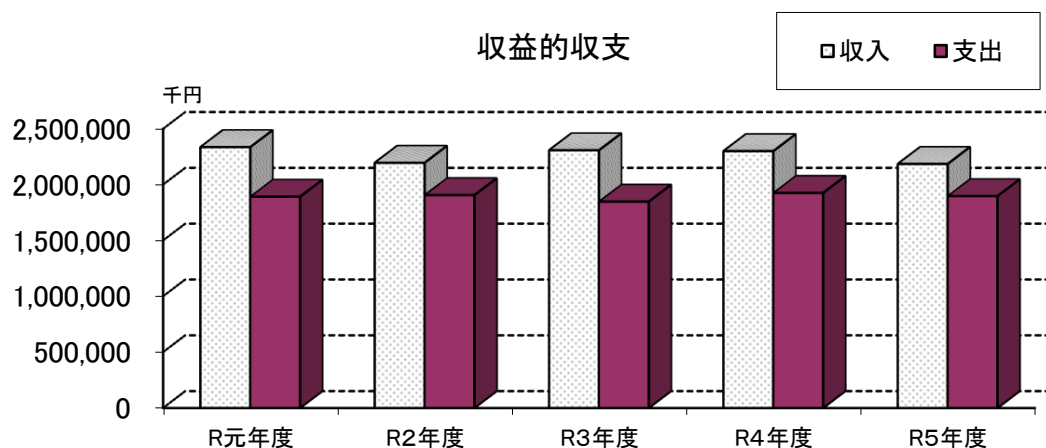
震度3以上の地震時に市内において局地的な被害が発生したとき。
休日・夜間に台風等により気象警報の発表が予想されるとき。 など

政 財 Ⅲ



高区配水池

1. 令和5年度 決算の概要



収益的収支(税抜) (単位:千円)			資本的収支(税込) (単位:千円)		
収入	2,185,445	100%	収入	494,823	100%
水道料金	1,606,516	74%	企業債	390,000	79%
長期前受金戻入	350,654	16%	工事負担金	97,842	20%
その他	228,275	10%	他会計負担金	6,981	1%
支出	1,897,336	100%	支出	2,071,922	100%
減価償却費	734,523	39%	建設改良費	1,974,367	95%
受水費	380,237	20%	企業債償還金	97,575	5%
委託料	343,415	18%	不足金	1,577,099	
人件費	181,183	10%			
資産減耗費	21,527	1%			
動力費	85,788	4%			
その他	150,663	8%			
利益	288,109				

(1) 収益的収入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額
第1款 事業収益	2,428,690,000	24,869,000	0
第1項 営業収益	2,019,239,000	△ 155,730,000	0
第2項 営業外収益	409,451,000	180,599,000	0
第3項 特別利益	0	0	0

(2) 収益的支出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公 営企業 法第24 条第3 項の規 定によ る支出 額	小 計
第1款 事業費用	2,314,734,000	△ 47,898,000	0	0	0	2,266,836,000
第1項 営業費用	2,223,076,000	△ 64,311,000	546,000	△ 2,892,000	0	2,156,419,000
第2項 営業外費用	88,658,000	16,413,000	0	2,892,000	0	107,963,000
第3項 特別損失	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
第4項 予備費	1,000,000	0	△ 546,000	0	0	454,000

(単位:円)

額		決 算 額	予算額に比べ決 算 額 の 増 減	備 考 (うち仮受消費税)
合 計				
2,453,559,000		2,438,941,947	△ 14,617,053	170,236,416
1,863,509,000		1,854,349,450	△ 9,159,550	166,691,550
590,050,000		584,278,390	△ 5,771,610	3,544,866
0		314,107	314,107	0

(単位:円)

額		決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税)
地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
0	2,266,836,000	1,983,999,330	0	282,836,670	87,774,544
0	2,156,419,000	1,962,352,736	0	194,066,264	87,749,212
0	107,963,000	21,382,995	0	86,580,005	1,362
0	2,000,000	263,599	0	1,736,401	23,970
0	454,000	0	0	454,000	0

(3) 資本的収入

区 分	予 算			地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当初予算額	補正予算額	小 計	
第1款 資本的収入	1,133,379,000	△ 627,441,000	505,938,000	0
第1項 企業債	900,000,000	△ 510,000,000	390,000,000	0
第2項 国庫補助金	26,000,000	△ 26,000,000	0	0
第3項 工事負担金	200,369,000	△ 91,441,000	108,928,000	0
第4項 他会計負担金	7,000,000	0	7,000,000	0
第5項 固定資産売却代金	10,000	0	10,000	0

(4) 資本的支出

区 分	予 算			額		
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
第1款 資本的支出	2,239,663,000	△ 17,476,000	0	2,222,187,000	0	949,302,767
第1項 建設改良費	2,142,088,000	△ 17,476,000	0	2,124,612,000	0	949,302,767
第2項 企業債償還金	97,575,000	0	0	97,575,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,577,099,367円は当年度消費税資本的収支調整額167,919,538円、

(単位:円)

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考 (うち仮受消費税)
継続費通次 繰越額に係 る財源充当 額	合 計			
0	505,938,000	494,822,500	△ 11,115,500	8,357,618
0	390,000,000	390,000,000	0	0
0	0	0	0	0
0	108,928,000	97,841,900	△ 11,086,100	8,357,618
0	7,000,000	6,980,600	△ 19,400	0
0	10,000	0	△ 10,000	0

(単位:円)

合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考 (うち仮払消費税)
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通次 繰越額	合 計		
3,171,489,767	2,071,921,867	0	855,487,390	855,487,390	244,080,510	176,277,156
3,073,914,767	1,974,346,998	0	855,487,390	855,487,390	244,080,379	176,277,156
97,575,000	97,574,869	0	0	0	131	0

当年度損益勘定留保資金405,395,322円、減債積立金18,800,000円及び建設改良積立金984,984,507円で補てんした。

2. 収益的収支の推移

(単位:千円)

科 目	年 度				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
事業収益	2,335,948	2,195,693	2,307,992	2,299,987	2,185,445
営業収益	1,861,326	1,710,332	1,854,841	1,833,598	1,687,658
給水収益	1,784,406	1,635,688	1,790,085	1,762,650	1,606,516
受託工事収益	14,751	11,451	9,888	9,458	19,690
その他営業収益	62,169	63,193	54,868	61,490	61,452
営業外収益	474,622	485,361	452,497	466,158	497,473
受取利息	1,523	1,033	386	1,942	991
受託工事収益	0	0	0	0	0
他会計補助金	1,880	1,400	1,320	1,460	1,228
他会計負担金	0	0	0	0	93,101
長期前受金戻入	393,065	377,972	375,887	361,144	350,654
雑収益	78,154	104,956	74,904	101,612	51,499
特別利益	0	0	654	231	314
固定資産売却益	0	0	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	0	0	0
その他特別利益	0	0	654	231	314
事業費用	1,892,115	1,906,207	1,847,984	1,925,824	1,897,336
営業費用	1,842,274	1,830,227	1,803,675	1,854,339	1,874,604
原水及び浄水費	646,523	637,006	634,970	648,684	654,281
配水及び給水費	144,538	150,422	113,074	148,458	135,752
受託工事費	21,855	19,996	23,125	21,933	18,500
業務費	134,705	121,798	130,828	138,826	160,462
総係費	144,447	151,022	144,048	139,022	149,559
減価償却費	722,673	719,981	730,853	723,578	734,523
資産減耗費	27,533	30,002	26,777	33,838	21,527
その他営業費用	0	0	0	0	0
営業外費用	48,802	75,533	43,747	71,334	22,492
支払利息	21,068	17,696	14,256	14,009	16,983
受託工事費	0	0	0	0	0
雑支出	27,734	57,837	29,491	57,325	5,509
特別損失	1,039	447	562	151	240
固定資産売却損	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	1,039	447	562	151	240
その他特別損失	0	0	0	0	0
収 支 差 引	443,833	289,486	460,008	374,163	288,109

3. 資本的収支の推移

(単位:千円)

年 度 科 目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
資本的収入	78,914	72,089	509,454	548,047	494,823
企業債	0	0	458,300	480,800	390,000
政府資金	0	0	0	0	0
公庫資金	0	0	458,300	480,800	390,000
その他	0	0	0	0	0
国庫(府)補助金	0	0	0	0	0
工事負担金	78,476	72,089	48,751	66,338	97,842
分担金	43,159	42,022	39,744	38,472	36,194
配管負担金等	35,317	30,067	9,007	27,866	61,648
他会計負担金	438	0	2,403	909	6,981
出資金	0	0	0	0	0
固定資産売却代金	0	0	0	0	0
資本的支出	660,601	930,061	1,435,123	1,483,769	2,071,922
建設改良費	551,914	818,003	1,323,608	1,373,378	1,974,347
企業債償還金	108,687	112,058	111,515	110,390	97,575
政府資金	61,744	63,661	65,643	67,692	60,889
地方公共団体 金融機構資金	46,943	48,397	45,872	42,698	36,686
その他	0	0	0	0	0
収 支 差 引	△ 581,687	△ 857,972	△ 925,669	△ 935,722	△ 1,577,099

4. 貸借対照表の推移(借方)

(単位:千円)

科目 \ 年 度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
資産	23,705,148	23,445,279	24,269,425	24,843,761	24,879,530
固定資産	19,640,529	19,721,644	20,211,369	20,763,746	21,872,764
有形固定資産	19,482,306	19,568,607	20,063,519	20,621,082	21,735,286
土地	1,495,273	1,520,083	1,520,083	1,520,083	1,520,083
建物	1,514,379 (505,336)	1,514,379 (535,884)	1,514,379 (566,432)	1,514,379 (596,543)	1,514,379 (626,654)
構築物	28,265,552 (12,760,334)	28,806,756 (13,247,275)	29,334,844 (13,800,365)	29,967,238 (14,270,974)	32,214,204 (14,818,371)
機械及び装置	2,584,156 (1,218,281)	2,656,306 (1,330,300)	2,658,971 (1,449,113)	2,701,508 (1,549,929)	2,697,907 (1,645,807)
車両運搬具	29,377 (24,549)	28,453 (24,197)	25,415 (19,286)	25,842 (19,319)	25,842 (20,354)
工具器具及び備品	50,584 (36,769)	50,784 (39,794)	52,372 (42,197)	54,912 (42,728)	55,943 (44,307)
建設仮勘定	88,254	169,296	834,848	1,316,613	862,421
無形固定資産	158,223	153,037	147,850	142,664	137,478
施設利用権	152,535	148,502	144,469	140,436	136,404
電話加入権	1,074	1,074	1,074	1,074	1,074
ソフトウェア	4,614	3,461	2,307	1,154	0
投資	0	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0	0
流動資産	3,929,619	3,723,635	4,058,056	4,080,015	3,006,766
現金預金	3,681,881	3,439,008	3,785,171	3,786,371	2,729,303
未収金	232,914	265,470	251,983	271,676	255,407
貯蔵品	14,824	19,157	20,902	21,968	22,056
保管有価証券	0	0	0	0	0
短期有価証券	0	0	0	0	0
前払金	0	0	0	0	0

()は減価償却累計額

貸借対照表の推移(貸方)

(単位:千円)

科 目 \ 年 度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
負債	11,318,830	10,904,476	11,268,613	11,468,788	11,216,446
固定負債	783,790	673,363	1,017,049	1,337,013	1,645,201
企業債(建設改良費等の財源たる)	548,386	436,871	784,781	1,168,006	1,471,417
引当金	235,404	236,492	232,268	169,007	173,784
流動負債	775,639	702,845	1,012,867	1,135,191	761,853
企業債(建設改良費等の財源たる)	112,058	111,515	110,390	97,575	86,589
未払金	350,903	328,518	700,390	821,562	457,729
前受金	57,003	45,969	40,107	49,906	37,180
引当金	110,413	63,845	23,951	19,470	17,290
預り金	145,262	152,998	138,030	146,678	163,065
預り有価証券	0	0	0	0	0
繰延収益	9,759,401	9,528,268	9,238,697	8,996,584	8,809,392
補助金	12,993	12,272	11,799	11,326	10,875
受贈財産評価額	1,413,202	1,448,053	1,437,684	1,446,095	1,461,970
工事負担金	8,189,852	7,929,945	7,653,977	7,407,187	7,201,760
他会計負担金	143,354	137,998	135,237	131,976	134,787
資本	12,251,318	12,540,804	13,000,812	13,374,974	13,663,085
資本金	7,747,815	7,932,859	8,357,163	8,789,675	9,213,756
自己資本金 ※H26より「資本金」	7,747,815	7,932,859	8,357,163	8,789,675	9,213,756
借入資本金	0	0	0	0	0
剰余金	4,503,503	4,607,945	4,643,648	4,585,299	4,449,329
資本剰余金	1,382,089	1,382,089	1,382,089	1,382,089	1,382,089
国庫府補助金	0	0	0	0	0
受贈財産評価額	461,477	461,477	461,477	461,477	461,477
寄付金	0	0	0	0	0
工事負担金	920,612	920,612	920,612	920,612	920,612
他会計負担金	0	0	0	0	0
利益剰余金	3,121,414	3,225,856	3,261,559	3,203,210	3,067,240
減債積立金	0	0	0	0	0
建設改良積立金	1,247,389	1,141,284	916,273	821,292	85,308
未処分利益剰余金	1,874,025	2,084,572	2,345,286	2,381,918	2,981,932

5. 事業費用構成

(1) 経常費用構成比 (受託工事費等を含む)

(単位:千円)

年度 科目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
職員給与費	224,751	220,968	202,818	201,493	181,183
支払利息	21,068	17,697	14,255	14,009	16,983
減価償却費	722,673	719,981	730,853	723,578	734,523
受水費	396,803	392,258	387,032	375,879	380,237
動力費	67,488	63,268	68,842	93,987	85,788
修繕費	0	0	0	44,274	36,654
材料費	10,219	6,898	2,878	4,790	2,900
薬品費	4,057	5,736	5,607	5,874	3,087
路面復旧費	8,760	11,544	15,286	9,531	7,081
その他	435,257	467,410	419,851	452,259	448,660
合計	1,891,076	1,905,760	1,847,422	1,925,674	1,897,096

(2) 経常費用構成比 (受託工事費等を除く)

(単位:千円)

年度 科目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
職員給与費	204,978	201,467	181,715	180,022	163,072
支払利息	21,068	17,696	14,255	14,009	16,983
減価償却費	722,673	719,981	730,853	723,578	734,523
受水費	396,803	392,258	387,032	375,879	380,237
動力費	67,488	63,268	68,842	93,987	85,788
修繕費	0	0	0	44,247	36,593
材料費	10,219	6,898	2,878	4,790	2,900
薬品費	4,057	5,736	5,607	5,874	3,087
路面復旧費	7,311	11,514	13,786	9,531	7,081
その他	434,624	466,947	419,329	451,824	448,332
合計	1,869,221	1,885,765	1,824,297	1,903,741	1,878,596

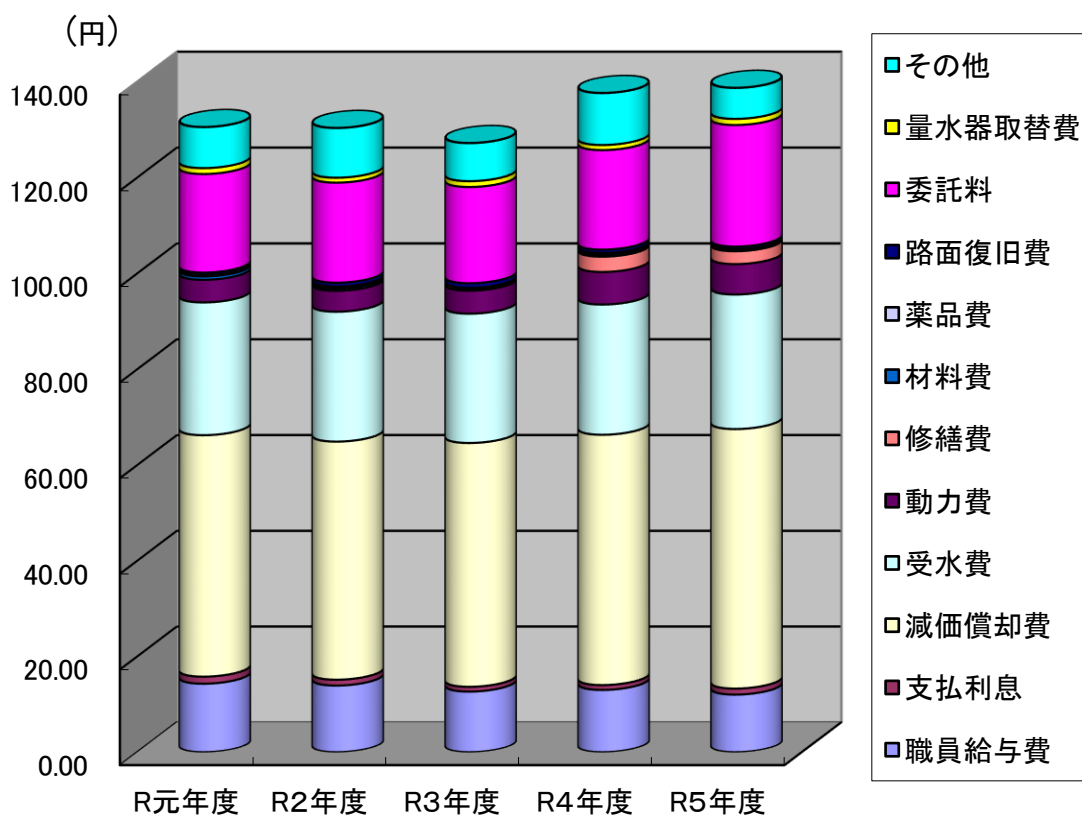
(3) 有収水量1m³当たりの費用

性質別給水原価

(単位:円)

科目 \ 年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
職員給与費	14.32	13.93	12.67	13.02	12.04
支払利息	1.47	1.22	1.00	1.01	1.26
減価償却費	50.47	49.77	50.96	52.32	54.24
受水費	27.71	27.11	26.99	27.18	28.08
動力費	4.72	4.37	4.80	6.79	6.34
修繕費	0.00	0.00	0.00	3.20	2.70
材料費	0.71	0.48	0.20	0.35	0.21
薬品費	0.28	0.40	0.39	0.42	0.23
路面復旧費	0.51	0.80	0.96	0.69	0.52
委託料	20.57	20.88	20.08	20.77	25.36
量水器取替費	1.23	1.03	1.22	1.06	1.28
その他	8.56	10.37	7.94	10.84	6.47
計	130.55	130.36	127.21	137.65	138.73

有収水量1m³当たりの性質別給水原価



6. 経営分析

項 目	算 定 式	R元年度
固定資産構成比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} (+ \text{繰延資産})} \times 100$	83.3
固定負債構成比率 (%)	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	3.3
自己資本構成比率 (%)	$\frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	93.4
固定資産対長期資本比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{固定負債} + \text{繰延収益}} \times 100$	86.2
固定比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}} \times 100$	89.2
流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	506.6
酸性試験比率 (%)	$\frac{\text{現金預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$	504.7
現金比率 (%)	$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$	474.7
自己資本回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \times 1/2}$	0.1
固定資産回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産}) \times 1/2}$	0.1
減価償却率 (%)	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{償却資産(有形+無形)} + \text{当年度減価償却費}} \times 100$	3.8
流動資産回転率 (回)	$\frac{(\text{営業収益} - \text{営業・受託工事収益})}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産}) \times 1/2} \times 100$	0.5
未収金回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金} + \text{期末未収金}) \times 1/2}$	7.2

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	説 明
84.1	83.3	83.6	87.9	この比率が高ければ、資本が固定化の傾向にある。公営企業の場合は設備投資型企業であるので、この比率が高い。
2.9	4.2	5.4	6.6	この比率が高ければ、負債の返済に追われ、金利負担により企業経営が悪化することになる。
94.1	91.6	90.0	90.3	企業経営上は、この比率が高いほど良いが、通常公営企業は施設を企業債で建設するので一般的に低率である。
86.7	86.9	87.6	90.7	この比率が100%以上の場合は固定資産の調達原資の一部が短期資金で賄われていることを意味する。
89.4	90.9	92.8	97.3	固定資産の調達原資は自己資本によって賄われるべきであるとする企業財政上の原則から100%以下が望ましい。
529.8	400.7	359.4	394.7	この比率が高ければ短期債務に応ずる流動資産が豊富なことを意味する。流動性を確保するためには2倍以上が理想である。
527.1	398.6	357.5	391.8	この比率が高いほど運転資金が豊富で支払能力があることを意味する。一般的には、100%以上であることが要求される。
489.3	373.7	333.5	358.2	この比率は、当座の支払能力を測定するために用いられるもので100%以上であることが望ましい。
0.1	0.1	0.1	0.1	この比率が高いほど、投下資本に比して営業活動が活発なことを意味する。 ※自己資本＝資本金＋剰余金＋繰延収益
0.1	0.1	0.1	0.1	この比率が高ければ、固定資産が利用されていることを示し、低いことは過大投資を意味する。
3.8	3.6	3.6	3.5	この比率は、償却対象固定資産に対する平均償却率であり、水道事業においては3%前後で団体間、年度間でほとんど差異はない。
0.4	0.5	0.5	0.5	この比率が高いほど企業の資本運用効率が良いことを意味する。
6.7	7.0	6.9	6.2	営業未収金等の回転速度を示すもので、高いほど未収金の回収期間が短いことを意味する。

項 目	算 定 式	R元年度
総資本利益率 (%)	$\frac{\text{当 年 度 純 利 益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計}) \times 1/2} \times 100$	1.9
総収支比率 (%)	$\frac{\text{総 収 益}}{\text{総 費 用}} \times 100$	123.5
利子負担率 (%)	$\frac{(\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費})}{\text{負債}(\text{他会計借入金} + \text{一時借入金}) + \text{借入資本金}} \times 100$	3.2
企業債償還元金対 減価償却費比率 (%)	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{当 年 度 減 価 償 却 費}} \times 100$	15.0
企業債償還元金対 料金収入比率 (%)	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$	6.1
企業債利息対 料金収入比率 (%)	$\frac{\text{企 業 債 利 息}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$	1.2
企業債元利償還元金対 料金収入比率 (%)	$\frac{\text{建設改良のための企業債元利償還元金}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$	7.3
経常収益対経常費用比率 (%)	$\frac{\text{経 常 収 益}}{\text{経 常 費 用}} \times 100$	123.5
営業収益対営業費用比率 (%)	$\frac{(\text{営業収益} - \text{営業・受託工事収益})}{(\text{営業費用} - \text{営業・受託工事費})} \times 100$	101.4
職員給与費対 料金収入比率 (%)	$\frac{\text{職 員 給 与 費}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$	11.5
未払金回転率 (回)	$\frac{(\text{営業収益} - \text{営業・受託工事収益})}{(\text{期首未払金} + \text{期末未払金}) \times 1/2}$	4.4
累積欠損比率 (%)	$\frac{\text{累 積 欠 損 金}}{\text{営 業 収 益} - \text{受 託 工 事 収 益}} \times 100$	—
不良債務比率 (%)	$\frac{\text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})}{\text{営 業 収 益} - \text{受 託 工 事 収 益}} \times 100$	—

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	説 明
1.2	1.9	1.5	1.2	この比率は、投下した総資本に対してどれだけの純利益が生じているかを示す。比率の高低よりもすう勢の変化を見るべきである。
115.2	124.9	119.4	115.2	企業活動の能率を示すもので、100%以上が良い。
3.2	1.6	1.1	1.1	この比率が高ければ、金利負担が多く、企業経営が圧迫されていることを示す。財務の健全性を確保するためには最小の負担にとどめる必要がある。
15.6	15.3	15.3	13.3	企業債元金の償還は、減価償却費等の損益勘定留保資金から支払われることとなるので、この比率が低い方が良い。
6.9	6.2	6.3	6.1	企業債償還能力を示すものである。この比率が小さいほど企業債への依存が小さく経営は安定している。
1.1	0.8	0.8	1.1	企業債償還能力を示すものである。この比率が小さいほど企業債への依存が小さく経営は安定している。
7.9	7.0	7.1	7.1	上記比率と同じ意味をもつ。
115.2	124.9	119.4	115.2	営業成績の良否を判定するもので、独立採算制の原則により100%以上が良い。
93.8	103.6	99.5	89.9	営業活動の能率を示すもので、経営活動の成否が判断される。この比率が100%以下である場合は、原価に見合う収益の確保に努める必要がある。
12.3	10.2	10.2	10.2	職員給与費の分析上最もよく用いられる指標の1つである。この比率が高いほど労働分配率が高く、固定費の増嵩を意味する。
5.0	3.6	2.4	2.6	この比率が高ければ、未払債務が少なく債務の弁済期間が短いことを示す。
—	—	—	—	この比率は経営悪化の度合を示すもので、赤字の出た場合には早速解消する必要がある。
—	—	—	—	この比率が10%を上回る企業については、現在、地方公営企業の再建措置要領や赤字企業に対する起債制限等の指導が行われる。

7. 業務分析

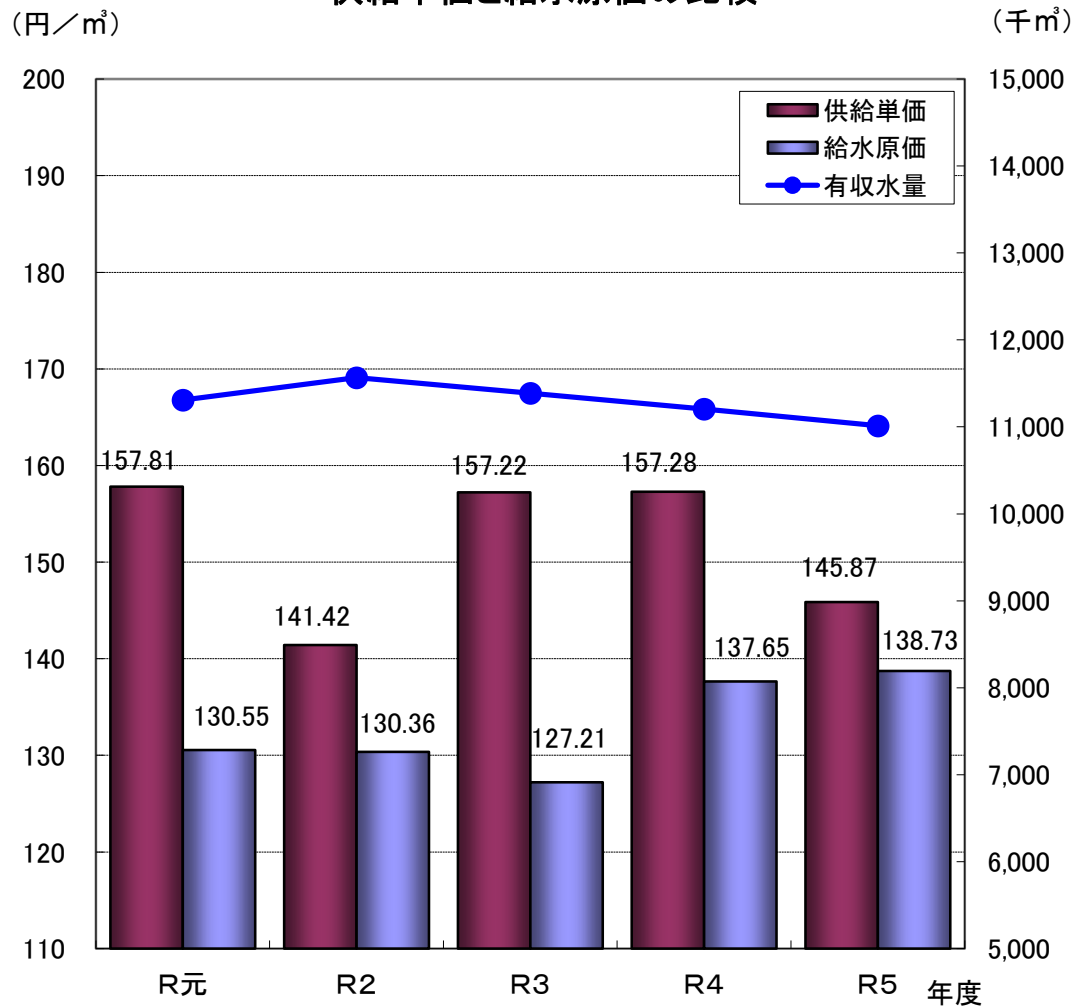
項 目	計 算 式	R元年度	R2年度	R3年度
普 及 率 (%)	$\frac{\text{給水人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$	97.7	97.6	97.6
1日平均配水量 (m ³)	$\frac{\text{年間総配水量}}{\text{年間日数}}$	32,250	32,626	31,996
1人1日最大配水量 (ℓ)	$\frac{\text{1日最大配水量}}{\text{給水人口}} \times 1000$	337	343	336
1人1日平均配水量 (ℓ)	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{給水人口}} \times 1000$	298	304	300
有 収 率 (%)	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$	95.8	97.1	97.5
負 荷 率 (%)	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日最大配水量}} \times 100$	88.4	88.7	89.3
施 設 利 用 率 (%)	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{配水能力}} \times 100$	82.5	83.4	81.8
最 大 稼 動 率 (%)	$\frac{\text{1日最大配水量}}{\text{配水能力}} \times 100$	93.3	94.1	91.6
配水管使用効率 (m ³ /m)	$\frac{\text{年間総配水量}}{\text{導送配水管延長}}$	25.6	25.7	25.2
固定資産使用効率 (m ³ /万円)	$\frac{\text{年間総配水量}}{\text{有形固定資産}}$	6.1	6.1	5.8
職員1人当り 有形固定資産 (万円)	$\frac{\text{有形固定資産}}{\text{職員数}}$	67,180	67,478	66,878
職員1人当り給水人口 (人)	$\frac{\text{給水人口}}{\text{損益勘定所属職員}}$	4,507	4,467	4,271
職員1人当り給水量 (m ³)	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員}}$	471,131	481,931	455,429
職員1人当り営業収益 (千円)	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{損益勘定所属職員}}$	76,941	70,786	73,798
供 給 単 価 (円)	$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$	157.81	141.42	157.22
給 水 原 価 (円)	$\frac{\text{経常費用}-\text{受託工事費等}}{\text{年間総有収水量}}$	130.55	130.36	127.21

R4年度	R5年度	説 明
97.6	97.6	行政区域内人口と給水人口との割合。
31,444	31,119	年間の配水量を年間の日数で除したもの。
340	325	1人が、1日に使用した最大の水量。
297	296	1人が、1日に使用した平均の水量。
97.6	96.7	総配水量のうち、料金収入となった水量の割合。
87.3	91.1	この比率が100%に近づくほど施設の稼働状態が良く、水道事業の体質が良いことを意味する。
80.4	79.6	この比率は、施設の利用状況の良否を示すもので、この比率が高ければ施設の効率的な利用を意味する。
92.1	87.4	現有施設の配水能力が過大投資か、逆に将来にわたり適性な能力か判断するもので、100%以上の時は施設が不足し、100%を大きく下回る時は過大施設を有しているといえる。
24.8	24.6	物質的投下資本(配水管)が、配水量にどれだけ貢献したのか投資効果を示す。
5.6	5.2	固定資産に投下された資本の投資効率を示す。
71,107	77,626	事業の規模に対する職員数の適否を検討することにより、労働生産性の良否を示す。
4,419	4,382	上記比率と同じ意味をもつ。
466,949	458,897	上記比率と同じ意味をもつ。
76,006	69,499	上記比率と同じ意味をもつ。
157.28	145.87	水1m ³ の販売価格がいくらかを見る指標である。
137.65	138.73	水1m ³ を販売するのにいくらを要するかを見る指標である。

8. 供給単価及び給水原価

年 度	供 給 単 価			給 水 原 価		
	給水収益 円	有収水量 m ³	単価 円	経 常 費 用 一 受 託 工 事 費 等 円	有収水量 m ³	単価 円
R元	1,784,406,287	11,307,141	157.81	1,476,155,696	11,307,141	130.55
R2	1,635,688,009	11,566,345	141.42	1,507,792,398	11,566,345	130.36
R3	1,790,084,761	11,385,733	157.22	1,448,410,045	11,385,733	127.21
R4	1,762,650,134	11,206,786	157.28	1,542,596,996	11,206,786	137.65
R5	1,606,515,768	11,013,532	145.87	1,527,941,232	11,013,532	138.73

供給単価と給水原価の比較



IV 業 務

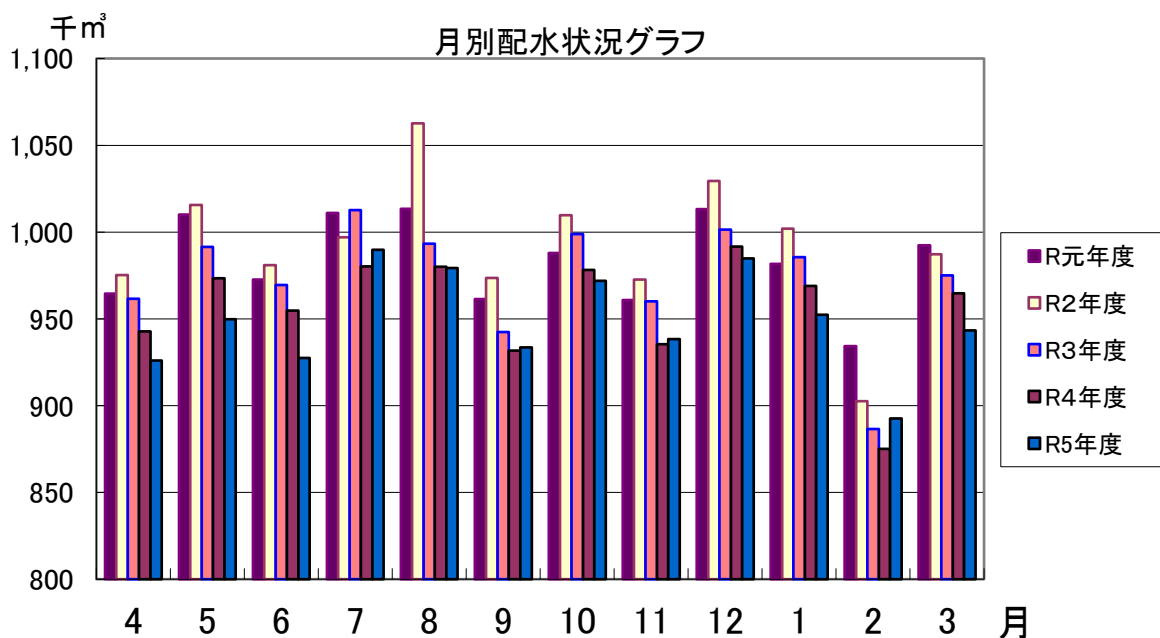


水道管理センター中央監視室
(石川浄水場内)

1. 月別配水状況

(単位: m³)

月	年度 配水量	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		4	配水量	964,507	975,271	961,635
	前年度との増減	▲ 9,991	10,764	▲ 13,636	▲ 18,804	▲ 16,861
5	配水量	1,010,123	1,015,565	991,520	973,399	949,756
	前年度との増減	5,496	5,442	▲ 24,045	▲ 18,121	▲ 23,643
6	配水量	972,725	980,868	969,472	954,779	927,463
	前年度との増減	▲ 12,356	8,143	▲ 11,396	▲ 14,693	▲ 27,316
7	配水量	1,010,940	996,935	1,012,676	980,165	989,869
	前年度との増減	▲ 45,255	▲ 14,005	15,741	▲ 32,511	9,704
8	配水量	1,013,384	1,062,649	993,278	980,047	979,243
	前年度との増減	▲ 23,874	49,265	▲ 69,371	▲ 13,231	▲ 804
9	配水量	961,377	973,480	942,474	931,782	933,628
	前年度との増減	324	12,103	▲ 31,006	▲ 10,692	1,846
10	配水量	988,004	1,009,724	998,875	978,092	971,946
	前年度との増減	▲ 22,461	21,720	▲ 10,849	▲ 20,783	▲ 6,146
11	配水量	960,859	972,714	960,052	935,454	938,423
	前年度との増減	▲ 16,912	11,855	▲ 12,662	▲ 24,598	2,969
12	配水量	1,013,161	1,029,486	1,001,394	991,585	984,779
	前年度との増減	▲ 5,798	16,325	▲ 28,092	▲ 9,809	▲ 6,806
1	配水量	981,754	1,002,010	985,477	968,936	952,396
	前年度との増減	▲ 16,665	20,256	▲ 16,533	▲ 16,541	▲ 16,540
2	配水量	934,344	902,622	886,586	875,139	892,631
	前年度との増減	31,272	▲ 31,722	▲ 16,036	▲ 11,447	17,492
3	配水量	992,345	987,305	974,969	964,706	943,375
	前年度との増減	4,323	▲ 5,040	▲ 12,336	▲ 10,263	▲ 21,331
計	配水量	11,803,523	11,908,629	11,678,408	11,476,915	11,389,479
	前年度との増減	▲ 111,897	105,106	▲ 230,221	▲ 201,493	▲ 87,436
	対前年度増減率(%)	▲ 0.94	0.89	▲ 1.93	▲ 1.73	▲ 0.76
	3月末給水人口(人)	108,174	107,215	106,778	106,047	105,162
	対前年度増減率(%)	▲ 0.83	▲ 0.89	▲ 0.41	▲ 0.68	▲ 0.83

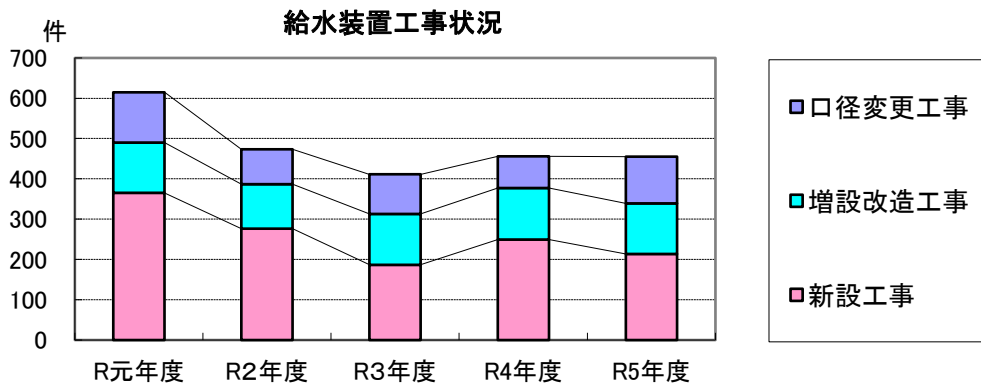


2. 給水工事

(1) 給水装置工事状況

(単位:件)

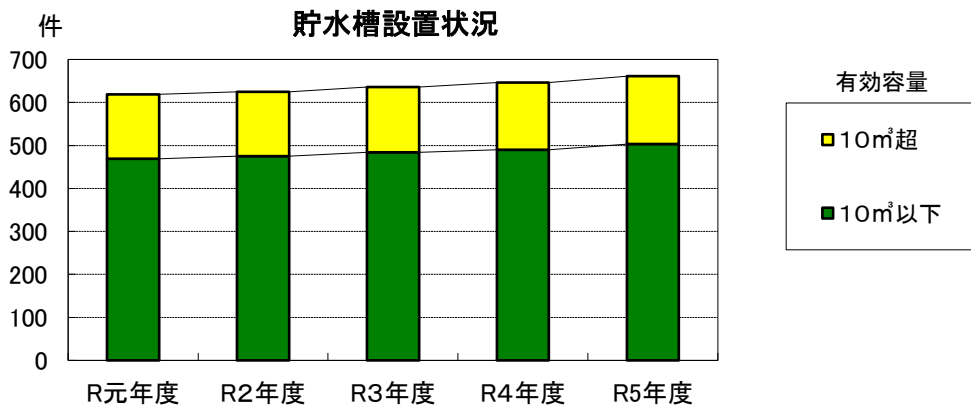
種別 \ 年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
新設工事	365	276	187	249	214
増設改造工事	125	111	126	128	125
口径変更工事	125	86	98	79	116
合計	615	473	411	456	455



(2) 貯水槽(受水槽)設置状況

(単位:件)

区分 \ 年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
対象建築物	3階建以下	11	6	10	6	13
	4階建	0	0	0	1	1
	5階建	1	0	0	1	0
	6階建	0	0	0	1	0
	7階建以上	0	0	1	1	1
	撤去	0	0	0	0	0
	計	12	6	11	10	15
10 m ³ 以下	増減	12	6	9	6	13
	累計	469	475	484	490	503
10 m ³ 超	増減	0	0	2	4	2
	累計	150	150	152	156	158
合計	619	625	636	646	661	



3. 量水器

(1) 新設状況 (単位:件)

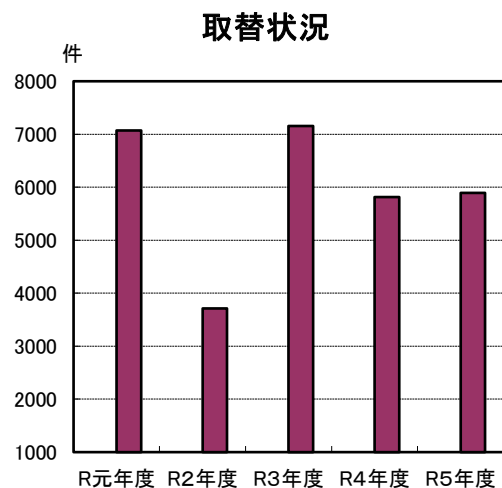
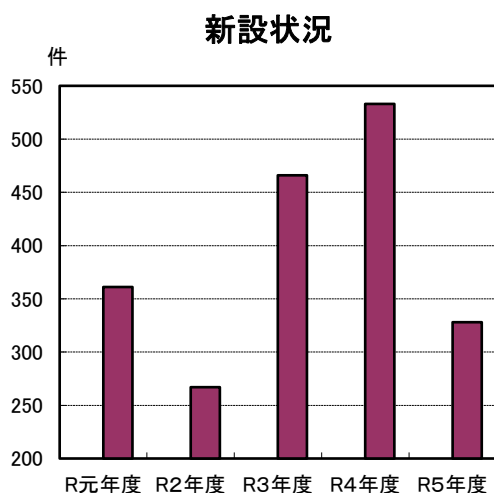
口径 \ 年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
20	344	242	434	519	308
25	14	15	14	10	13
40	2	9	11	0	6
50	0	1	5	3	1
75	1	0	1	0	0
100	0	0	0	1	0
150	0	0	0	0	0
200	0	0	1	0	0
合計	361	267	466	533	328

(2) 開・閉栓状況 (単位:件)

種別 \ 年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
新開栓	361	267	466	533	328
開栓	2,422	2,334	2,601	2,652	2,671
閉栓	2,441	2,405	2,641	2,980	2,687
撤去	0	370	19	163	528

(3) 取替状況 (単位:件)

口径 \ 年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
13	2,688	1,235	2,176	2,159	1,328
20	4,071	2,342	4,764	3,490	4,424
25	185	107	148	147	103
40	101	26	42	11	22
50	12	0	14	6	12
75	13	1	10	0	4
100	0	0	3	2	0
150	0	0	0	1	0
200	0	0	1	0	0
合計	7,070	3,711	7,158	5,816	5,893

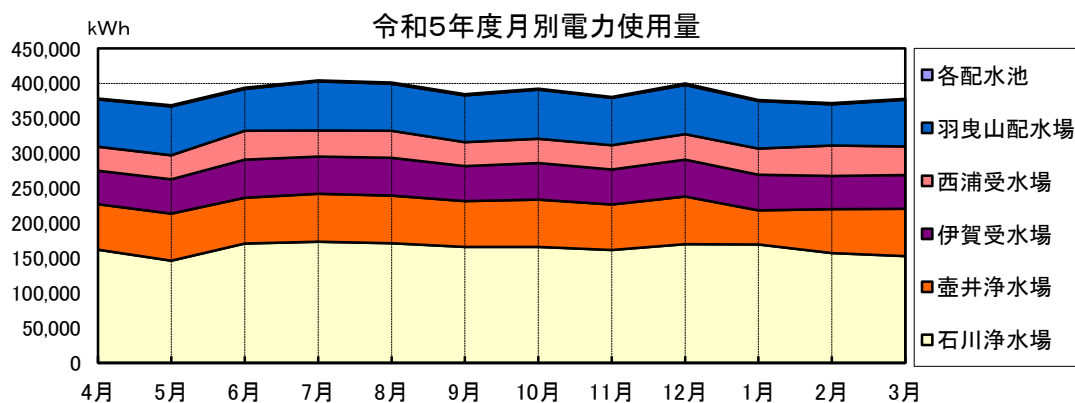
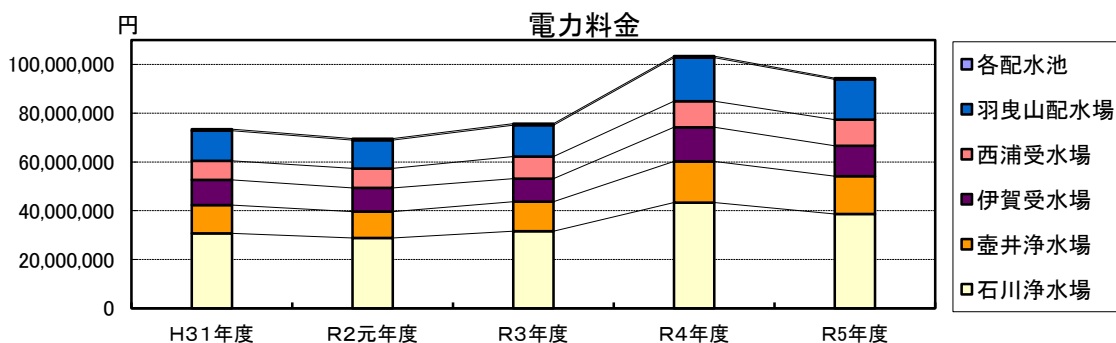
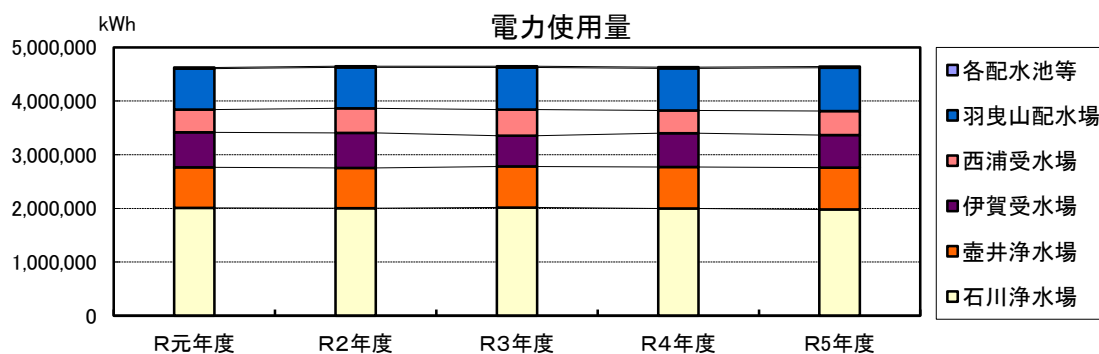


4. 動力

単位 { kWh
円

(1) 電力使用量・料金

施設名		年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
石川浄水場	電力量		2,010,336	2,006,930	2,018,149	2,001,327	1,979,578
	料金		30,721,898	28,828,610	31,649,468	43,365,513	38,712,677
壺井浄水場	電力量		754,796	748,050	762,654	772,041	780,639
	料金		11,566,198	10,799,346	12,020,656	16,862,557	15,395,560
伊賀受水場	電力量		652,413	651,075	574,608	626,508	607,127
	料金		10,308,672	9,718,602	9,475,124	14,020,425	12,478,322
西浦受水場	電力量		421,944	459,235	488,516	423,057	448,200
	料金		7,882,815	8,031,278	9,034,652	10,671,745	10,709,167
羽曳山配水場	電力量		765,543	763,303	783,089	787,730	807,413
	料金		12,318,508	11,592,233	12,914,353	17,854,215	16,604,197
各配水池等	電力量		21,193	21,493	21,230	19,592	18,422
	料金		617,723	624,196	632,384	611,071	466,820
合計	電力量		4,626,225	4,650,086	4,648,246	4,630,255	4,641,379
	料金		73,415,814	69,594,265	75,726,637	103,385,526	94,366,743

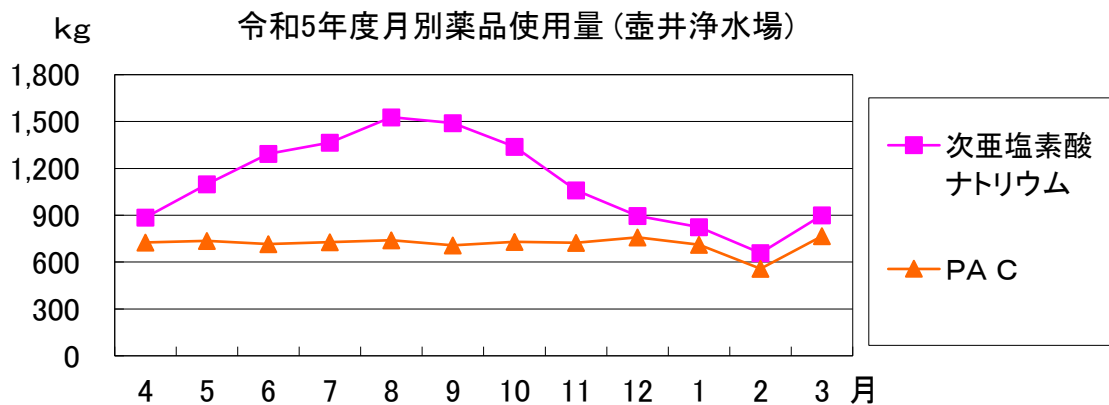
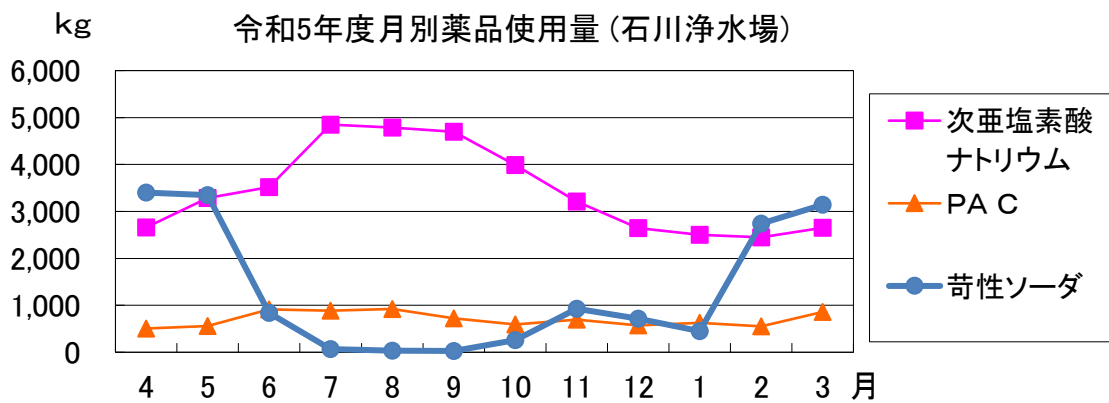


5. 薬 品

(1) 薬品使用量

(単位:kg)

施設名		年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
次亜塩素酸 ナトリウム	石川浄水場		37,544	38,290	37,049	37,532	41,253
	壺井浄水場		13,873	13,274	12,720	12,816	13,337
P A C (ポリ塩化アルミニウム)	石川浄水場		6,873	7,014	6,727	6,505	8,406
	壺井浄水場		8,732	8,550	8,701	8,634	8,600
苛性ソーダ (水酸化ナトリウム)	石川浄水場		7,849	38,868	49,483	50,565	15,974



※平成27年9月より石川浄水場でpH調整剤として苛性ソーダの使用を開始しました。



苛性ソーダ自動注入設備 (石川浄水場内)

6. 漏水等

(1) 漏水等修繕工事処理状況

(単位:件)

区 分		年 度	R元年度	R2年度	R3年度
道 路 面	本 管		56	50	43
	分 水 栓		13	16	19
	配 水 支 管		2	5	0
	仕 切 弁		0	0	2
	消 火 栓		0	1	1
	引 込 管		83	103	68
	計		154	175	133
メ ー タ ・ 止 水 栓	メ ー タ		17	26	25
	止 水 栓		344	321	325
	取	止 水 栓 BOX	3	0	1
	替	メ ー タ BOX	0	1	2
	計		364	348	353
宅 地 内 ※	蛇 口 パ ッ キ ン		2	0	8
	蛇 口 取 替		1	1	14
	水 栓 柱		2	4	6
	パ イ プ		51	52	117
	そ の 他		173	213	102
	計		229	270	247
総 合 計			747	793	733

※ 宅地内漏水については、(2)の委託業者からの情報提供による。

(2) 漏水等の修理体制

羽曳野市管工事業協同組合に委託

委託修理業務の範囲

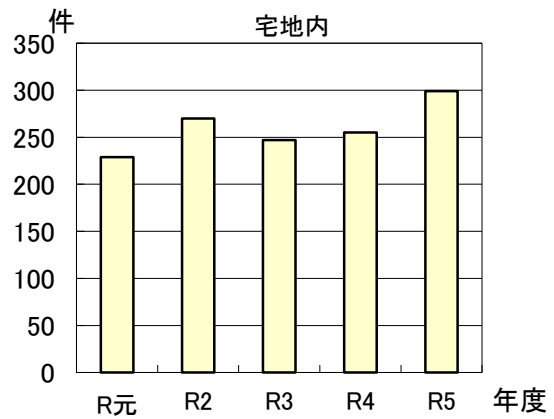
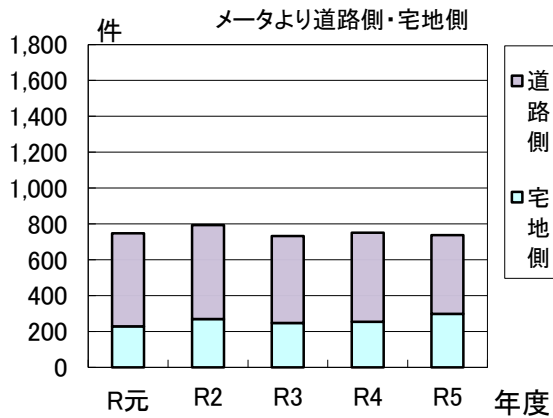
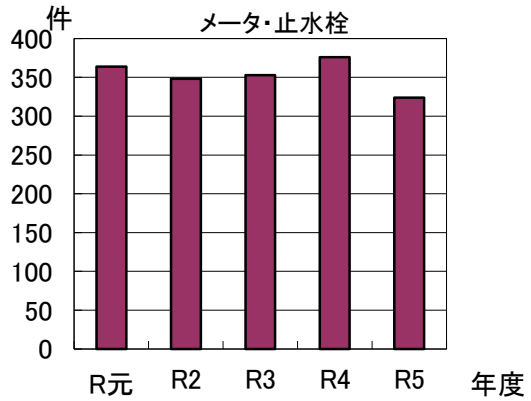
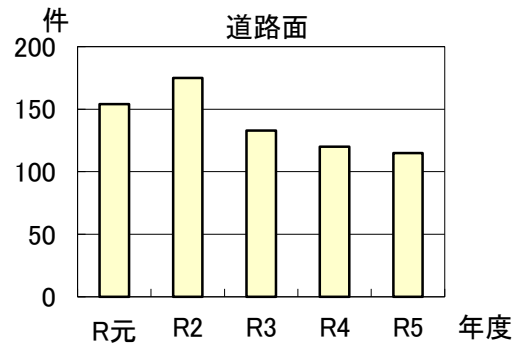
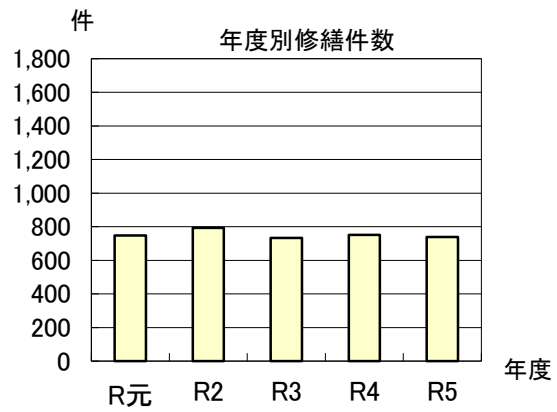
量水器までの給配水管



修繕工事の推移

(単位:件)

R4年度	R5年度
25	16
4	6
17	10
6	5
2	5
66	73
120	115
30	15
346	309
0	0
0	0
376	324
10	18
17	11
7	7
120	135
101	128
255	299
751	738



(3) 漏水の内訳

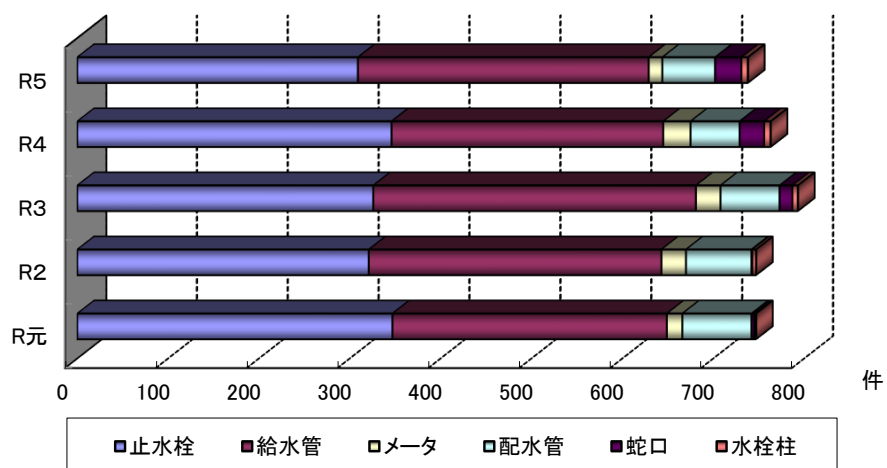
(単位:件、%)

漏水の種類別		R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
発見	市民からの通報	599	80.2	653	82.3	590	88.7	590	88.7	647	87.7
	局調査	148	19.8	140	17.7	143	11.3	143	11.3	91	12.3
場所	宅地内※	229	30.7	270	34.0	247	56.9	255	33.4	299	40.5
	屋内	360	48.2	348	43.9	353	33.6	376	49.3	324	43.9
	道路	158	21.1	175	22.1	133	9.5	132	17.3	115	15.6
原因	自然	716	95.9	768	96.8	710	98.2	740	97.0	719	97.4
	破損	31	4.1	25	3.2	23	1.8	23	3.0	19	2.6
個所	メータから内部	229	30.7	270	34.0	247	60.9	255	33.4	297	40.2
	配水管から止水栓	447	59.8	451	56.9	421	34.2	454	59.5	399	54.1
	配水管(分水栓含む)	71	9.5	72	9.1	65	4.9	54	7.1	42	5.7
管種	鉛管	78	10.4	81	10.2	54	4.3	46	6.0	43	5.8
	ビニル管	82	11.0	80	10.1	66	8.9	163	21.4	139	18.8
	铸铁管	15	2.4	16	2.0	25	2.0	13	1.7	12	1.6
	その他	572	76.2	616	77.7	588	84.8	541	70.9	544	73.8
口径	13mm	110	14.7	101	12.7	107	14.6	114	14.9	100	13.5
	20mm	316	42.4	317	40.0	307	41.9	336	44.0	300	40.7
	25mm	30	4.0	34	4.3	18	2.5	28	3.7	25	3.4
	30mm	0	0.0	1	0.1	2	0.3	0	0.0	0	0.0
	40mm	7	0.9	7	0.9	8	1.1	13	1.7	13	1.8
	50mm	19	2.5	15	1.9	16	2.2	17	2.2	16	2.2
	75mm	17	2.3	12	1.5	16	2.2	7	0.9	8	1.1
	100mm	8	1.1	9	1.1	11	1.5	9	1.2	8	1.1
	125mm	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	150mm	1	0.1	7	0.9	6	0.8	4	0.5	6	0.8
	200mm	2	0.3	0	0.0	0	0.0	1	0.1	1	0.1
	250mm以上	0	0.0	0	0.0	1	0.1	2	0.3	0	0.0
その他	236	31.6	290	36.6	241	32.8	232	30.5	261	35.3	
漏水件数合計		747	-	793	-	733	-	763	-	738	-

※ 宅地内漏水については、委託業者からの情報提供による。

(4) 漏水発生件数構成

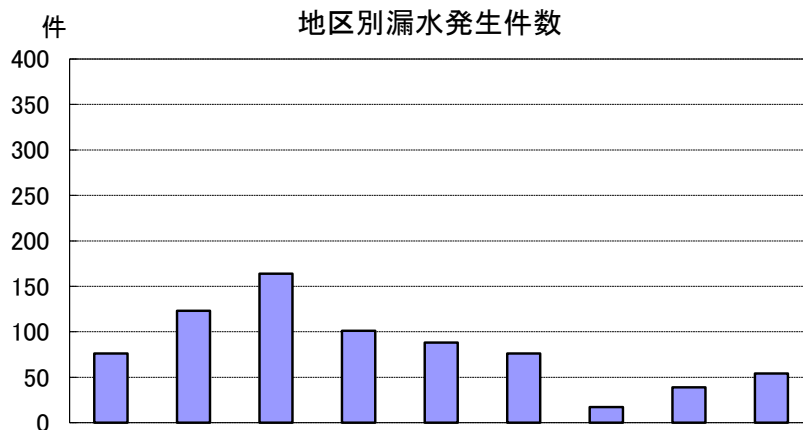
個所別漏水発生件数



(単位:件、%)

年度	止水栓		給水管		メータ		配水管		蛇口		水栓柱	
R元	347	46.5	302	40.4	17	2.3	76	10.2	3	0.4	2	0.3
R2	321	43.0	322	43.1	27	3.6	72	9.6	1	0.1	4	0.5
R3	326	41.1	355	44.8	27	3.4	65	8.2	14	1.8	6	0.8
R4	346	45.3	299	39.2	30	3.9	54	7.1	27	3.5	7	0.9
R5	309	41.9	320	43.4	15	2.0	58	7.9	29	3.9	7	0.9

地区別漏水発生件数



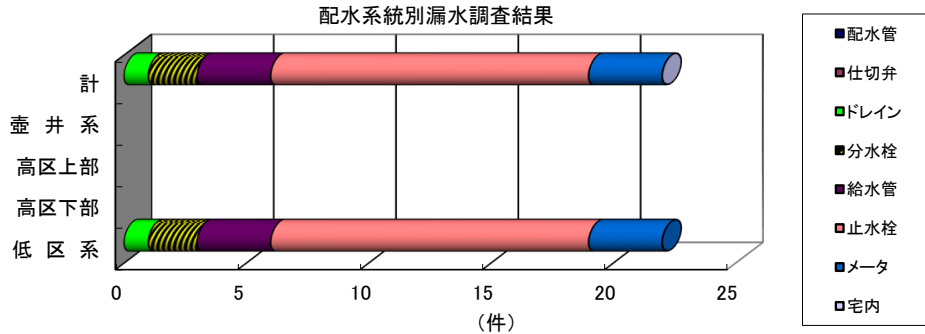
(単位:件)

地区	恵我之荘	高島 鷺泉	古市	埴生	西浦	羽曳が丘	桃山台 学園前	駒ヶ谷	丹比
発生件数	76	123	164	101	88	76	17	39	54

(5) 漏水調査状況 (令和5年度調査結果)

(件)

	配水施設			給水装置					計
	配水管	仕切弁	ドレイン	分水栓	給水管	止水栓	メータ	宅内	
低区系			1	2	3	13	3		22
高区下部									0
高区上部									0
壺井系									0
計	0	0	1	2	3	13	3	0	22



戸別音聴調査作業



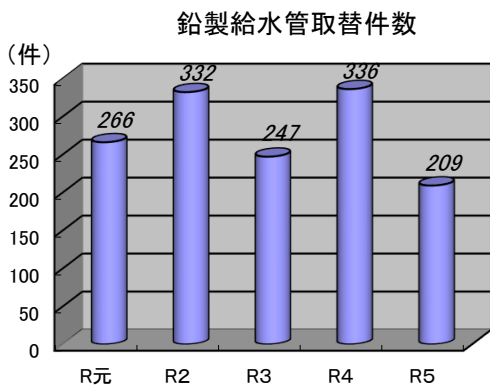
流量調査状況(超音波流量計)

(6) 令和5年度 鉛製給水管取替え件数 (R6. 3. 31現在)

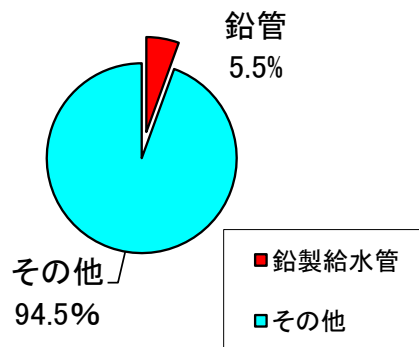
内 訳	(件)
鉛製給水管取替え工事	37
修繕工事	61
移設・整備・改良工事	111
計	209

全体に占める鉛製給水管

管 種	件数	割合
鉛製給水管	2,682	5.5%
そ の 他	45,667	94.5%
計	48,349	



鉛製給水管の占める割合



V 水道料金



水道料金お客様センター
(市役所別館4階水道局フロア内)

1. 水道料金の変遷

(1) 水道使用料

用途	事項	改定年月	昭和38年4月	昭和42年10月	昭和47年11月		
家事専用	基本水量 m ³		0～8	0～8	0～8	9～30	31以上
	基本料金 円		230	280	320		
	超過料金 円		20	35	—	50	60
家事共用	基本水量 m ³	(1戸につき)	0～8	0～8	0～8	9以上	—
	基本料金 円		180	240	240		
	超過料金 円		20	35	—	35	
営業用	基本水量 m ³		0～15	0～15	0～15	16～30	31以上
	基本料金 円		400	530	800		
	超過料金 円		20	40	—	55	65
官学校署用	基本水量 m ³		0～20	0～20	0～20	21～50	51以上
	基本料金 円		500	700	1,100		
	超過料金 円		20	35	—	60	65
湯屋用	基本水量 m ³		0～200	0～200	0～200	201以上	—
	基本料金 円		3,000	6,000	6,000		
	超過料金 円		15	30	—	35	
工場社用	基本水量 m ³		0～20	0～20	0～20	21～50	51以上
	基本料金 円		580	700	1,100		
	超過料金 円		23	40	—	60	70
庭園用	基本水量 m ³		0～5	0～5	0～5	6以上	—
	基本料金 円		300	470	500		
	超過料金 円		40	80	—	100	
臨工時用	1 m ³ につき 円		100	100	150	—	—

備考 昭和38年4月1日の新条例制定以前については省略。

古市地区のうち昭和37年11月1日以前に給水開始を受けたものについて、メータを設置するまでの間、下表を適用。

種別	用途	料金			
		基本料金	超過料金		
定額制	専用せん	1戸4人まで1ヶ月につき	80円	一人増す毎に1ヶ月につき	10円
	共用せん	〃	60円	〃	8円
	支せん	1個1ヶ月につき	40円		
	浴場(1)	1ヶ所1ヶ月につき	60円		
	浴場(2)	〃	30円		
計量制	一般用	1立方メートルにつき	6円		
	営業用	〃	6円		
	近鉄用	〃	9円		

用途	事項	改定年月	昭和51年10月			
家事用	基本水量 m ³		0～8	9～20	21～30	31以上
	基本料金 円		400			
	超過料金 円		—	70	80	90
集住宅団用	基本水量 m ³	(1世帯につき)	0～8	9～20	21～30	31以上
	基本料金 円		400			
	超過料金 円		—	80	90	100
業務用	基本水量 m ³		0～20	21～50	51～100	101以上
	基本料金 円		1,600			
	超過料金 円		—	90	100	120
湯屋用	基本水量 m ³		0～200	201以上		
	基本料金 円		9,000			
	超過料金 円		—	45		
臨時用	1 m ³ につき 円		250			

用途		改定年月		昭和55年12月				
用途	事項							
一般用	基本水量	m ³	0~8	9~10	11~20	21~40	41~100	101以上
	基本料金	円	550					
	超過料金	円	—	80	100	120	160	180
湯屋用	基本水量	m ³	0~200	201以上				
	基本料金	円	10,000					
	超過料金	円	—	60				
臨時用	1 m ³ につき	円	400					

用途		改定年月		平成6年6月				
用途	事項							
一般用	基本水量	m ³	0~8	9~10	11~20	21~40	41~100	101以上
	基本料金	円	650					
	超過料金	円	—	110	140	180	240	280
湯屋用	基本水量	m ³	0~200	201以上				
	基本料金	円	10,000					
	超過料金	円	—	60				
臨時用	1 m ³ につき	円	400					

用途		改定年月		平成12年10月				
用途	事項							
一般用	基本水量	m ³	0~8	9~10	11~20	21~40	41~100	101以上
	基本料金	円	735					
	超過料金	円	—	130	160	200	260	310
湯屋用	基本水量	m ³	0~200	201以上				
	基本料金	円	10,000					
	超過料金	円	—	60				
臨時用	1 m ³ につき	円	400					

用途		改定年月		平成15年4月(下記料金に消費税率を乗じた額)				
用途	事項							
一般用	基本水量	m ³	0~8	9~10	11~20	21~40	41~100	101以上
	基本料金	円	735					
	超過料金	円	—	130	160	200	260	310
湯屋用	基本水量	m ³	0~200	201以上				
	基本料金	円	10,000					
	超過料金	円	—	60				
臨時用	1 m ³ につき	円	400					

用途		改定年月		平成26年10月(現行使用料:下記料金に消費税率を乗じた額)				
用途	事項							
一般用	基本水量	m ³	0~8	9~10	11~20	21~40	41~100	101以上
	基本料金	円	635					
	超過料金	円	—	130	160	200	260	310
湯屋用	基本水量	m ³	0~200	201以上				
	基本料金	円	10,000					
	超過料金	円	—	60				
臨時用	1 m ³ につき	円	400					

(2) 量水器使用料

(単位:円)

改定年月 口径	昭和38年4月	昭和49年4月	平成6年6月
13 mm	30	50	量水器 使用料 は廃止
16 mm	30	—	
20 mm	75	150	
25 mm	100	200	
30 mm	150	—	
40 mm	150	400	
50 mm	550	2,500	
75 mm	550	3,000	
100 mm	1,000	3,800	
125 mm	—	5,000	
150 mm	—	11,600	
200 mm	—	16,500	

2. 分担金の変遷

(単位:円)

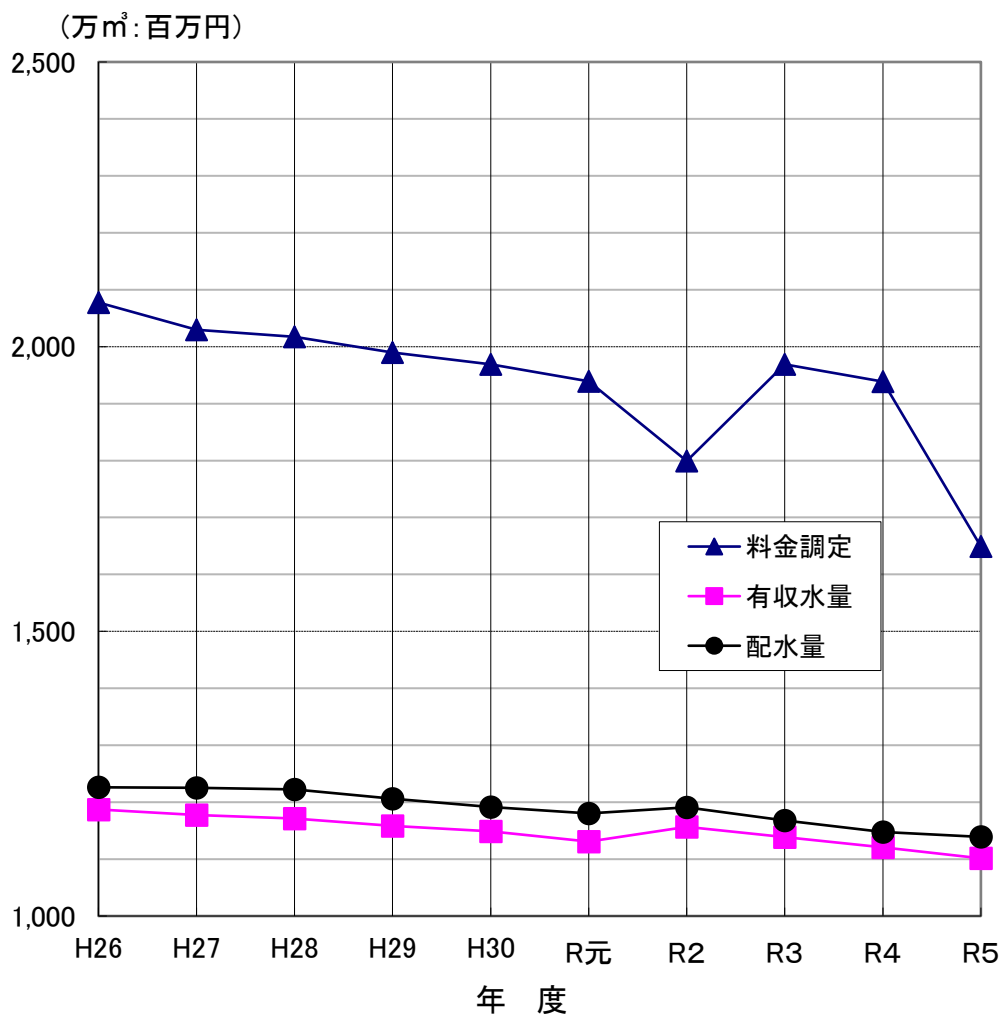
改定年月 口径	昭和45年6月	昭和49年10月	昭和53年10月	昭和56年4月	平成10年4月	平成15年4月
	(以降消費税率を乗じた額)					
13 mm	20,000	60,000 (20,000)	60,000 (20,000)	100,000 (30,000)	—	—
20 mm	30,000	80,000 (30,000)	120,000 (45,000)	138,000 (48,000)	188,000	188,000
25 mm	74,000	220,000 (74,000)	330,000 (111,000)	380,000 (128,000)	530,000	530,000
40 mm	189,000	570,000 (189,000)	860,000 (284,000)	990,000 (330,000)	1,290,000	1,290,000
50 mm	294,000	980,000 (294,000)	1,340,000 (441,000)	1,550,000 (510,000)	2,100,000	2,100,000
75 mm	666,000	2,000,000 (666,000)	3,000,000 (999,000)	3,480,000 (1,150,000)	4,980,000	4,980,000
100 mm	1,183,000	3,550,000 (1,183,000)	5,330,000 (1,775,000)	6,180,000 (2,060,000)	9,330,000	9,330,000
125 mm	1,849,000	5,550,000 (1,849,000)	8,330,000 (2,774,000)	9,660,000 (3,210,000)	—	—
150 mm	2,663,000	7,990,000 (2,663,000)	11,990,000 (3,995,000)	13,900,000 (4,630,000)	22,600,000	22,600,000
200 mm	管理者が別に定める					

※下段()書は、申込時において本市に在住する期間が引き続き3ヵ年以上の申込者に適用

3. 料金調定と有収水量

項目 年度	料金調定 (千円)	有収水量 (m ³)	配水量 (m ³)	有収率 (%)
H26	2,077,570	11,871,369	12,261,084	96.8
H27	2,029,741	11,774,547	12,252,306	96.1
H28	2,017,125	11,711,721	12,226,214	95.8
H29	1,989,908	11,582,108	12,061,738	96.0
H30	1,968,844	11,485,668	11,915,420	96.4
R元	1,938,906	11,307,141	11,803,523	95.8
R2	1,799,247	11,566,345	11,908,629	97.1
R3	1,969,085	11,385,733	11,678,408	97.5
R4	1,938,757	11,206,786	11,476,915	97.6
R5	1,649,013	11,013,532	11,389,479	96.7

※臨時用・消費税を含む



4. 水道料金の収納状況

(1) 年度別収納状況

〔単位 件数：件
金額：円〕

年度	項目	調 定		収 納		未 収		収納率 (%)
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
H25	過年度	27,241	200,702,887	25,593	194,410,368	1,648	6,292,519	96.9
	現年度	256,071	2,113,329,126	229,782	1,919,818,036	26,289	193,511,090	90.8
	計	283,312	2,314,032,013	255,375	2,114,228,404	27,937	199,803,609	91.4
H26	過年度	27,571	198,629,089	26,042	192,812,376	1,529	5,816,713	97.1
	現年度	256,275	2,077,569,531	230,090	1,885,940,611	26,185	191,628,920	90.8
	計	283,846	2,276,198,620	256,132	2,078,752,987	27,714	197,445,633	91.3
H27	過年度	27,403	196,168,434	25,900	190,922,800	1,503	5,245,634	97.3
	現年度	256,791	2,029,740,664	230,427	1,833,297,124	26,364	196,443,540	90.3
	計	284,194	2,225,909,098	256,327	2,024,219,924	27,867	201,689,174	90.9
H28	過年度	27,545	200,390,998	26,095	195,608,907	1,450	4,782,091	97.6
	現年度	257,255	2,017,125,073	230,901	1,826,718,043	26,354	190,407,030	90.6
	計	284,800	2,217,516,071	256,996	2,022,326,950	27,804	195,189,121	91.2
H29	過年度	27,534	194,046,695	26,122	188,514,736	1,412	5,531,959	97.1
	現年度	257,494	1,989,908,223	231,479	1,803,052,203	26,015	186,856,020	90.6
	計	285,028	2,183,954,918	257,601	1,991,566,939	27,427	192,387,979	91.2
H30	過年度	27,218	191,766,208	25,870	186,831,187	1,348	4,935,021	97.4
	現年度	258,750	1,968,843,976	232,942	1,784,776,397	25,808	184,067,579	90.7
	計	285,968	2,160,610,184	258,812	1,971,607,584	27,156	189,002,600	91.3
R元	過年度	26,866	188,198,241	25,635	184,548,388	1,231	3,649,853	98.1
	現年度	259,898	1,938,905,262	233,763	1,751,093,327	26,135	187,811,935	90.3
	計	286,764	2,127,103,503	259,398	1,935,641,715	27,366	191,461,788	91.0
R2	過年度	27,166	191,019,619	26,154	187,397,694	1,012	3,621,925	98.1
	現年度	230,442	1,799,246,584	204,853	1,611,054,728	25,589	188,191,856	89.5
	計	257,608	1,990,266,203	231,007	1,798,452,422	26,601	191,813,781	90.4
R3	過年度	26,490	190,999,601	25,477	187,827,332	1,013	3,172,269	98.3
	現年度	262,402	1,969,085,395	236,302	1,784,197,751	26,100	184,887,644	90.6
	計	288,892	2,160,084,996	261,779	1,972,025,083	27,113	188,059,913	91.3
R4	過年度	26,898	187,425,071	25,885	183,920,108	1,013	3,504,963	98.1
	現年度	263,848	1,938,757,520	236,859	1,752,254,889	26,989	186,502,631	90.4
	計	290,746	2,126,182,591	262,744	1,936,174,997	28,002	190,007,594	91.1
R5	過年度	27,918	189,442,112	26,894	185,867,786	1,024	3,574,326	98.1
	現年度	241,271	1,649,012,897	222,222	1,612,686,495	19,049	36,326,402	97.8
	計	269,189	1,838,455,009	249,116	1,798,554,281	20,073	39,900,728	97.8

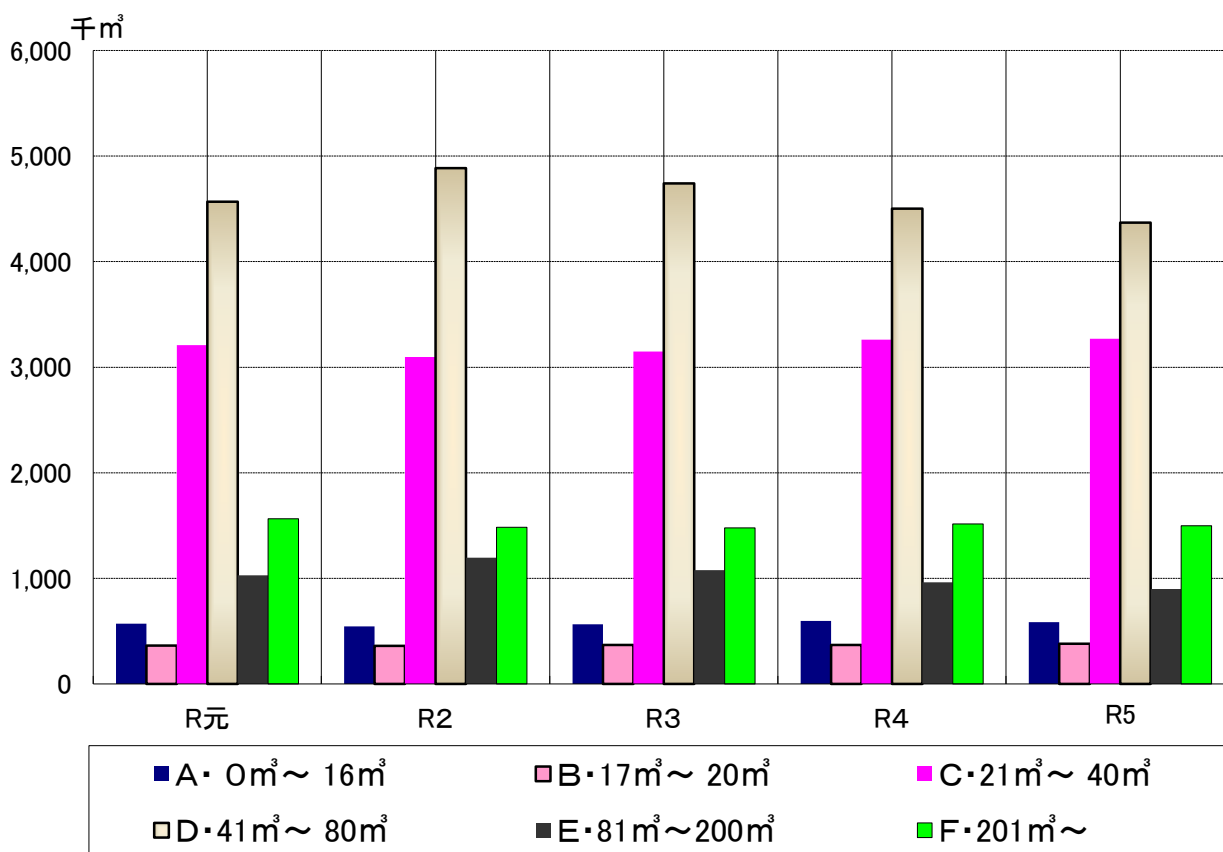
※ 過年度未収額は不納欠損処分額を含む

(2) 階層別使用水量

(単位: m³・%)

年度 記号・段階	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	A: 0m ³ ~16m ³	569,680	103.8	544,524	95.6	564,480	103.7	597,359	105.8	585,335
B: 17m ³ ~20m ³	363,319	105.1	359,958	99.1	370,105	102.8	367,958	99.4	380,759	103.5
C: 21m ³ ~40m ³	3,210,017	100.9	3,096,536	96.5	3,148,185	101.7	3,260,880	103.6	3,269,665	100.3
D: 41m ³ ~80m ³	4,567,661	97.3	4,885,728	107.0	4,740,777	97.0	4,501,830	95.0	4,369,471	97.1
E: 81m ³ ~200m ³	1,027,639	94.1	1,196,602	116.4	1,076,706	90.0	962,360	89.4	898,272	93.3
F: 201m ³ ~	1,564,960	96.7	1,482,997	94.8	1,477,616	99.6	1,516,399	102.6	1,497,774	98.8
合計	11,479,994	99.2	11,303,276	98.5	11,566,345	102.3	11,377,869	98.4	11,001,276	96.7

※ 臨時用を除く：%は対前年度比

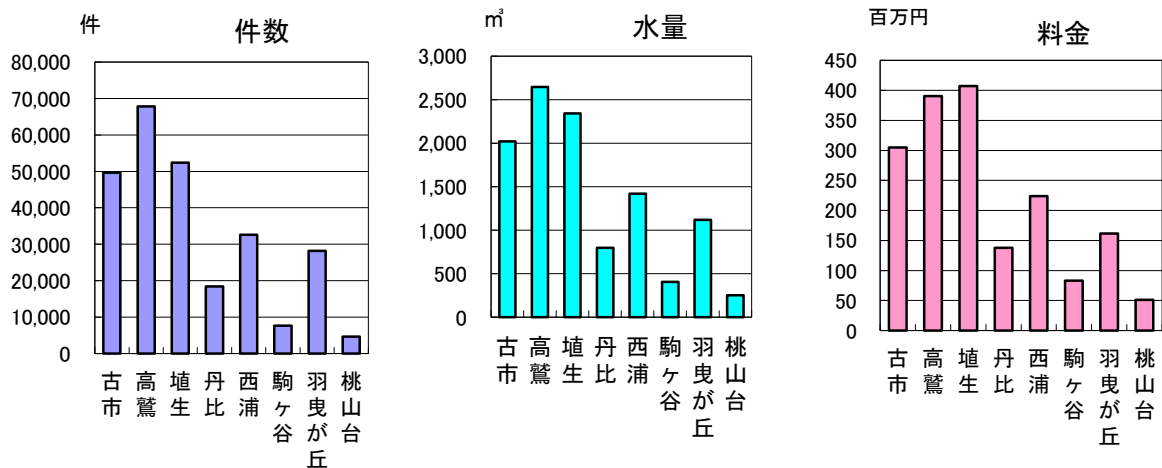


(3) 地域別調定

〔 単位 水 量 : m³
使用料 : 円 〕

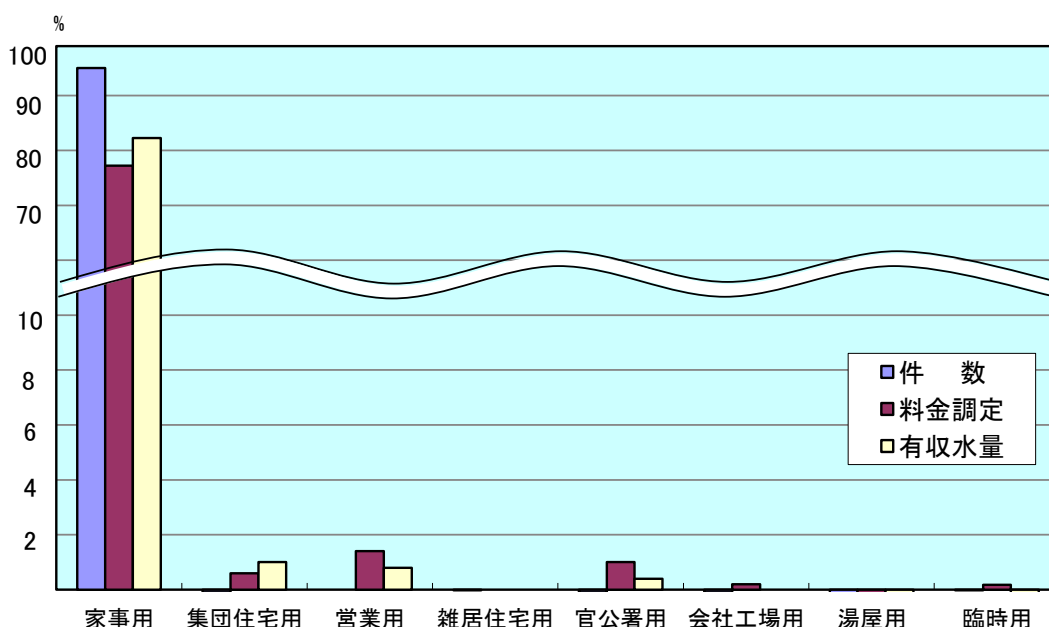
地域	区分	年 度				
		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
古 市	件 数	49,814	43,716	50,017	50,117	49,667
	水 量	2,101,258	2,075,544	2,098,586	2,059,806	2,019,658
	水道使用料	344,496,981	313,388,011	345,875,718	338,818,000	304,956,979
高 鷲	件 数	67,210	88,741	68,194	68,375	67,864
	水 量	2,694,284	2,990,228	2,745,504	2,704,281	2,645,420
	水道使用料	430,641,625	538,047,467	446,586,749	439,040,611	390,409,005
埴 生	件 数	52,225	45,771	52,658	52,800	52,353
	水 量	2,422,459	2,391,824	2,428,837	2,384,621	2,341,889
	水道使用料	445,531,284	411,843,497	448,691,222	442,744,801	407,396,264
丹 比	件 数	18,212	15,964	18,315	18,563	18,408
	水 量	857,639	855,673	851,662	839,376	798,503
	水道使用料	163,952,016	154,637,432	162,837,702	159,886,904	137,954,226
西 浦	件 数	32,295	28,886	32,619	32,810	32,624
	水 量	1,487,972	1,461,012	1,469,524	1,437,208	1,418,770
	水道使用料	255,523,051	230,512,438	250,904,688	244,735,887	223,865,910
駒ヶ谷	件 数	7,505	6,724	7,843	7,871	7,639
	水 量	355,463	387,112	389,410	403,671	406,150
	水道使用料	69,402,933	74,992,764	80,624,773	85,943,392	83,237,666
羽曳が丘	件 数	27,822	25,670	28,109	28,272	28,154
	水 量	1,137,706	1,170,916	1,164,851	1,136,905	1,118,420
	水道使用料	178,147,588	170,943,691	185,535,933	179,183,975	161,661,958
桃山台	件 数	4,689	4,300	4,691	4,710	4,671
	水 量	246,495	234,036	229,495	231,396	252,468
	水道使用料	49,562,027	42,866,706	44,573,436	45,786,431	50,945,677
合 計	件 数	259,772	259,772	262,446	263,518	261,380
	水 量	11,303,276	11,566,345	11,377,869	11,197,264	11,001,276
	水道使用料	1,937,257,505	1,937,232,006	1,965,630,221	1,936,140,001	1,760,427,685

※ 水道使用料は臨時用を除く (税込み)



(4) 令和5年度用途別調定構成

区分	件数		料金調定		有収水量	
	件数(件)	構成比(%)	金額(円)	構成比(%)	水量(m ³)	構成比(%)
家事用	253,932	96.97	1,383,191,870	78.22	9,168,073	83.28
集団住宅用	1,522	0.58	76,445,086	4.32	707,959	6.43
営業用	3,907	1.49	149,065,576	8.43	539,378	4.90
雑居住宅用	463	0.18	13,189,054	0.75	125,770	1.14
官公署用	687	0.26	106,851,382	6.04	341,506	3.10
会社工場用	869	0.33	33,031,302	1.87	118,590	1.08
湯屋用	0	0.00	0	0.00	0	0.00
臨時用	474	0.18	6,554,689	0.37	8,069	0.07
合計	261,854	100.00	1,768,328,959	100.00	11,009,345	100.00



(5) 月別水道使用料調定

(単位：円)

年度 月	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
4	168,709,602	158,162,462	169,345,191	169,813,017	170,446,321	164,698,357
5	157,966,715	147,205,582	159,739,369	158,384,845	158,382,040	152,283,292
6	174,113,543	169,582,890	177,458,241	173,716,360	173,099,764	162,204,568
7	156,484,678	157,797,643	164,586,665	153,456,217	151,065,055	148,959,862
8	178,353,729	166,560,680	153,505,921	183,376,169	183,900,874	166,442,546
9	164,175,175	153,975,763	150,708,432	156,261,502	157,331,940	163,690,998
10	181,346,148	175,095,489	143,998,816	172,024,380	174,661,936	169,320,433
11	155,874,563	152,241,499	156,902,862	154,969,831	159,375,281	146,131,083
12	173,121,784	177,894,513	169,867,441	171,506,372	171,586,869	126,520,870
1	160,839,749	144,581,430	161,665,494	158,169,972	156,176,130	125,596,687
2	175,693,161	177,894,513	185,861,217	176,536,255	176,232,578	129,438,349
3	143,199,376	144,581,430	146,327,125	140,870,475	138,170,073	113,041,914
合計	1,989,878,223	1,925,573,894	1,939,966,774	1,969,085,395	1,970,428,861	1,768,328,959

※ 臨時用・消費税額を含む。

5. 料金収納別一覽

〔単位 件数：件
構成比：％〕

(1) 年度別状況

区分 \ 年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
収入件数	259,407	230,786	261,694	262,577	262,593
口座振替	193,898	174,132	194,887	194,942	192,493
構成比	74.8	75.5	74.5	74.2	73.3
集 金	0	0	0	0	0
構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
納入通知書	65,509	56,654	66,807	67,635	70,100
構成比	25.3	24.6	25.5	25.8	26.7

〔単位 件数：件
金額：円〕

(2) 月別状況(令和5年度)

区分 月	収入合計		口座振替		集 金		納入通知書	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4	20,987	231,455,701	14,354	173,665,343	0	0	6,633	57,790,358
5	22,757	264,049,645	18,458	218,120,804	0	0	4,299	45,928,841
6	21,352	270,851,100	14,299	202,810,050	0	0	7,053	68,041,050
7	24,966	295,641,931	18,532	233,933,232	0	0	6,434	61,708,699
8	18,989	259,340,036	14,274	199,641,314	0	0	4,715	59,698,722
9	25,125	305,093,614	18,464	239,541,967	0	0	6,661	65,551,647
10	19,737	283,659,064	14,201	217,682,336	0	0	5,536	65,976,728
11	24,741	312,354,374	18,452	249,028,646	0	0	6,289	63,325,728
12	20,527	261,744,337	14,280	201,605,460	0	0	6,247	60,138,877
1	23,112	273,364,918	17,125	209,803,175	0	0	5,987	63,561,743
2	18,480	245,725,641	13,008	186,913,371	0	0	5,472	58,812,270
3	21,820	260,789,715	17,046	213,211,571	0	0	4,774	47,578,144
合計	262,593	3,264,070,076	192,493	2,545,957,269	0	0	70,100	718,112,807

6. 令和5年度検針件数

地 区	開 栓 件 数	閉 栓 件 数	臨 時 用 件 数	計
A地区(偶数月検針)	147,769	17,046	282	165,097
B地区(奇数月検針)	115,155	18,714	212	134,081
計	262,924	35,760	494	299,178

月	開 栓 件 数	閉 栓 件 数	臨 時 用 件 数	計
4月	24,586	2,868	41	27,495
5月	19,205	3,100	32	22,337
6月	24,613	2,888	51	27,552
7月	19,190	3,088	39	22,317
8月	24,625	2,837	53	27,515
9月	19,190	3,104	37	22,331
10月	24,629	2,772	54	27,455
11月	19,195	3,123	39	22,357
12月	24,631	2,862	38	27,531
1月	19,179	3,155	33	22,367
2月	24,685	2,819	45	27,549
3月	19,196	3,144	32	22,372
計	262,924	35,760	494	299,178

A 地 区		B 地 区	
島泉・恵我之荘・南恵我之荘・羽曳が丘・羽曳が丘西・蔵之内・広瀬・尺度・東阪田・榎山・郡戸		南古市・誉田・白鳥・翠鳥園・軽里・碓井・川向・栄町・野々上・向野・はびきの・駒ヶ谷・通法寺・大黒・飛鳥・壺井・桃山台・学園前	
古市・高鷲・伊賀・埴生野・西浦・野・河原城は区域により奇数月・偶数月の検針となる			
検 針 期 間	期 分	検 針 期 間	期 分
4/2~4/19	3~4月分	5/1~5/18	4~5月分
6/1~6/20	5~6月分	7/2~7/18	6~7月分
8/1~8/20	7~8月分	9/3~9/20	8~9月分
10/1~10/19	9~10月分	11/1~11/16	10~11月分
12/3~12/20	11~12月分	1/4~1/18	12~1月分
2/1~2/20	1~2月分	3/4~3/19	2~3月分

7. 水道料金・下水道使用料早見表（2ヶ月）

（令和5年3月31日現在）

（単位：m³、円）

使用 水量	水道料金	下水道 使用料	合計	使用 水量	水道料金	下水道 使用料	合計	使用 水量	水道料金	下水道 使用料	合計
0~16	1,397	1,535	2,932	8 1	14,575	11,094	25,669	1 4 6	33,165	24,679	57,844
1 7	1,540	1,640	3,180	8 2	14,861	11,303	26,164	1 4 7	33,451	24,888	58,339
1 8	1,683	1,744	3,427	8 3	15,147	11,512	26,659	1 4 8	33,737	25,097	58,834
1 9	1,826	1,849	3,675	8 4	15,433	11,721	27,154	1 4 9	34,023	25,306	59,329
2 0	1,969	1,953	3,922	8 5	15,719	11,930	27,649	1 5 0	34,309	25,515	59,824
2 1	2,145	2,079	4,224	8 6	16,005	12,139	28,144	1 5 1	34,595	25,724	60,319
2 2	2,321	2,204	4,525	8 7	16,291	12,348	28,639	1 5 2	34,881	25,933	60,814
2 3	2,497	2,329	4,826	8 8	16,577	12,557	29,134	1 5 3	35,167	26,142	61,309
2 4	2,673	2,455	5,128	8 9	16,863	12,766	29,629	1 5 4	35,453	26,351	61,804
2 5	2,849	2,580	5,429	9 0	17,149	12,975	30,124	1 5 5	35,739	26,560	62,299
2 6	3,025	2,706	5,731	9 1	17,435	13,184	30,619	1 5 6	36,025	26,769	62,794
2 7	3,201	2,831	6,032	9 2	17,721	13,393	31,114	1 5 7	36,311	26,978	63,289
2 8	3,377	2,956	6,333	9 3	18,007	13,602	31,609	1 5 8	36,597	27,187	63,784
2 9	3,553	3,082	6,635	9 4	18,293	13,811	32,104	1 5 9	36,883	27,396	64,279
3 0	3,729	3,207	6,936	9 5	18,579	14,020	32,599	1 6 0	37,169	27,605	64,774
3 1	3,905	3,333	7,238	9 6	18,865	14,229	33,094	1 6 1	37,455	27,814	65,269
3 2	4,081	3,458	7,539	9 7	19,151	14,438	33,589	1 6 2	37,741	28,023	65,764
3 3	4,257	3,583	7,840	9 8	19,437	14,647	34,084	1 6 3	38,027	28,232	66,259
3 4	4,433	3,709	8,142	9 9	19,723	14,856	34,579	1 6 4	38,313	28,441	66,754
3 5	4,609	3,834	8,443	1 0 0	20,009	15,065	35,074	1 6 5	38,599	28,650	67,249
3 6	4,785	3,960	8,745	1 0 1	20,295	15,274	35,569	1 6 6	38,885	28,859	67,744
3 7	4,961	4,085	9,046	1 0 2	20,581	15,483	36,064	1 6 7	39,171	29,068	68,239
3 8	5,137	4,210	9,347	1 0 3	20,867	15,692	36,559	1 6 8	39,457	29,277	68,734
3 9	5,313	4,336	9,649	1 0 4	21,153	15,901	37,054	1 6 9	39,743	29,486	69,229
4 0	5,489	4,461	9,950	1 0 5	21,439	16,110	37,549	1 7 0	40,029	29,695	69,724
4 1	5,709	4,622	10,331	1 0 6	21,725	16,319	38,044	1 7 1	40,315	29,904	70,219
4 2	5,929	4,782	10,711	1 0 7	22,011	16,528	38,539	1 7 2	40,601	30,113	70,714
4 3	6,149	4,943	11,092	1 0 8	22,297	16,737	39,034	1 7 3	40,887	30,322	71,209
4 4	6,369	5,104	11,473	1 0 9	22,583	16,946	39,529	1 7 4	41,173	30,531	71,704
4 5	6,589	5,264	11,853	1 1 0	22,869	17,155	40,024	1 7 5	41,459	30,740	72,199
4 6	6,809	5,425	12,234	1 1 1	23,155	17,364	40,519	1 7 6	41,745	30,949	72,694
4 7	7,029	5,585	12,614	1 1 2	23,441	17,573	41,014	1 7 7	42,031	31,158	73,189
4 8	7,249	5,746	12,995	1 1 3	23,727	17,782	41,509	1 7 8	42,317	31,367	73,684
4 9	7,469	5,907	13,376	1 1 4	24,013	17,991	42,004	1 7 9	42,603	31,576	74,179
5 0	7,689	6,067	13,756	1 1 5	24,299	18,200	42,499	1 8 0	42,889	31,785	74,674
5 1	7,909	6,228	14,137	1 1 6	24,585	18,409	42,994	1 8 1	43,175	31,994	75,169
5 2	8,129	6,388	14,517	1 1 7	24,871	18,618	43,489	1 8 2	43,461	32,203	75,664
5 3	8,349	6,549	14,898	1 1 8	25,157	18,827	43,984	1 8 3	43,747	32,412	76,159
5 4	8,569	6,710	15,279	1 1 9	25,443	19,036	44,479	1 8 4	44,033	32,621	76,654
5 5	8,789	6,870	15,659	1 2 0	25,729	19,245	44,974	1 8 5	44,319	32,830	77,149
5 6	9,009	7,031	16,040	1 2 1	26,015	19,454	45,469	1 8 6	44,605	33,039	77,644
5 7	9,229	7,191	16,420	1 2 2	26,301	19,663	45,964	1 8 7	44,891	33,248	78,139
5 8	9,449	7,352	16,801	1 2 3	26,587	19,872	46,459	1 8 8	45,177	33,457	78,634
5 9	9,669	7,513	17,182	1 2 4	26,873	20,081	46,954	1 8 9	45,463	33,666	79,129
6 0	9,889	7,673	17,562	1 2 5	27,159	20,290	47,449	1 9 0	45,749	33,875	79,624
6 1	10,109	7,834	17,943	1 2 6	27,445	20,499	47,944	1 9 1	46,035	34,084	80,119
6 2	10,329	7,994	18,323	1 2 7	27,731	20,708	48,439	1 9 2	46,321	34,293	80,614
6 3	10,549	8,155	18,704	1 2 8	28,017	20,917	48,934	1 9 3	46,607	34,502	81,109
6 4	10,769	8,316	19,085	1 2 9	28,303	21,126	49,429	1 9 4	46,893	34,711	81,604
6 5	10,989	8,476	19,465	1 3 0	28,589	21,335	49,924	1 9 5	47,179	34,920	82,099
6 6	11,209	8,637	19,846	1 3 1	28,875	21,544	50,419	1 9 6	47,465	35,129	82,594
6 7	11,429	8,797	20,226	1 3 2	29,161	21,753	50,914	1 9 7	47,751	35,338	83,089
6 8	11,649	8,958	20,607	1 3 3	29,447	21,962	51,409	1 9 8	48,037	35,547	83,584
6 9	11,869	9,119	20,988	1 3 4	29,733	22,171	51,904	1 9 9	48,323	35,756	84,079
7 0	12,089	9,279	21,368	1 3 5	30,019	22,380	52,399	2 0 0	48,609	35,965	84,574
7 1	12,309	9,440	21,749	1 3 6	30,305	22,589	52,894	水道料金 201m ³ 以上 1m ³ につき 310円 で算出した料金に1.10を乗じた額 下水道使用料 201~1,000 m ³ 1m ³ につき 234円 1,001~2,000 m ³ 1m ³ につき 266円 2,001m ³ 以上 1m ³ につき 273円 で算出した料金に1.10を乗じた額			
7 2	12,529	9,600	22,129	1 3 7	30,591	22,798	53,389				
7 3	12,749	9,761	22,510	1 3 8	30,877	23,007	53,884				
7 4	12,969	9,922	22,891	1 3 9	31,163	23,216	54,379				
7 5	13,189	10,082	23,271	1 4 0	31,449	23,425	54,874				
7 6	13,409	10,243	23,652	1 4 1	31,735	23,634	55,369				
7 7	13,629	10,403	24,032	1 4 2	32,021	23,843	55,864				
7 8	13,849	10,564	24,413	1 4 3	32,307	24,052	56,359				
7 9	14,069	10,725	24,794	1 4 4	32,593	24,261	56,854				
8 0	14,289	10,885	25,174	1 4 5	32,879	24,470	57,349				

※上記の料金には消費税が含まれています。なお、下水処理区域外では下水道使用料を除きます。

VI 水 質



水質試験室

1. 水質基準項目及び水質管理目標設定項目(令和5年度)

水質基準				水質基準を補完する項目				
水質基準項目(51項目)				水質管理目標設定項目(27項目)				
項目	基準値	備考	項目	目標値	備考	項目	目標値	備考
1	一般細菌	1ml中100個以下	病原生物の代替指標	1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	無機物質・重金属	
2	大腸菌	検出されないこと		2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物質・重金属	3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		4	欠番			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		5	1,2-ジクロロロエタン	0.004mg/L以下	一般有機物質	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		6	欠番			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		7	欠番			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		8	トルエン	0.4mg/L以下	一般有機物質	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		11	欠番			
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	消毒剤	
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	消毒副生成物		
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	農薬		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	16	残留塩素	1mg/L以下	臭気		
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	味		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	着色		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	19	遊離炭酸	20mg/L以下	味		
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	20	1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	臭気		
21	塩素酸	0.6mg/L以下	21	メチルセブチルエーテル	0.02mg/L以下			
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	味		
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	23	臭気強度(TON)	3以下	臭気		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	味		
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	25	濁度	1度以下	基礎的性状		
26	臭素酸	0.01mg/L以下	26	pH値	7.5程度	腐食		
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし極力0に近づける			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	28	従属栄養細菌	1ml中2000個以下(暫定)	水道施設の健全性の指標		
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	一般有機物質		
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	着色		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタナ酸(PFOA)	0.00005mg/L以下(暫定)	有機フッ素化合物		
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下						
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	着色					
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下						
35	銅及びその化合物	1mg/L以下						
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味					
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	着色					
38	塩化物イオン	200mg/L以下						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	味					
40	蒸発残留物	500mg/L以下						
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡					
42	ジエオスミン	0.0001mg/L以下	臭気					
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下						
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡					
45	フェノール類	0.005mg/L以下	臭気					
46	有機物(全有機炭素(TOC))の量	3mg/L以下	味					
47	pH値	5.8以上8.6以下						
48	味	異常でないこと	基礎的性状					
49	臭気	異常でないこと						
50	色度	5度以下						
51	濁度	2度以下						

水質基準項目について

水道法第4条に基づき、次の内容において設定された基準項目であり、検査が義務づけられています。

- 生涯にわたる連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準を基とし安全性を十分考慮して基準を定めている。
- 水道水としての生活利用上あるいは水道施設の管理上障害が生ずるおそれのない水準をとって基準を定めている。

水質管理目標設定項目について

現在まで水道水中では水質基準とするような濃度で検出されていないが、今後、これまで以上の濃度で検出される可能性があるものなど水質管理上留意すべき項目として、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から目標値が設定されています。

2. 用語説明(令和5年度)

○水質基準項目(51項目)

No	項目	基準値	説明
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	水の一般的清浄度を示す指標であり、平常時は水道水中には極めて少ないですが、多量に検出された場合は病原生物に汚染されている疑いがあります。
2	大腸菌	検出されないこと	人や動物の腸管内や土壌に存在しています。水道水中に検出された場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	鉱山排水や工場排水などから河川水などに混入することがあります。イタイイタイ病の原因物質として知られています。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	水銀鉱床などの地帯を流れる河川や、工場排水、農業、下水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。有機水銀化合物は水俣病の原因物質として知られています。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。水道水中には含まれていませんが鉛管を使用している場合に検出されることがあります。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	地質の影響、鉱泉、鉱山排水、工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	水中の亜硝酸イオン又は亜硝酸塩に含まれている窒素です。アンモニア態窒素が酸化されて生成されます。呼吸酵素の働きを阻害するメトヘモグロビン血症を起こすとされています。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出されます。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがあります。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	主として地質や工場排水などの混入によって河川水などで検出されます。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の症状が現れることがあります。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	地下水汚染、ホウ素を使用している工場からの排水などの混入によって検出されます。
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	フロンガスの原料などに使われ、地下水汚染物質として知られています。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	溶剤や1,1,1-トリクロロエタン安定剤に使われ、地下水汚染物質として知られています。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	家庭用ラップ、食品包装用フィルム樹脂の材料などに使用され、地下水汚染物質として知られています。
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	殺虫剤、塗料、ニスなどに使用されて、地下水汚染物質として知られています。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	ドライクリーニングなどに使用されて、地下水汚染物質として知られています。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	溶剤、脱脂剤などに使用されて、地下水汚染物質として知られています。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	染料、合成ゴムなどに使用されており、地下水汚染物質として知られています。
21	塩素酸	0.6mg/L以下	二酸化塩素の原料に使われています。消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムの酸化により生成されます。
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)及び消毒剤の不純物(臭素)が反応して生成されます。
26	臭素酸	0.01mg/L以下	オゾン処理時及び消毒剤の次亜塩素酸生成時に不純物の臭素が酸化して、生成します。
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムの合計を総トリハロメタンといいます。
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)及び消毒剤の不純物(臭素)が反応して生成されます。
30	プロモホルム	0.09mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤の不純物(臭素)が反応して生成されます。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤が反応して生成されます。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	鉱山排水、工場排水などの混入や亜鉛メッキ鋼管からの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	鉱山排水、工場排水などの混入や鉄管に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると異臭味(カチオン)や、洗濯物などを着色する原因となります。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	銅山排水、工場排水、農業などの混入や給水装置などに使用される銅管、真鍮器具などからの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。

No	項目	基準値	説明
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	苛性ソーダ、石鹼等に使われています。広く自然水中に存在し、工場排水、生活排水に由来し、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	地質からや、鉱山排水、工場排水の混入によって河川水などで検出されることがあり、塩素との反応により黒色を呈することがあります。
38	塩化物イオン	200mg/L以下	地質や海水の浸透、下水、家庭排水、工場排水及びし尿などからの混入によって河川水などで検出され、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	カルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主として地質によるものです。硬度が低すぎると淡泊でこくのない味がし、高すぎるとしつこい味がします。また、硬度が高いと石鹼の泡立ちを悪くします。
40	蒸発残留物	500mg/L以下	水を蒸発させたときに得られる残留物のことで、主な成分はカルシウム、マグネシウム、ケイ酸などの塩類及び有機物です。量が多いと苦み、渋みが付き、適度に含まれるとまろやかさができます。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/L以下	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するアナベナなどの藍藻類によって産生されるカビ臭の原因物質です。
43	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/L以下	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するフォルミジウムやオシロトリアなどの藍藻類によって産生されるカビ臭の原因物質です。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	洗剤、乳化剤などに使われています。洗濯排水、工場排水の混入によって、河川等で検出されることがあります。高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	消毒剤、香料の原料等に使われています。工場の排水などの混入によって検出されることがあります。異臭味の原因となります。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	有機物などによる汚れの度合を示し、土壌に起因するほか、し尿、下水、工場排水などの混入によっても増加します。水道水中に多いと渋みをつけます。
47	pH値	5.8以上8.6以下	汚染等による水質変化の指標です。pH 7が中性、7より小さくなるほど酸性が強くなり、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。
48	味	異常でないこと	水の味は、地質又は海水、工場排水、化学薬品などの混入及び藻類など生物の繁殖に伴うもののほか、水道管の内面塗装などに起因することもあります。
49	臭気	異常でないこと	水の臭気は、藻類など生物の繁殖、工場排水、下水の混入、地質などに伴うもののほか、水道水では使用される管の内面塗装などに起因することもあります。
50	色度	5度以下	水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内であれば無色な水といえます。
51	濁度	2度以下	水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえます。

水質管理目標設定項目(27項目)

No.	水質項目	目標値	説 明
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	合金、蓄電池、難燃助剤などに使われています。排水の混入や地質により河川水等で検出されることがあります。
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)	地質中に広く存在する主要な放射線物質です。地質により河川等で検出されることがあります。
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下	ステンレス、特殊鋼、蓄電池などに使われています。鉱山排水、工場排水あるいはメッキ製品からの溶出により検出されることがあります。
4		欠	番
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	塩化ビニル原料、殺虫剤、有機溶剤として使われています。
6		欠	番
7		欠	番
8	トルエン	0.4mg/L以下	染料、香料、火薬、有機顔料等の合成原料及びベンゼン原料として使われています。
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	プラスチックの添加剤(可塑剤)に使われています。
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	二酸化塩素による消毒副生成物として生成されます。
11		欠	番
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	浄水処理過程において酸化剤として使用しています。
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
14	抱水コロラール	0.02mg/L以下(暫定)	水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	殺菌剤、除草剤、殺虫剤として使われている101種類の農薬であり、各農薬の検出値を各目標値で除した値を合計したものです。
16	残留塩素	1mg/L以下	塩素消毒の結果、水中に消毒効果のある状態で残留している塩素のことです。
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	<u>基準項目No.39の項</u>
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	<u>基準項目No.37の項</u>
19	遊離炭酸	20mg/L以下	水に溶けている炭酸ガスです。水にさわやかな味を与えておいしくしますが、多いと刺激が強くなります。多く含む水は水道施設の腐食等の原因となります。
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	脱脂剤、エアゾール等に使われています。ドライクリーニングの洗浄剤、工場排水等の混入により地下水で検出されることがあり、異臭味の原因となります。
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	ガソリンのオクタン価向上剤、アンチノック剤、低沸点溶剤などに使われています。
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	有機物などの汚れの度合を示し、水中の有機物などの量を一定の条件下で酸化させるのに必要な過マンガン酸カリウムの量として表わしたものです。
23	臭気強度(TON)	3以下	臭気の強さを定量的に表す方法で水の臭気が、希釈して感じられなくなるまでの希釈倍数を表します。
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	<u>基準項目No.40の項</u>
25	濁度	1度以下	<u>基準項目No.51の項</u>
26	pH値	7.5程度	<u>基準項目No.47の項</u>
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づく	水が金属を腐食させる程度を判定する指標です。数値が負の値で絶対値が大きいほど、水の腐食性が強いことを示します。
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	水道施設の健全性を判断し、その存在量等の知見収集のため、暫定値を設定しています
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	家庭用ラップ、食品包装用フィルム樹脂の材料などに使用され、地下水汚物質として知られます。
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005mg/L以下(暫定)	有機フッ素化合物の一種で炭素数が8のものをいい、環境中で分解されにくく、残留性や生物蓄積性を示すことから、河川水等の水環境中に存在します。

水質管理目標設定項目について

※ 水質管理目標設定項目のNo.10及び12について、本市では消毒剤として二酸化塩素を使用していないので検査を行っていません。

3. 検査項目及び検査方法(令和5年度)

番号	項目	水質試験方法
1	一般細菌	標準寒天培地法
2	大腸菌	特定酵素基質培地法
3	カドミウム及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
4	水銀及びその化合物	還元気化-原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
6	鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
7	ヒ素及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
8	六価クロム化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
9	亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
12	フッ素及びその化合物	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
13	ホウ素及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
14	四塩化炭素	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
15	1,4-ジオキサン	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
17	ジクロロメタン	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
18	テトラクロロエチレン	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
19	トリクロロエチレン	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
20	ベンゼン	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
21	塩素酸	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
22	クロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
23	クロロホルム	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
24	ジクロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
25	ジブロモクロロメタン	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
26	臭素酸	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
27	総トリハロメタン	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
28	トリクロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
29	ブロモジクロロメタン	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
30	ブromoホルム	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
31	ホルムアルデヒド	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法
32	亜鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
33	アルミニウム及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
34	鉄及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
35	銅及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
36	ナトリウム及びその化合物	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法
37	マンガン及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
38	塩化物イオン	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法
40	蒸発残留物	重量法
41	陰イオン界面活性剤	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
42	ジェオスミン	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
43	2-メチルイソボルネオール	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
44	非イオン界面活性剤	固相抽出-吸光光度法
45	フェノール類	固相抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法
46	有機物(全有機炭素(TOC))の量	全有機炭素計測定法
47	pH値	ガラス電極法
48	味	官能法
49	臭気	官能法
50	色度	透過光測定法
51	濁度	積分球式光電光度法

※平成25年度より、水道水質管理の安定及び技術力の維持向上を図るため、河南地域10市町村と大阪広域水道企業団が連携して河南水質管理ステーションを設立し、水質検査を共同で実施しています。

4. 基準項目(51項目)検査成績表 (浄・受水場・末端給水栓 令和5年度)

No.	採 水 場 所	検 査 項 目	基 準 値	浄 水 場				壺 井 浄 水 場					
				石 川		浄 水 場		原 水 (浅 層 地 下 水)		原 水 (伏 流 水)		浄 水	
				平 均 値	回 数	平 均 値	回 数	平 均 値	回 数	平 均 値	回 数	平 均 値	回 数
1	一 般 細 菌	100個/mL以下	6	4	0	4	1	4	1	4	0	4	
2	大 腸 菌	検出されないこと	不検出	4	不検出	4	不検出	4	不検出	4	不検出	4	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	2	0.0003未満	2	0.0003未満	2	0.0003未満	2	0.0003未満	4	
4	水 銀 及 び そ の 化 合 物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	2	0.00005未満	2	0.00005未満	2	0.00005未満	2	0.00005未満	4	
5	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	4	
6	鉛 及 び そ の 化 合 物	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	
7	ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	4	
8	六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.02mg/L以下	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	
9	亜 硝 酸 態 窒 素	0.04mg/L以下	0.004未満	4	0.004未満	2	0.004未満	4	0.004未満	4	0.004未満	4	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	
11	硝 酸 態 窒 素 及 び 亜 硝 酸 態 窒 素	10mg/L以下	0.93	4	0.93	4	0.97	4	0.96	4	0.97	4	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.14	2	0.15	4	0.15	2	0.15	2	0.16	4	
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	0.1	2	0.1未満	4	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	4	
14	四 塩 化 炭 素	0.002mg/L以下	0.0002未満	2	0.0002未満	2	0.0002未満	2	0.0002未満	2	0.0002未満	4	
15	1,4- ジ オ キ サ ン	0.05mg/L以下	0.005未満	2	0.005未満	2	0.005未満	2	0.005未満	2	0.005未満	4	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.004未満	2	0.004未満	2	0.004未満	2	0.004未満	2	0.004未満	4	
17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L以下	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	4	
18	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	4	
19	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	4	
20	ベ ン ゼ ン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	4	
21	塩 素 酸	0.6mg/L以下	-	-	0.06未満	4	-	-	-	-	0.06未満	4	
22	ク ロ ロ 酢 酸	0.02mg/L以下	-	-	0.002未満	4	-	-	-	-	0.002未満	4	
23	ク ロ ロ ホ ル ム	0.06mg/L以下	-	-	0.006未満	4	-	-	-	-	0.006未満	4	
24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	0.03mg/L以下	-	-	0.003未満	4	-	-	-	-	0.003未満	4	
25	ジ ブ ロ モ ク ロ ロ メ タ ン	0.1mg/L以下	-	-	0.01未満	4	-	-	-	-	0.01未満	4	
26	臭 素 酸	0.01mg/L以下	-	-	0.001未満	4	-	-	-	-	0.001未満	4	
27	総 ト リ ハ ロ メ タ ン	0.1mg/L以下	-	-	0.01未満	4	-	-	-	-	0.01未満	4	
28	ト リ ク ロ ロ 酢 酸	0.03mg/L以下	-	-	0.003未満	4	-	-	-	-	0.003未満	4	
29	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.03mg/L以下	-	-	0.003	4	-	-	-	-	0.003未満	4	
30	ブ ロ モ ホ ル ム	0.09mg/L以下	-	-	0.009未満	4	-	-	-	-	0.009未満	4	
31	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	0.08mg/L以下	-	-	0.008未満	4	-	-	-	-	0.008未満	4	
32	亜 鉛 及 び そ の 化 合 物	1mg/L以下	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02未満	2	0.04	2	0.02未満	2	0.02未満	2	0.03	2	
34	鉄 及 び そ の 化 合 物	0.3mg/L以下	0.03未満	4	0.03未満	4	0.03未満	4	0.03未満	4	0.03未満	4	
35	銅 及 び そ の 化 合 物	1mg/L以下	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	16.8	2	16.5	4	15.8	2	15.5	2	15.1	4	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	4	0.005未満	4	0.008	4	0.005未満	4	0.005未満	4	
38	塩 化 物 イ オ ン	200mg/L以下	16.1	4	16.8	4	14.5	4	15.1	4	15.4	4	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	94.2	2	88.6	4	91.1	2	88.8	2	86.4	4	
40	蒸 発 残 留 物	500mg/L以下	157	2	155	4	155	2	155	2	152	4	
41	陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	0.2mg/L以下	0.02未満	2	0.02未満	2	0.02未満	2	0.02未満	2	0.02未満	4	
42	ジ エ オ ス ミ ン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	
44	非 イ オ ン 界 面 活 性 剤	0.02mg/L以下	0.01未満	2	0.01未満	4	0.01未満	2	0.01未満	2	0.01未満	4	
45	フ ェ ノ ール 類	0.005mg/L以下	0.0005未満	2	0.0005未満	2	0.0005未満	2	0.0005未満	2	0.0005未満	4	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	1.0	4	0.9	4	0.8	4	0.7	4	0.7	4	
47	p H 値	5.8以上8.6以下	7.4	4	7.6	4	7.0	4	7.2	4	7.4	4	
48	味	異常でないこと	-	-	異常なし	4	-	-	-	-	異常なし	4	
49	臭	異常でないこと	無臭	4	異常なし	4	無臭	4	無臭	4	異常なし	4	
50	色 度	5度以下	2.1	4	0.7	4	1.0	4	0.9	4	0.5未満	4	
51	濁 度	2度以下	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	4	
一	残 留 塩 素	0.1mg/L以上	-	-	0.7	4	-	-	-	-	0.7	4	
一	水 温	(℃)	16.7	4	16.9	4	17.5	4	17.2	4	17.4	4	

大阪広域水道企業団受水			
伊賀受水場		西浦受水場	
平均値	回数	平均値	回数
0	1	0	1
不検出	1	不検出	1
0.0003未満	2	0.0003未満	2
0.00005未満	2	0.00005未満	2
0.001未満	2	0.001未満	2
0.001未満	1	0.001未満	1
0.001未満	2	0.001未満	2
0.002未満	1	0.002未満	1
0.004未満	2	0.004未満	2
0.001未満	1	0.001未満	1
0.89	1	0.72	1
0.08未満	4	0.08未満	4
0.1未満	2	0.1未満	2
0.0002未満	2	0.0002未満	2
0.005未満	2	0.005未満	2
0.004未満	2	0.004未満	2
0.002未満	2	0.002未満	2
0.001未満	2	0.001未満	2
0.001未満	2	0.001未満	2
0.001未満	2	0.001未満	2
0.08	1	0.07	1
0.002未満	1	0.002未満	1
0.012	1	0.008	1
0.003未満	1	0.003未満	1
0.01	1	0.01未満	1
0.003	1	0.002	1
0.04	1	0.02	1
0.003未満	1	0.003未満	1
0.013	1	0.009	1
0.009未満	1	0.009未満	1
0.008未満	1	0.008未満	1
0.1未満	1	0.1未満	1
0.02未満	1	0.02未満	1
0.03未満	1	0.03未満	1
0.1未満	1	0.1未満	1
14.2	2	13.9	2
0.005未満	1	0.005未満	1
16.8	1	15.0	1
39.8	4	40.5	4
90	4	92	4
0.02未満	2	0.02未満	2
0.000001未満	1	0.000001未満	1
0.000001未満	1	0.000001未満	1
0.01未満	4	0.01未満	4
0.0005未満	2	0.0005未満	2
0.8	1	0.8	1
7.4	4	7.4	4
異常なし	1	異常なし	1
異常なし	1	異常なし	1
0.5未満	1	0.5未満	1
0.1未満	1	0.1未満	1
0.6	4	0.6	4
18.1	4	17.9	4

備考



pH・電気伝導率計
水質試験室(石川浄水場)

採水場所	検査項目	基準値	末端給水栓									
			高区上部系		高区下部系		壺井系		低区系		島泉	
			羽曳が丘	西浦6丁目	駒ヶ谷	広瀬	島泉	平均値	回数	平均値	回数	平均値
1	一般細菌	100個/mL以下	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	4	0.002未満	4	0.002未満	4	0.002未満	4	0.002未満	4
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.86	12	0.85	12	0.85	12	0.86	12	0.84	12
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.06未満	4	0.06未満	4	0.06未満	4	0.06未満	4	0.06未満	4
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	4	0.002未満	4	0.002未満	4	0.002未満	4	0.002未満	4
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.007	4	0.008	4	0.007	4	0.006未満	4	0.006	4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満	4	0.003未満	4	0.003未満	4	0.003未満	4	0.003未満	4
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	0.01未満	4	0.01未満	4	0.01未満	4	0.01未満	4	0.01未満	4
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.03	4	0.03	4	0.02	4	0.02	4	0.02	4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満	4	0.003	4	0.003未満	4	0.003未満	4	0.003未満	4
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.008	4	0.008	4	0.007	4	0.007	4	0.007	4
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	0.009未満	4	0.009未満	4	0.009未満	4	0.009未満	4	0.009未満	4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	4	0.008未満	4	0.008未満	4	0.008未満	4	0.008未満	4
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	4
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.04	4	0.04	4	0.02未満	4	0.02未満	4	0.02未満	4
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03未満	12	0.03未満	12	0.03未満	12	0.03未満	12	0.03未満	12
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	4
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12
38	塩化物イオン	200mg/L以下	18.0	12	18.1	12	17.2	12	17.1	12	17.0	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	87.0	4	86.3	4	63.0	4	61.3	4	61.3	4
40	蒸発残留物	500mg/L以下	152	4	150	4	121	4	117	4	117	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	ジエオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45	フエノール類	0.005mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.8	12	0.8	12	0.8	12	0.8	12	0.8	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.6	12	7.6	12	7.5	12	7.5	12	7.5	12
48	味	異常でないこと	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12
49	臭	異常でないこと	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12
50	色度	5度以下	0.5未満	12	0.5未満	12	0.5未満	12	0.5未満	12	0.5未満	12
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12
一	残留塩素	0.1mg/L以上	0.4	12	0.3	12	0.4	12	0.5	12	0.5	12
一	水温	(℃)	20.2	12	18.9	12	20.2	12	19.4	12	19.3	12

5. 水質管理目標設定項目検査成績表(浄・受水場・末端給水栓 令和5年度)

No.	採 水 場 所	目 標 値	浄 水 場							
			石 川 浄 水 場				壺 井 浄 水 場			
			原 水		浄 水		原水(浅層地下水)		原水(伏流水)	
		平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	-	-	0.002未満	1	-	-	-	-
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	-	-	0.0002未満	1	-	-	-	-
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	-	-	0.002未満	1	-	-	-	-
4	欠 番									
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	-	-	0.0004未満	1	-	-	-	-
6	欠 番									
7	欠 番									
8	トルエン	0.4mg/L以下	-	-	0.04未満	1	-	-	-	-
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	-	-	0.008未満	1	-	-	-	-
10	※ 亜 塩 素 酸	0.6mg/l以下	二酸化塩素未使用により、検査の対象外とする。							
11	欠 番									
12	※ 二 酸 化 塩 素	0.6mg/L以下	二酸化塩素未使用により、検査の対象外とする。							
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	-	-	0.001	1	-	-	-	-
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	-	-	0.002未満	1	-	-	-	-
15	農 薬 類	検出値と目標値の比の和として、1以下	-	-	0.00	1	-	-	-	-
16	残 留 塩 素	1mg/L以下	-	-	0.8	5	-	-	-	-
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	94.2	2	88.6	4	91.1	2	88.8	2
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.005未満	4	0.005未満	4	0.008	4	0.005未満	4
19	遊離炭酸	20mg/L以下	-	-	4.4	1	-	-	-	-
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	-	-	0.03未満	1	-	-	-	-
21	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02mg/L以下	-	-	0.002未満	1	-	-	-	-
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	-	-	1.5	1	-	-	-	-
23	臭気強度(TON)	3以下	-	-	1	1	-	-	-	-
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	157	2	155	4	155	2	155	2
25	濁 度	1度以下	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	4
26	p H 値	7.5程度	7.4	4	7.6	4	7.0	4	7.2	4
27	腐食性(ラングリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	-	-	-0.6	4	-	-	-	-
28	従属栄養細菌	2000個/mL以下	-	-	-	-	-	-	-	-
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	-	-	0.01未満	1	-	-	-	-
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	0.02未満	2	0.04	2	0.02未満	2	0.02未満	2
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下(暫定)	0.000013	3	0.000015	3	0.000018	3	0.000017	3

※No.10及び12は、二酸化塩素未使用により、検査の対象外とする。



卓上型濁色度計 水質試験室(石川浄水場)

場	大阪広域水道企業団受水					末端給水栓									
	伊賀受水場		西浦受水場			高区上部系		高区下部系		壺井系		低区系			
	浄水					羽曳が丘		西浦6丁目		駒ヶ谷		広瀬		島泉	
	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	
0.002未満	1	0.002未満	1	0.002未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
0.0002未満	1	0.0002未満	1	0.0002未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
0.002未満	1	0.002未満	1	0.002未満	1	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2
0.0004未満	1	0.0004未満	1	0.0004未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
0.04未満	1	0.04未満	1	0.04未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
0.008未満	1	0.008未満	1	0.008未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
二酸化塩素未使用により、検査の対象外とする。															
二酸化塩素未使用により、検査の対象外とする。															
0.001	1	0.001未満	1	0.001	1	0.001	2	0.001	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2
0.002未満	1	0.002	1	0.002未満	1	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2
0.00	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
0.8	5	0.6	4	0.6	4	0.4	12	0.3	12	0.4	12	0.5	12	0.5	12
86.4	4	39.8	4	40.5	4	87.0	4	86.3	4	63.0	4	61.3	4	61.3	4
0.005未満	4	0.005未満	1	0.005未満	1	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12
4.8	1	-	-	-	-	4.2	1	4.4	1	4.8	1	3.2	1	3.4	1
0.03未満	1	0.03未満	1	0.03未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
0.002未満	1	0.002未満	1	0.002未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1.4	1	-	-	-	-	1.4	1	1.3	1	1.3	1	1.1	1	1.2	1
1	1	-	-	-	-	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
152	4	90	4	92	4	152	4	150	4	121	4	117	4	117	4
0.1未満	4	0.1未満	1	0.1未満	1	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12
7.4	4	7.4	4	7.4	4	7.6	12	7.6	12	7.5	12	7.5	12	7.5	12
-0.8	4	-1.5	4	-1.5	4	-0.6	4	-0.6	4	-0.9	4	-1.0	4	-1.0	4
-	-	-	-	-	-	20	1	46	1	39	1	1	1	1	1
0.01未満	1	0.01未満	1	0.01未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.03	2	0.02未満	1	0.02未満	1	0.04	4	0.04	4	0.02未満	4	0.02未満	4	0.02未満	4
0.000018	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



連続水質測定計器 石川浄水場

6. 農薬項目検査成績表 (浄水場 令和5年度)

(検出値単位:mg/L)

採 水 場 所				浄 水 場			
				石 川 浄 水 場		浄 水 場	
検査項目	目標値	検査結果	検出値/目標値	検査項目	目標値	検査結果	検出値/目標値
1 1,3-ジクロロプロベン(D-D)	0.05以下	0.0005未満	0.00	59 チオジカルブ	0.08以下	0.0008未満	0.00
2 2,2-DPA(ダラボン)	0.08以下	0.0008未満	0.00	60 チオファネートメチル	0.3以下	0.003未満	0.00
3 2,4-D(2,4-PA)	0.02以下	0.0002未満	0.00	61 チオベンカルブ	0.02以下	0.0002未満	0.00
4 EPN	0.004以下	0.00004未満	0.00	62 テフリルトリオン	0.002以下	0.00002未満	0.00
5 MCPA	0.005以下	0.00005未満	0.00	63 テルブカルブ(MBPMC)	0.02以下	0.0002未満	0.00
6 アシュラム	0.9以下	0.009未満	0.00	64 トリクロピル	0.006以下	0.00006未満	0.00
7 アセフェート	0.06以下	0.0006未満	0.00	65 トリクロホルホン(DEP)	0.005以下	0.00005未満	0.00
8 アトラジン	0.01以下	0.0001未満	0.00	66 トリシクラゾール	0.1以下	0.001未満	0.00
9 アニロホス	0.003以下	0.00004未満	0.00	67 トリフルラリン	0.06以下	0.0006未満	0.00
10 アミトラズ	0.006以下	0.00006未満	0.00	68 ナプロバミド	0.03以下	0.0003未満	0.00
11 アラクロール	0.3以下	0.0003未満	0.00	69 バラコート	0.005以下	0.00005未満	0.00
12 イソキサチオン	0.005以下	0.00005未満	0.00	70 ビベロホス	0.0009以下	0.00004未満	0.00
13 イソフェンホス	0.001以下	0.00002未満	0.00	71 ビラクロニル	0.01以下	0.0001未満	0.00
14 イソプロカルブ(MIPC)	0.01以下	0.0001未満	0.00	72 ビラゾキシフェン	0.004以下	0.00004未満	0.00
15 イソプロチオラン(IPT)	0.3以下	0.003未満	0.00	73 ビラゾリネート(ピラゾレート)	0.02以下	0.0002未満	0.00
16 イブフェンカルバゾン	0.002以下	0.00002未満	0.00	74 ビリダフェンチオン	0.002以下	0.00004未満	0.00
17 イプロベンホス(IPB)	0.09以下	0.0009未満	0.00	75 ビリブチカルブ	0.02以下	0.0002未満	0.00
18 イミノクタジン	0.006以下	0.0005未満	0.00	76 ビロキロン	0.05以下	0.0005未満	0.00
19 インダノファン	0.009以下	0.00009未満	0.00	77 フィプロニル	0.0005以下	0.000005未満	0.00
20 エスプロカルブ	0.03以下	0.0003未満	0.00	78 フェントロチオン(MEP)	0.01以下	0.0001未満	0.00
21 エトフェンブロックス	0.08以下	0.0008未満	0.00	79 フェノブカルブ(BPMC)	0.03以下	0.0003未満	0.00
22 エトスルファン(ベンゾエピン)	0.01以下	0.0001未満	0.00	80 フェリムゾン	0.05以下	0.0005未満	0.00
23 オキサジクロメホン	0.02以下	0.0002未満	0.00	81 フェンチオン(MPP)	0.006以下	0.0001未満	0.00
24 オキシ銅(有機銅)	0.03以下	0.0003未満	0.00	82 フェントエート(PAP)	0.007以下	0.00007未満	0.00
25 オリサストロピン	0.1以下	0.001未満	0.00	83 フェントラザミド	0.01以下	0.0001未満	0.00
26 カズサホス	0.0006以下	0.00001未満	0.00	84 フサライド	0.1以下	0.001未満	0.00
27 カフェンストロール	0.008以下	0.00008未満	0.00	85 ブタクロール	0.03以下	0.0003未満	0.00
28 カルタップ	0.08以下	0.0008未満	0.00	86 ブタミホス	0.02以下	0.0002未満	0.00
29 カルバリル(NAC)	0.02以下	0.0002未満	0.00	87 ブプロフェジン	0.02以下	0.0002未満	0.00
30 カルボフラン	0.0003以下	0.000005未満	0.00	88 フルアジナム	0.03以下	0.0003未満	0.00
31 キノクラミン(ACN)	0.005以下	0.00005未満	0.00	89 ブレチラクロール	0.05以下	0.0005未満	0.00
32 キャプタン	0.3以下	0.003未満	0.00	90 プロシミン	0.09以下	0.0009未満	0.00
33 クミルロン	0.03以下	0.0003未満	0.00	91 プロチオホス	0.007以下	0.00007未満	0.00
34 グリホサート	2以下	0.02未満	0.00	92 プロピコナゾール	0.05以下	0.0005未満	0.00
35 グルホシネート	0.02以下	0.0002未満	0.00	93 プロピザミド	0.05以下	0.0005未満	0.00
36 クロメプロップ	0.02以下	0.0002未満	0.00	94 プロベナゾール	0.03以下	0.0003未満	0.00
37 クロロニトロフェン(CNP)	0.0001以下	0.0001未満	0.00	95 プロモブチド	0.1以下	0.001未満	0.00
38 クロロピリホス	0.003以下	0.00004未満	0.00	96 ベノミル	0.02以下	0.0002未満	0.00
39 クロロタロニル(TPN)	0.05以下	0.0005未満	0.00	97 ベンシクロン	0.1以下	0.001未満	0.00
40 シアナジン	0.001以下	0.00001未満	0.00	98 ベンゾビシクロン	0.09以下	0.0009未満	0.00
41 シアノホス(CYAP)	0.003以下	0.00003未満	0.00	99 ベンゾフェナップ	0.005以下	0.00005未満	0.00
42 ジウロン(DCMU)	0.02以下	0.0002未満	0.00	100 ベンタゾン	0.2以下	0.002未満	0.00
43 ジクロベニル(DBN)	0.03以下	0.0003未満	0.00	101 ベンディメタリン	0.3以下	0.003未満	0.00
44 ジクロロボス(DDVP)	0.008以下	0.00008未満	0.00	102 ベンフラカルブ	0.02以下	0.0002未満	0.00
45 ジクワット	0.01以下	0.0001未満	0.00	103 ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01以下	0.0001未満	0.00
46 ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004以下	0.00004未満	0.00	104 ベンフレサート	0.07以下	0.0007未満	0.00
47 ジチオカルバメート系農薬	0.005以下	0.00005未満	0.00	105 ホスチアゼート	0.005以下	0.00005未満	0.00
48 ジチオピル	0.009以下	0.00009未満	0.00	106 マラチオン(マラソン)	0.7以下	0.007未満	0.00
49 シハロホップブチル	0.006以下	0.00006未満	0.00	107 メコプロップ(MCPP)	0.05以下	0.0005未満	0.00
50 シマジン(CAT)	0.003以下	0.00003未満	0.00	108 メソミル	0.03以下	0.0003未満	0.00
51 ジメタメトリン	0.02以下	0.0002未満	0.00	109 メタラキシル	0.2以下	0.002未満	0.00
52 ジメトエート	0.05以下	0.0005未満	0.00	110 メチダチオン(DMTP)	0.004以下	0.00004未満	0.00
53 シメトリン	0.03以下	0.0003未満	0.00	111 メトミノストロピン	0.04以下	0.0004未満	0.00
54 ダイアジノン	0.003以下	0.00003未満	0.00	112 メトリブジン	0.03以下	0.0003未満	0.00
55 ダイムロン	0.8以下	0.008未満	0.00	113 メフェナセット	0.02以下	0.0002未満	0.00
56 ダゾメット、メナム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	0.01以下	0.0001未満	0.00	114 メブロニル	0.1以下	0.001未満	0.00
57 チアジニル	0.1以下	0.001未満	0.00	115 モリネート	0.005以下	0.00005未満	0.00
58 チウラム	0.02以下	0.0002未満	0.00	検出指標値	1以下		0.00

採	水	場	所	浄水場			
				壺	井	浄水	場
				浄		水	

検査項目	目標値	検査結果	検出値/目標値
1 1,3-ジクロロプロベン(D-D)	0.05以下	0.0005未満	0.00
2 2,2-DPA(ダラボン)	0.08以下	0.0008未満	0.00
3 2,4-D(2,4-PA)	0.02以下	0.0002未満	0.00
4 EPN	0.004以下	0.00004未満	0.00
5 MCPA	0.005以下	0.00005未満	0.00
6 アシユラム	0.9以下	0.009未満	0.00
7 アセフェート	0.006以下	0.00006未満	0.00
8 アトラジン	0.01以下	0.0001未満	0.00
9 アニロホス	0.003以下	0.00004未満	0.00
10 アミラズ	0.006以下	0.00006未満	0.00
11 アラクロール	0.03以下	0.0003未満	0.00
12 イソキサチオン	0.005以下	0.00005未満	0.00
13 イソフェンホス	0.001以下	0.00002未満	0.00
14 イソプロカルブ(MIPC)	0.01以下	0.0001未満	0.00
15 イソプロチオラン(IPT)	0.3以下	0.003未満	0.00
16 イブフェンカルバゾン	0.002以下	0.00002未満	0.00
17 イプロベンホス(IPB)	0.09以下	0.0009未満	0.00
18 イミノクタジン	0.006以下	0.0005未満	0.00
19 インダノファン	0.009以下	0.00009未満	0.00
20 エスプロカルブ	0.03以下	0.0003未満	0.00
21 エトフェンブロックス	0.08以下	0.0008未満	0.00
22 エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01以下	0.0001未満	0.00
23 オキサジクロメホン	0.02以下	0.0002未満	0.00
24 オキシシン銅(有機銅)	0.03以下	0.0003未満	0.00
25 オリサストロビン	0.1以下	0.001未満	0.00
26 カズサホス	0.0006以下	0.00001未満	0.00
27 カフェンストロール	0.008以下	0.00008未満	0.00
28 カルタップ	0.08以下	0.0008未満	0.00
29 カルバリル(NAC)	0.02以下	0.0002未満	0.00
30 カルボフラン	0.0003以下	0.000005未満	0.00
31 キノクラミン(ACN)	0.005以下	0.00005未満	0.00
32 キャプタン	0.3以下	0.003未満	0.00
33 クミルロン	0.03以下	0.0003未満	0.00
34 グリホサート	2以下	0.02未満	0.00
35 グルホシネート	0.02以下	0.0002未満	0.00
36 クロメプロップ	0.02以下	0.0002未満	0.00
37 クロロニトロフェン(CNP)	0.0001以下	0.0001未満	0.00
38 クロルピリホス	0.003以下	0.00004未満	0.00
39 クロタロニル(TPN)	0.05以下	0.0005未満	0.00
40 シアナジン	0.001以下	0.00001未満	0.00
41 シアノホス(CYAP)	0.003以下	0.00003未満	0.00
42 ジウロン(DCMU)	0.02以下	0.0002未満	0.00
43 ジクロベニル(DBN)	0.03以下	0.0003未満	0.00
44 ジクロルボス(DDVP)	0.008以下	0.00008未満	0.00
45 ジクワット	0.01以下	0.0001未満	0.00
46 ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004以下	0.00004未満	0.00
47 ジチオカルバメート系農薬	0.005以下	0.00005未満	0.00
48 ジチオピル	0.009以下	0.00009未満	0.00
49 シハロホップチル	0.006以下	0.00006未満	0.00
50 シマジン(CAT)	0.003以下	0.00003未満	0.00
51 ジメタメリン	0.02以下	0.0002未満	0.00
52 ジメトエート	0.05以下	0.0005未満	0.00
53 シメリン	0.03以下	0.0003未満	0.00
54 ダイアジノン	0.003以下	0.00003未満	0.00
55 ダイムロン	0.8以下	0.008未満	0.00
56 <small>ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート</small>	0.01以下	0.0001未満	0.00
57 チアジニル	0.1以下	0.001未満	0.00
58 チウラム	0.02以下	0.0002未満	0.00

検査項目	目標値	検査結果	検出値/目標値
59 チオジカルブ	0.08以下	0.0008未満	0.00
60 チオファネートメチル	0.3以下	0.003未満	0.00
61 チオベンカルブ	0.02以下	0.0002未満	0.00
62 テフリルトリオン	0.002以下	0.00002未満	0.00
63 テルブカルブ(MBPMC)	0.02以下	0.0002未満	0.00
64 トリクロピル	0.006以下	0.00006未満	0.00
65 トリクロルホン(DEP)	0.005以下	0.00005未満	0.00
66 トリシクラゾール	0.1以下	0.001未満	0.00
67 トリフルラリン	0.06以下	0.0006未満	0.00
68 ナプロバミド	0.03以下	0.0003未満	0.00
69 パラコート	0.005以下	0.00005未満	0.00
70 ビベロホス	0.0009以下	0.00004未満	0.00
71 ビラクロニル	0.01以下	0.0001未満	0.00
72 ビラゾキシフェン	0.004以下	0.00004未満	0.00
73 ビラゾリネート(ビラゾレート)	0.02以下	0.0002未満	0.00
74 ビリダフェンチオン	0.002以下	0.00004未満	0.00
75 ビリブチカルブ	0.02以下	0.0002未満	0.00
76 ピロキロン	0.05以下	0.0005未満	0.00
77 フィプロニル	0.0005以下	0.000005未満	0.00
78 フェニトロチオン(MEP)	0.01以下	0.0001未満	0.00
79 フェンブカルブ(BPMC)	0.03以下	0.0003未満	0.00
80 フェリムゾン	0.05以下	0.0005未満	0.00
81 フェンチオン(MPP)	0.006以下	0.0001未満	0.00
82 フェントエート(PAP)	0.007以下	0.00007未満	0.00
83 フェントラザミド	0.01以下	0.0001未満	0.00
84 フサライド	0.1以下	0.001未満	0.00
85 フタクロール	0.03以下	0.0003未満	0.00
86 フタミホス	0.02以下	0.0002未満	0.00
87 プロプロフェジン	0.02以下	0.0002未満	0.00
88 フルアジナム	0.03以下	0.0003未満	0.00
89 プレチラクロール	0.05以下	0.0005未満	0.00
90 プロシモン	0.09以下	0.0009未満	0.00
91 プロチオホス	0.007以下	0.00007未満	0.00
92 プロビコナゾール	0.05以下	0.0005未満	0.00
93 プロビザミド	0.05以下	0.0005未満	0.00
94 プロベナゾール	0.03以下	0.0003未満	0.00
95 プロモブチド	0.1以下	0.001未満	0.00
96 ベノミル	0.02以下	0.0002未満	0.00
97 ベンシクロン	0.1以下	0.001未満	0.00
98 ベンゾピシクロン	0.09以下	0.0009未満	0.00
99 ベンゾフェナップ	0.005以下	0.00005未満	0.00
100 ベンタゾン	0.2以下	0.002未満	0.00
101 ベンディメタリン	0.3以下	0.003未満	0.00
102 ベンフラカルブ	0.02以下	0.0002未満	0.00
103 ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01以下	0.0001未満	0.00
104 ベンフレセート	0.07以下	0.0007未満	0.00
105 ホスチアセート	0.005以下	0.00005未満	0.00
106 マラチオン(マラソン)	0.7以下	0.007未満	0.00
107 メコプロップ(MCPP)	0.05以下	0.0005未満	0.00
108 メソミル	0.03以下	0.0003未満	0.00
109 メタラキシル	0.2以下	0.002未満	0.00
110 メチダチオン(DMTP)	0.004以下	0.00004未満	0.00
111 トミノストロビン	0.04以下	0.0004未満	0.00
112 メトリブジン	0.03以下	0.0003未満	0.00
113 メフェナセット	0.02以下	0.0002未満	0.00
114 メブロニル	0.1以下	0.001未満	0.00
115 モリネート	0.005以下	0.00005未満	0.00
検出指標値	1以下		0.00



〔日野検査室〕



〔太満池検査室〕

大阪広域水道企業団水質管理センター 河南水質管理ステーションの各検査室における検査機器状況。

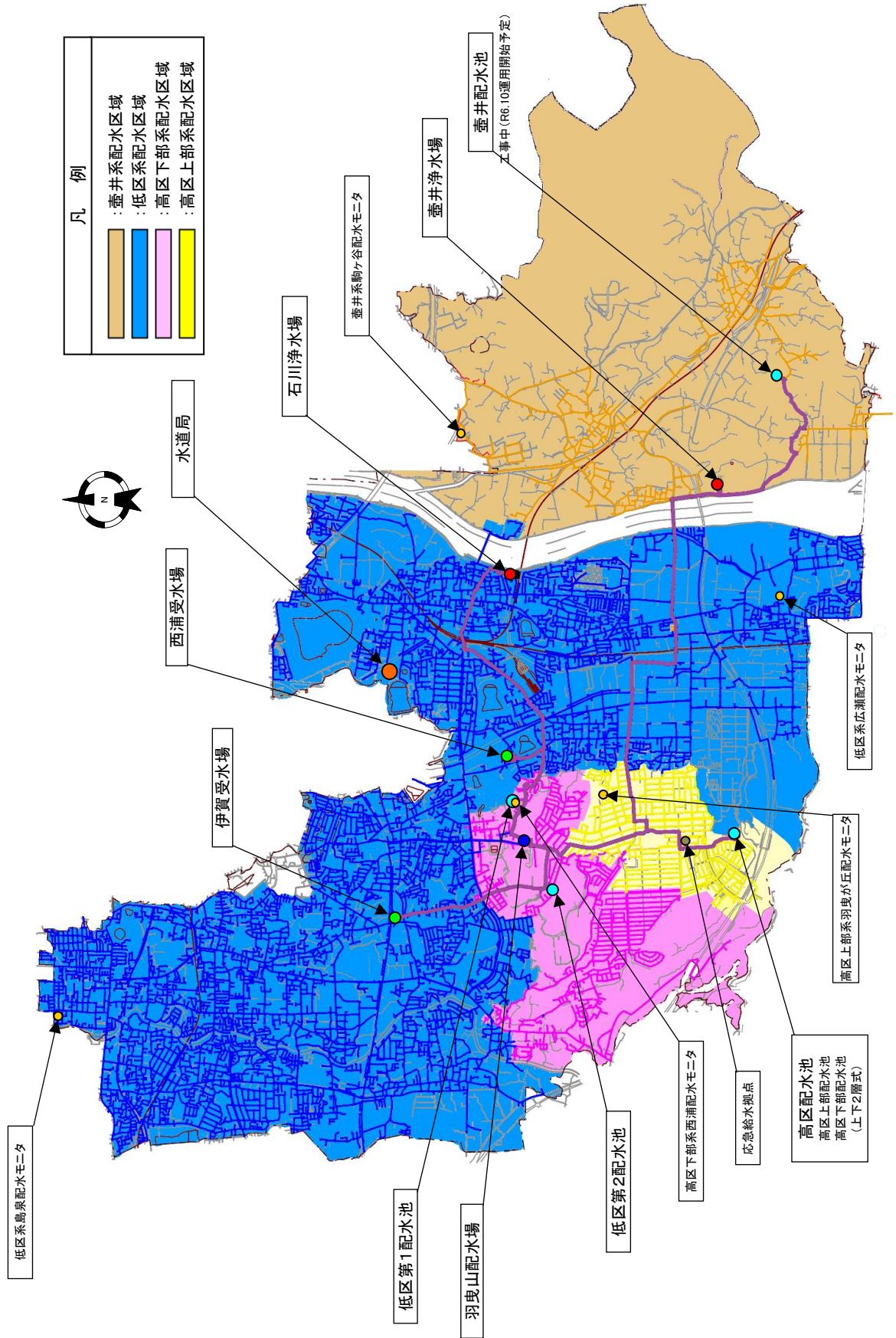
※本市の水質検査は、原則河南水質管理ステーションで行っています。

VII 施 設



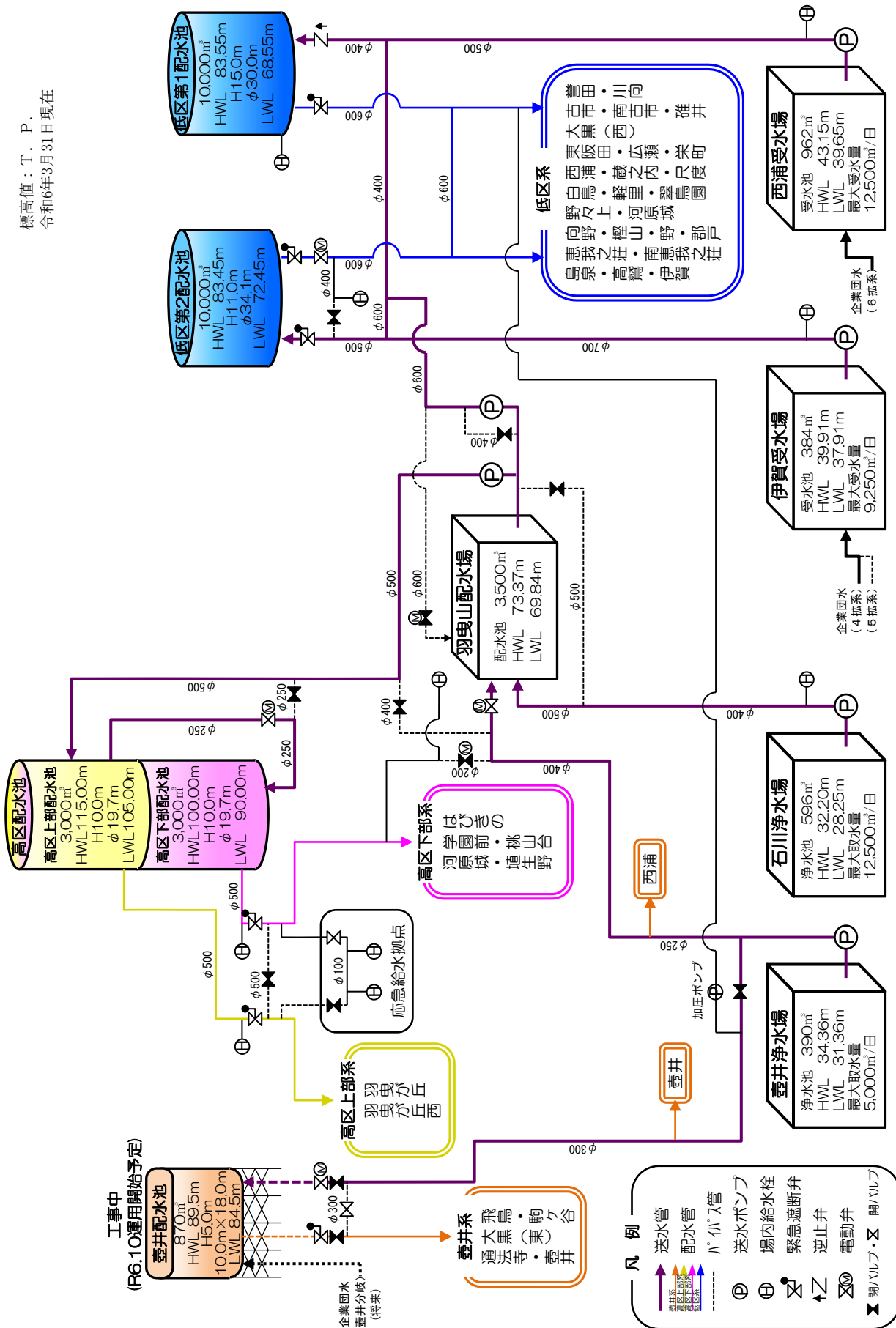
紫外線照射装置（石川浄水場内）

1. 水道施設・配水区域図

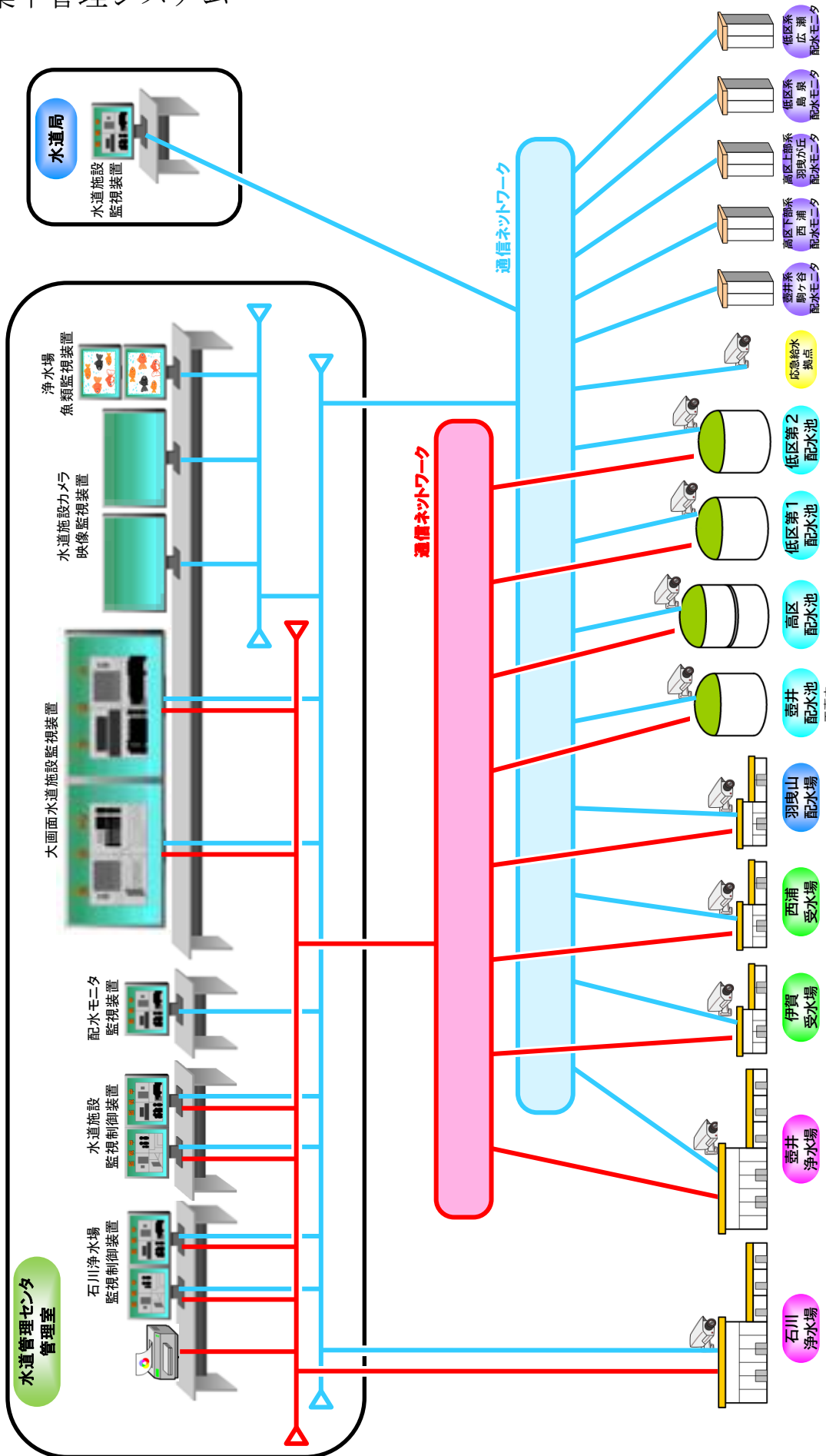


2. 送配水系統図

標高値：T. P.
令和6年3月31日現在



3. 集中管理システム



4. 施設 の 概 要

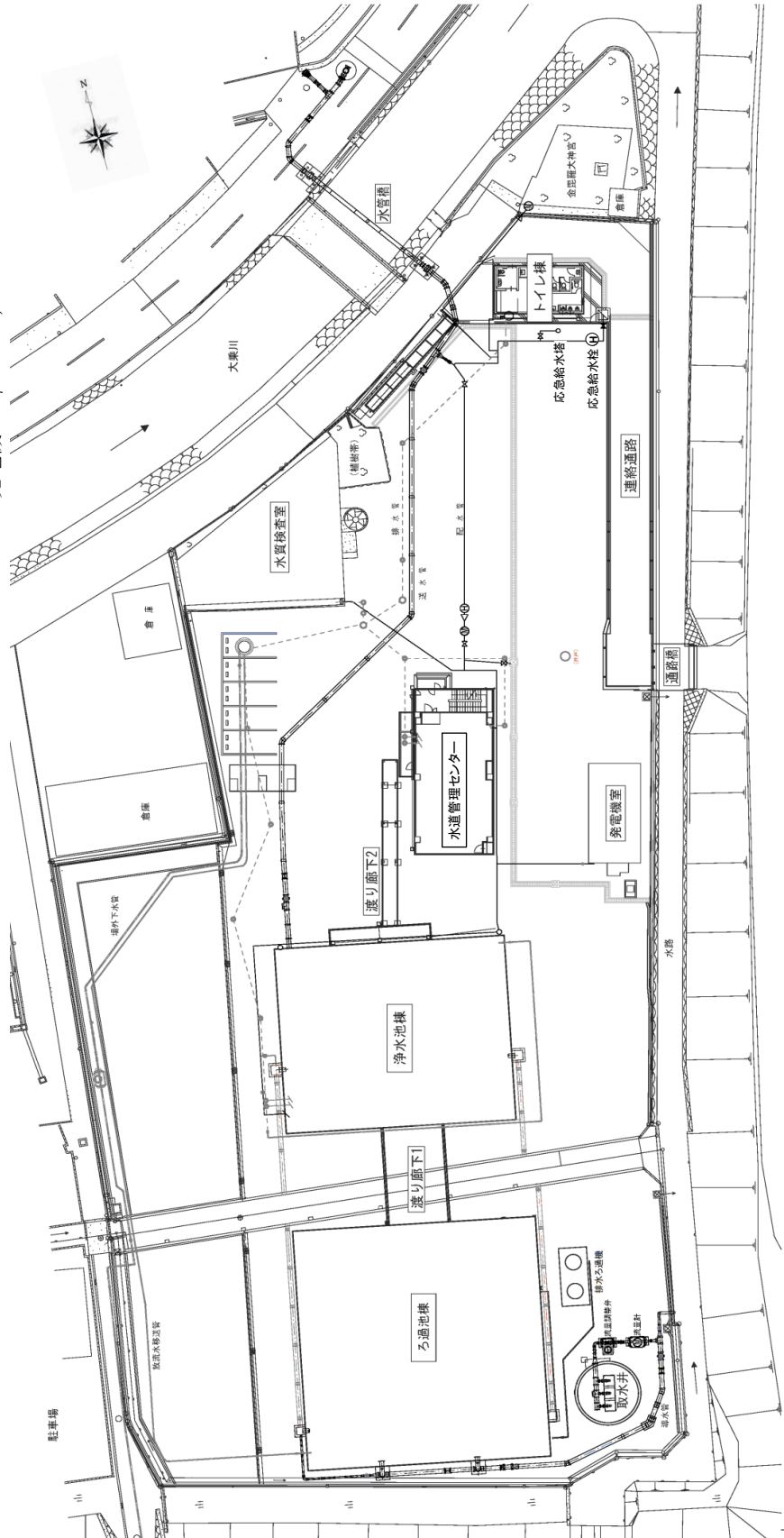
(1) 石 川 浄 水 場

(1) 石 川 浄 水 場

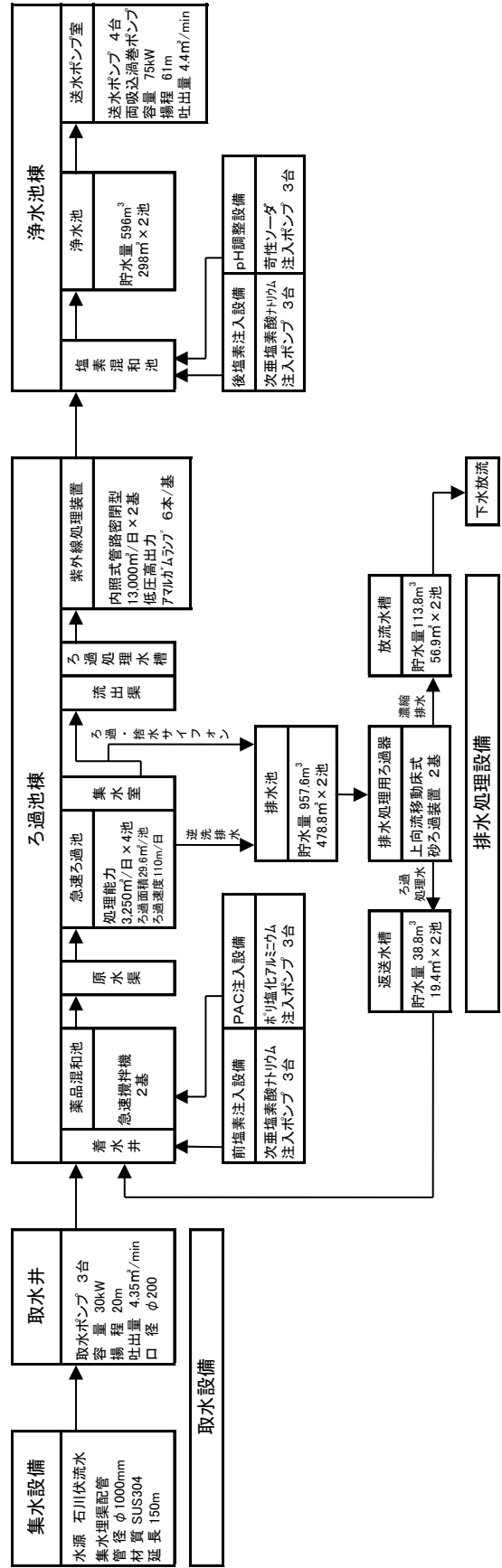
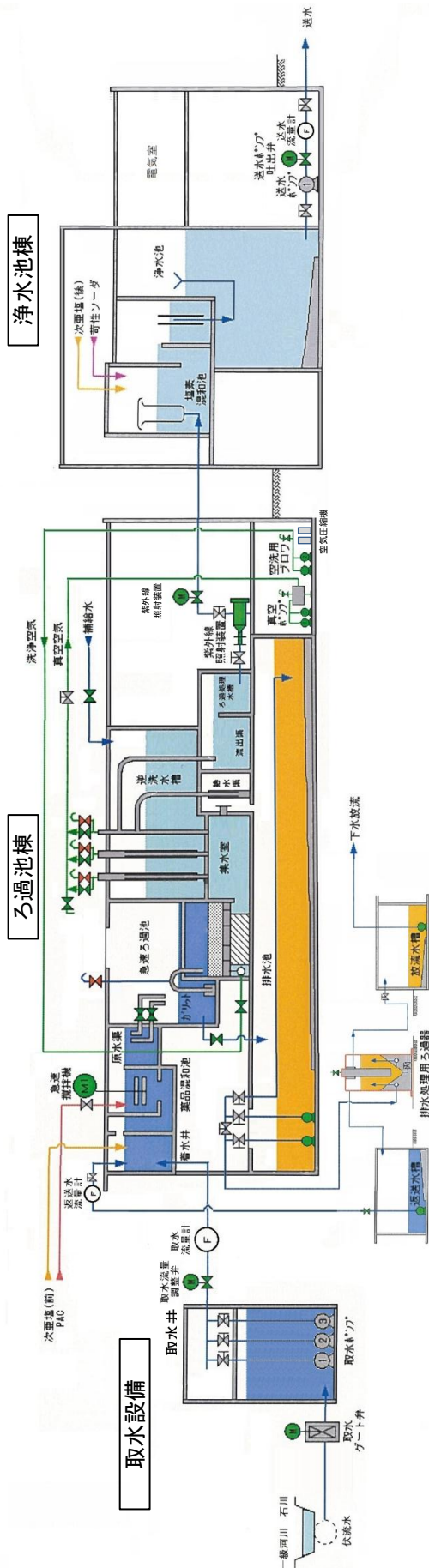
施設概要 (平成28年3月竣工)

1. 位 置 羽曳野市古市3丁目10番4号
2. 施設能力 13,000m³/日 (最大取水量12,500m³/日)
3. 水 源 伏流水 (大和川水系石川)
許可取水量 最大 0.150m³/秒
一日最大 12,500m³/日
4. ポンプ設備 取水ポンプ 30kW・・・3台
送水ポンプ 75kW・・・4台

5. 急速ろ過池 サイフォン式急速ろ過方式・・・4池
鉄筋コンクリート造
(ろ過面積29.6m²ろ過速度110m/日)×4池
6. 紫外線照射装置 内照式管路密閉型・・・2基
低圧高出力アマルガムランプ×6本/基
7. 浄水池 鉄筋コンクリート造・・・2池
有効容量 596m³
8. 排水処理 上向流移動床式砂ろ過器×2基 処理水：公共下水放流
9. 非常用自家発電設備 原動機 ディーゼル式
発電機 3φ3W6,600V 350kVA



石川浄水場 水処理フロー図



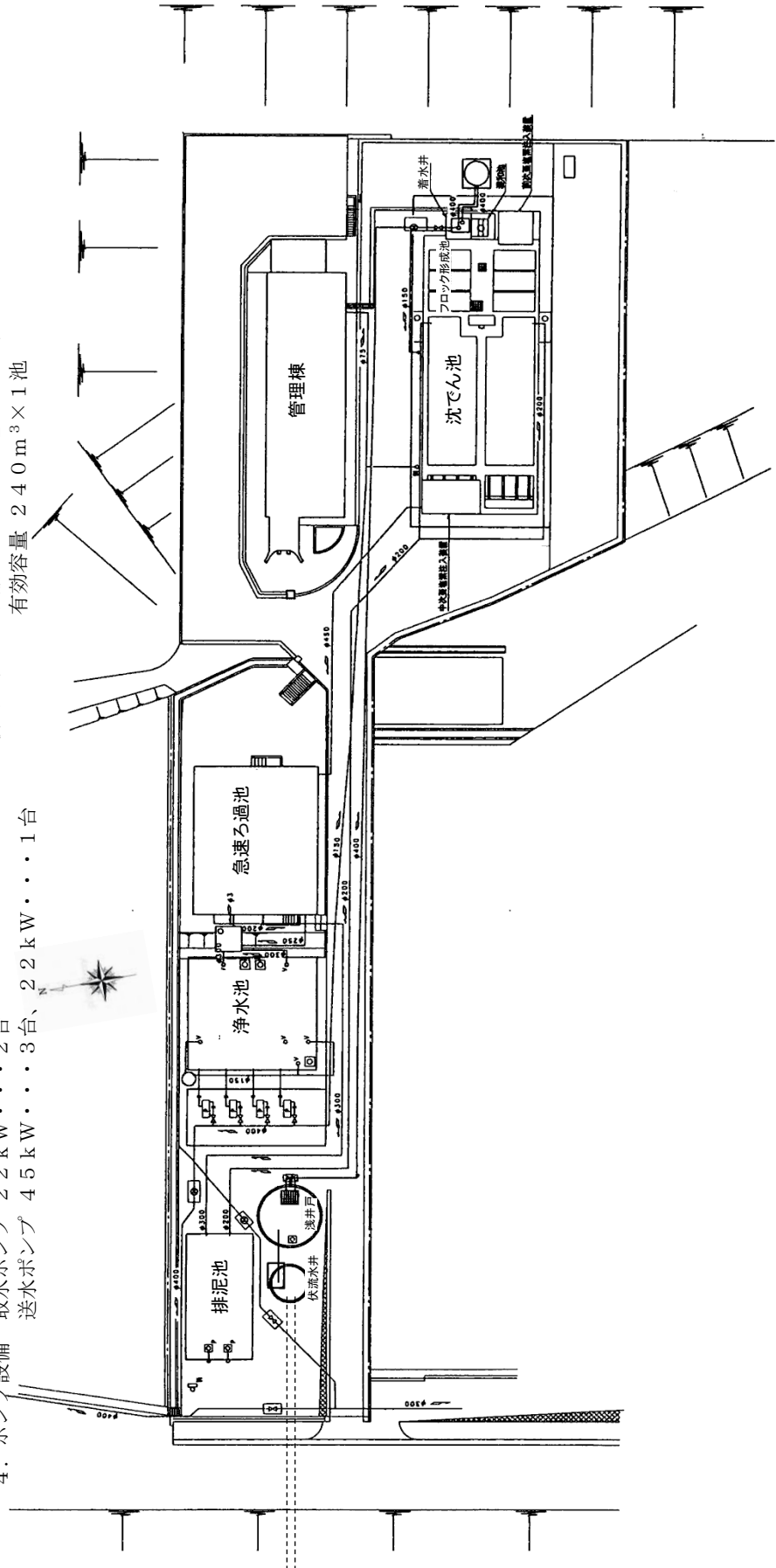
(2) 壺井浄水場

(2) 壺井浄水場

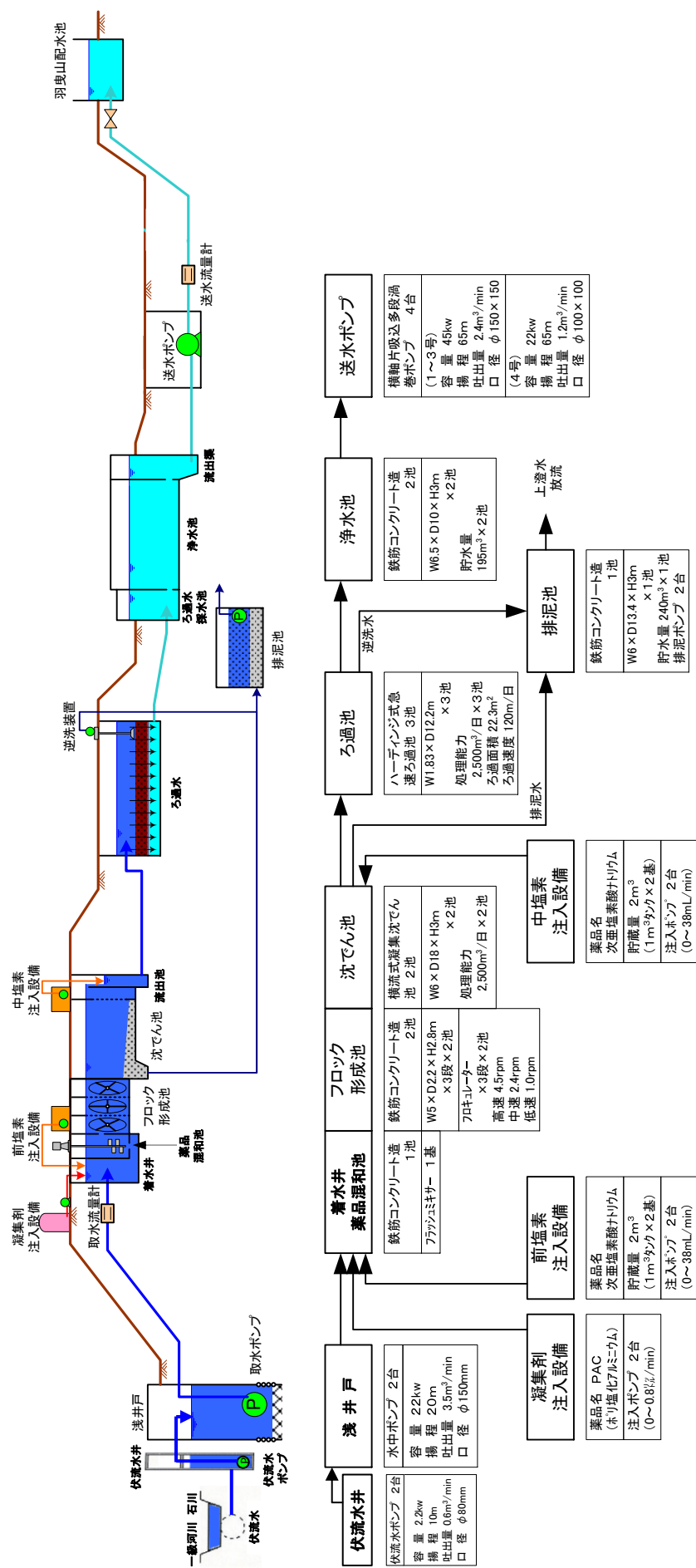
施設概要 (昭和48年3月竣工)

1. 位 置 羽曳野市壺井154番地の1
2. 施設能力 5,000 m³/日 (最大取水量5,000 m³/日)
3. 水 源 浅井戸 円形鉄筋コンクリート造・・・1井
(内径6m 深さ13m)
伏流水 (大和川水系石川)
許可取水量 最大 0.0085 m³/秒
一日最大 730 m³/日
4. ポンプ設備 取水ポンプ 22 kW・・・2台
送水ポンプ 45 kW・・・3台、22 kW・・・1台

5. 沈でん池 横流式凝集沈でん池・・・2池
鉄筋コンクリート造
(長さ18m 幅6m 深さ3m) × 2池
屋内ハーゲンジ式・・・3池
鉄筋コンクリート造
(ろ過面積22.3 m² ろ過速度 120 m/日) × 3池
6. 急速ろ過池 鉄筋コンクリート造・・・2池
有効容量 195 m³ × 2池
7. 浄水池 鉄筋コンクリート造・・・1池
有効容量 240 m³ × 1池
8. 排泥池



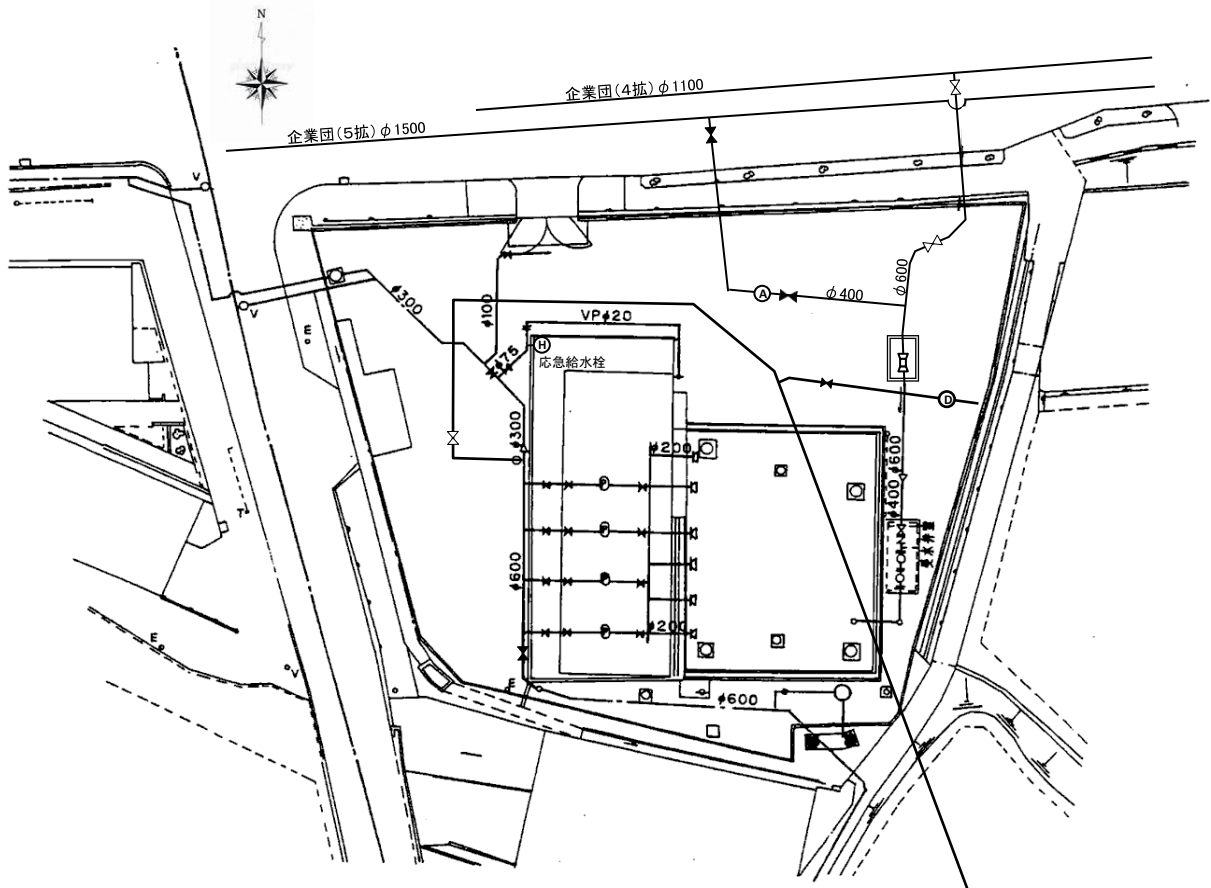
壺井浄水場 水処理フロ－図



(3)伊賀受水場

施設概要 (昭和42年3月竣工、昭和62年7月改良)

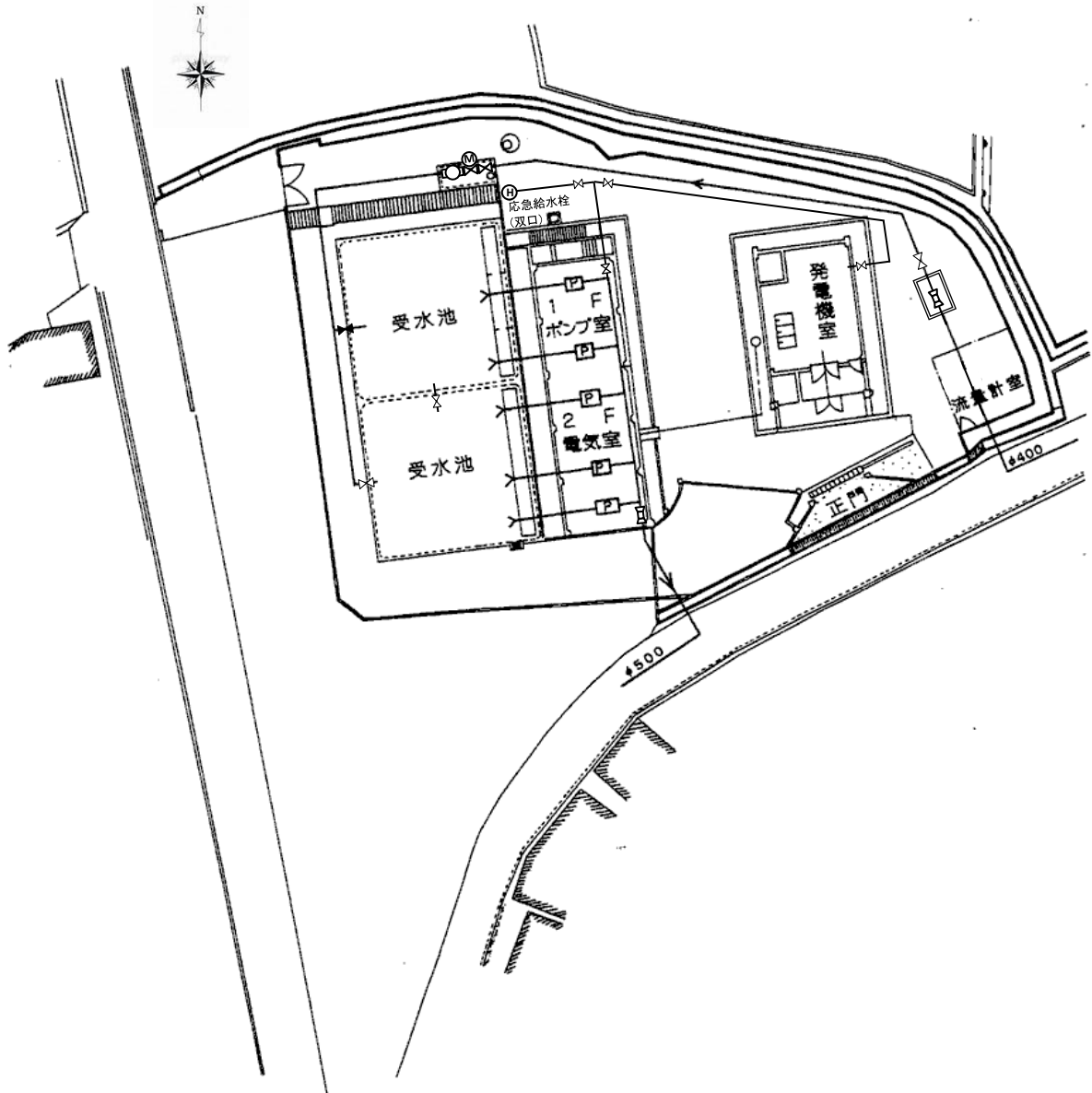
1. 位置 羽曳野市伊賀3丁目17番10号
2. 施設能力 26,000m³/日
3. 計画分水量 9,250m³/日
4. ポンプ設備 75kW・・・3台
45kW・・・1台
5. 受水池 鉄筋コンクリート造・・・1池
有効容量384m³×1池



(4) 西浦受水場

施設概要 (昭和59年11月竣工)

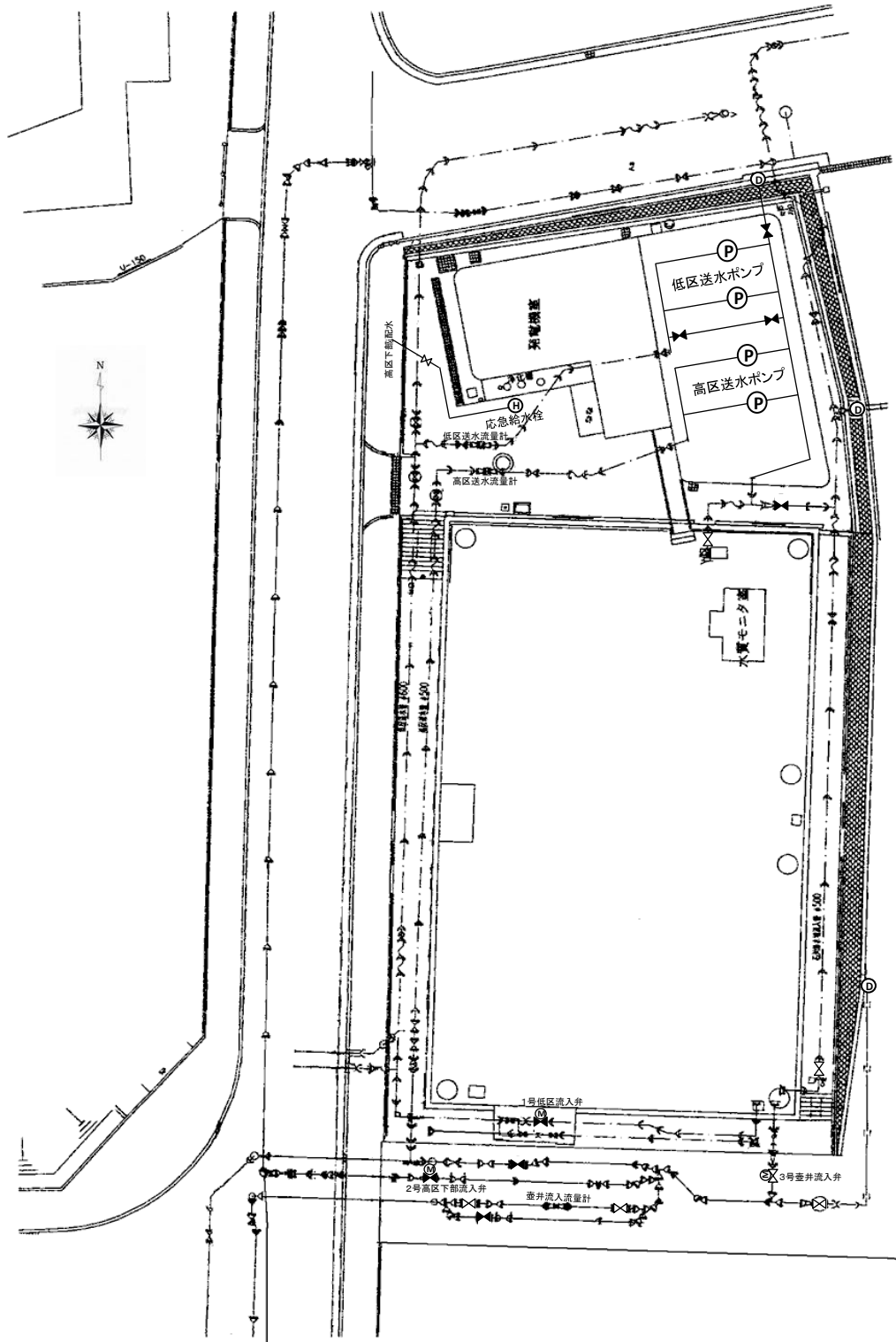
1. 位置 羽曳野市西浦6丁目465番地の3
2. 施設能力 $30,000\text{m}^3/\text{日}$
3. 計画分水量 $12,500\text{m}^3/\text{日}$
4. ポンプ設備 $75\text{kW}\cdots 3$ 台
 $45\text{kW}\cdots 2$ 台
5. 受水池 鉄筋コンクリート造
有効容量 $481\text{m}^3 \times 2$ 池
6. 非常用発電設備 原動機 ディーゼル式
発電機 $3\phi 3W 6,600V 400\text{kVA}$



(5)羽 曳 山 配 水 場

施設概要 (昭和39年3月竣工、平成2年10月改良)

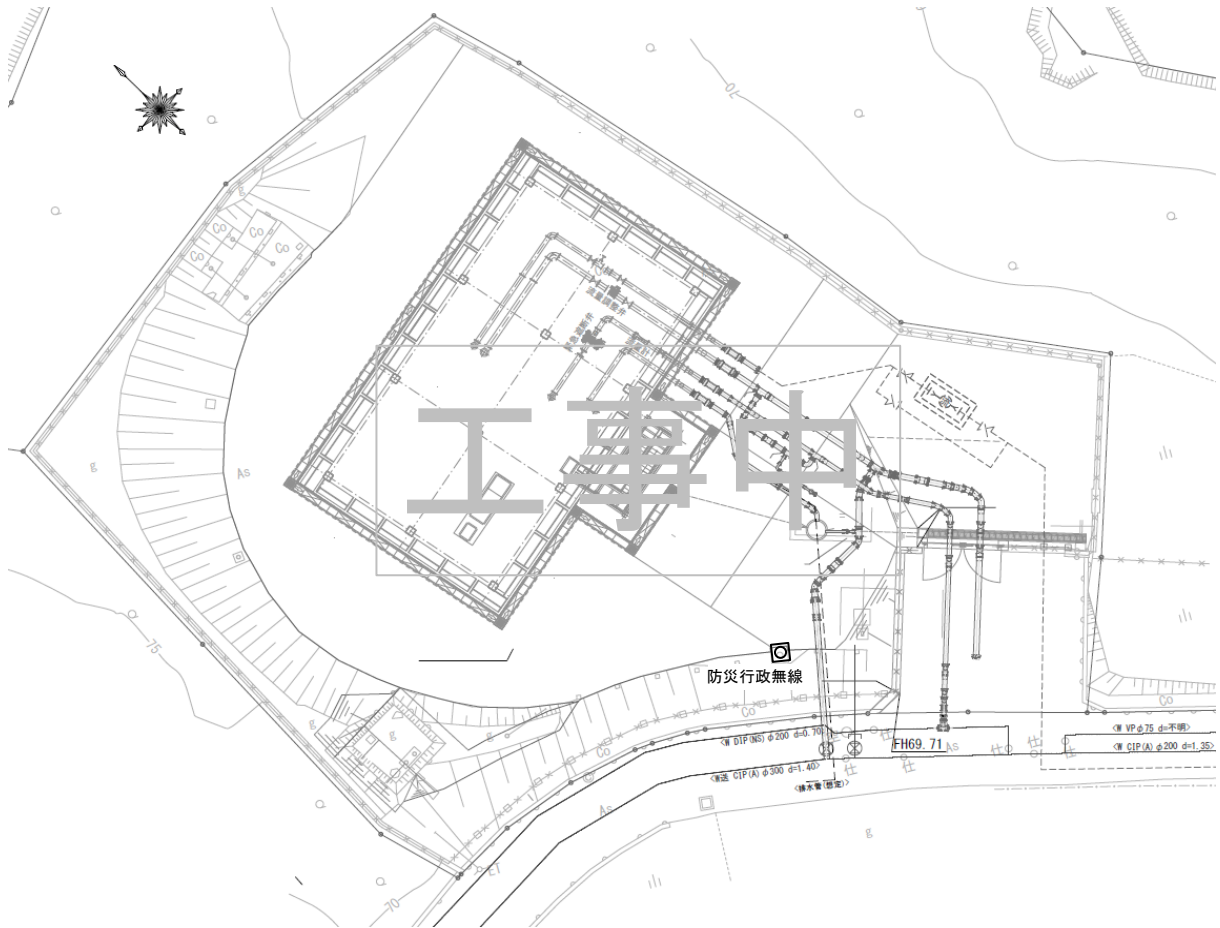
1. 位 置 羽曳野市はびきの2丁目8番20号
2. 配 水 池 鉄筋コンクリート造・・・1池
有効容量3,500m³×1池
3. ポンプ設備 低区送水 60kW・・・2台
高区送水 110kW・・・2台
4. 非常用発電設備 原動機 ディーゼル式
発電機 3φ3W 6,600V 500kVA



(6) 壺井配水池 (工事中)

施設概要 (令和6年10月竣工予定)

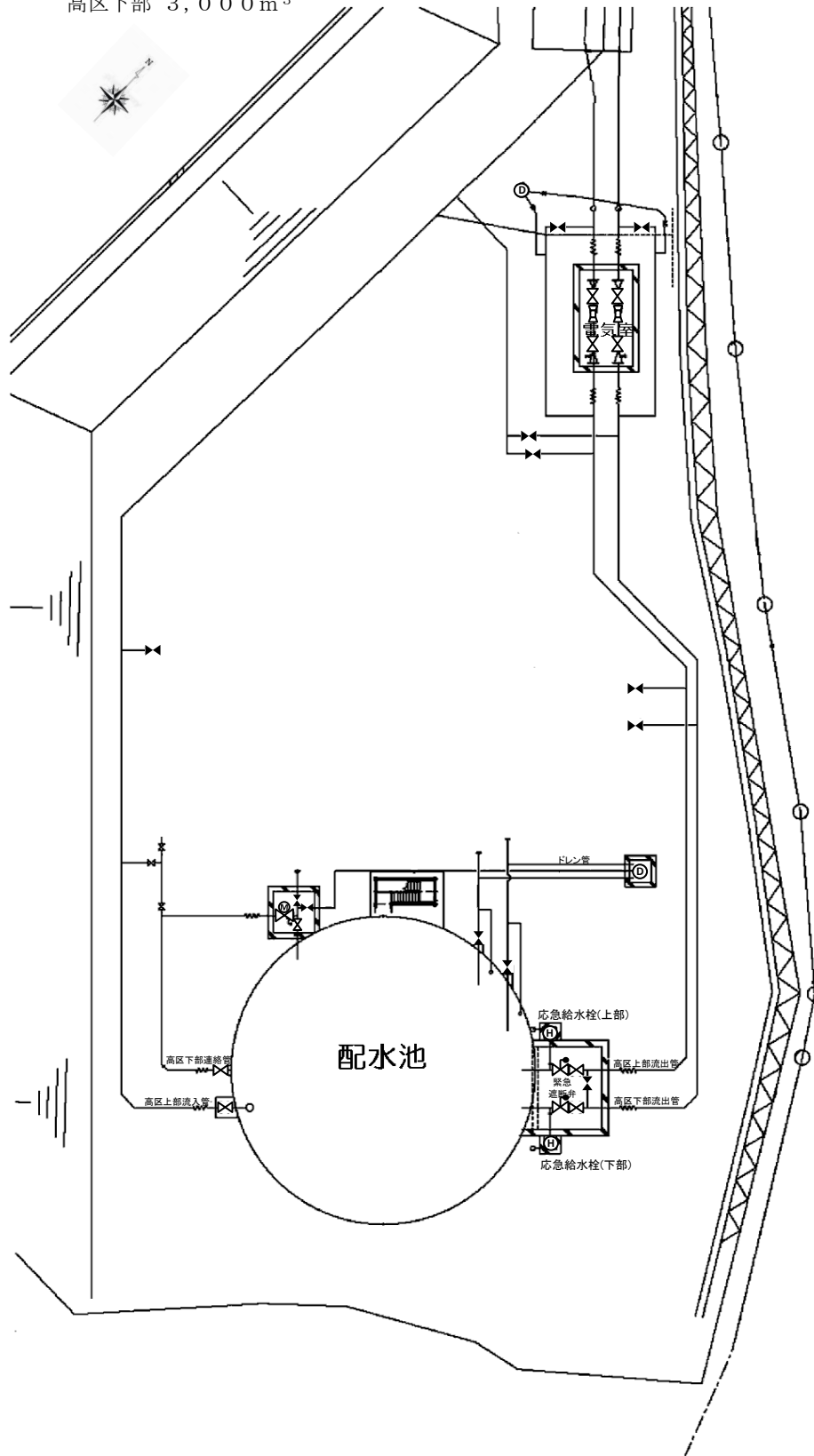
1. 位置 羽曳野市古市2271番地の119
2. 配水池 高架型ステンレス配水池
10.0m×18.0m 有効水深5.0m
(10.0m×9.0m 有効水深5.0m×2池)
3. 有効容量 870m³ (435m³×2池)



(7) 高区配水池

施設概要 (平成18年3月竣工)

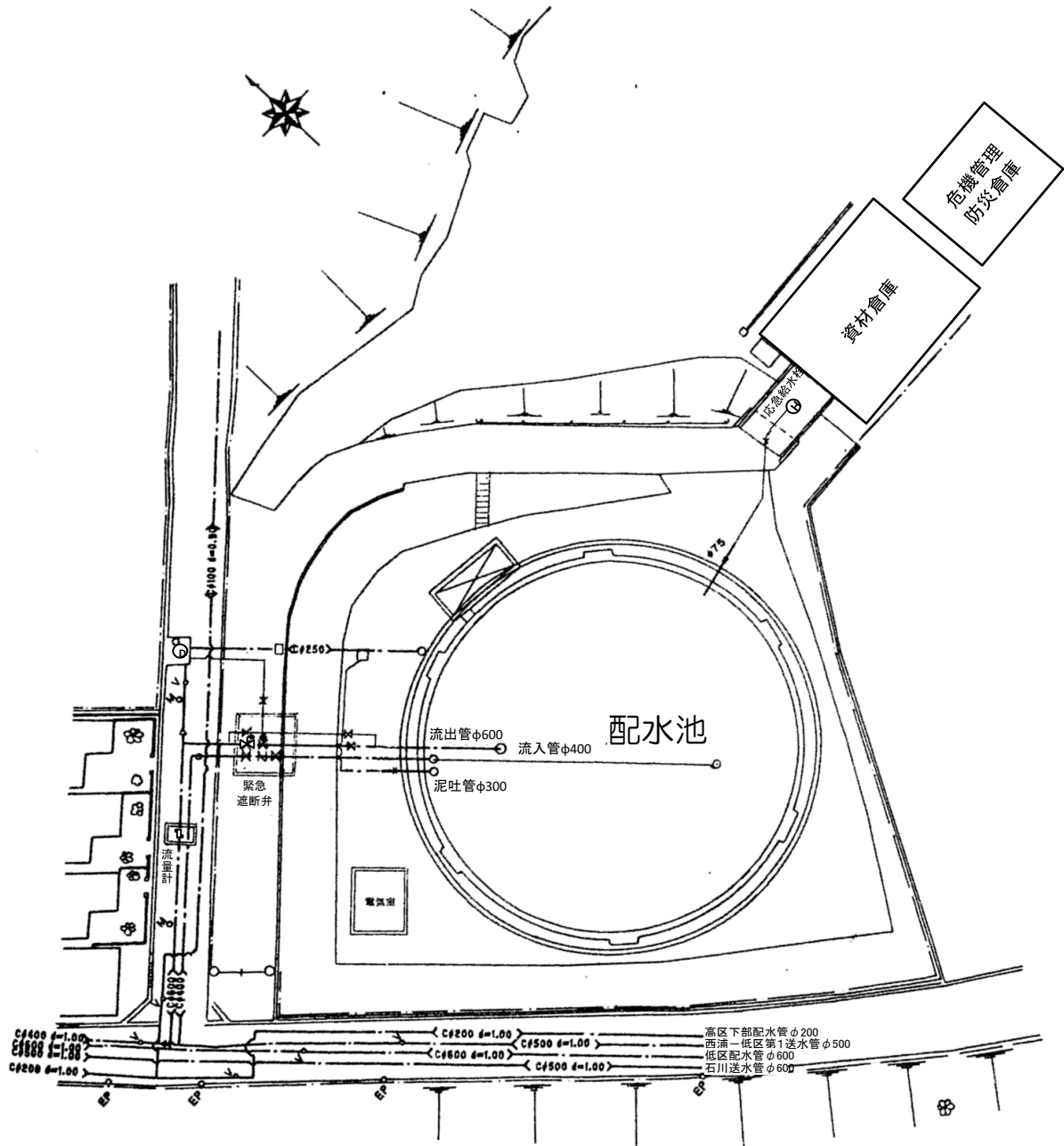
1. 位置 羽曳野市羽曳が丘9丁目295-86
2. 配水池 溶接構造ステンレス製円筒形たて型2層配水池
 高区上部配水池(上層) 直径19.7m 有効水深10m
 高区下部配水池(下層) 直径19.7m 有効水深10m
3. 有効容量 高区上部 3,000m³
 高区下部 3,000m³



(8)低区第1配水池

施設概要 (昭和49年10月竣工、平成12年3月改良)

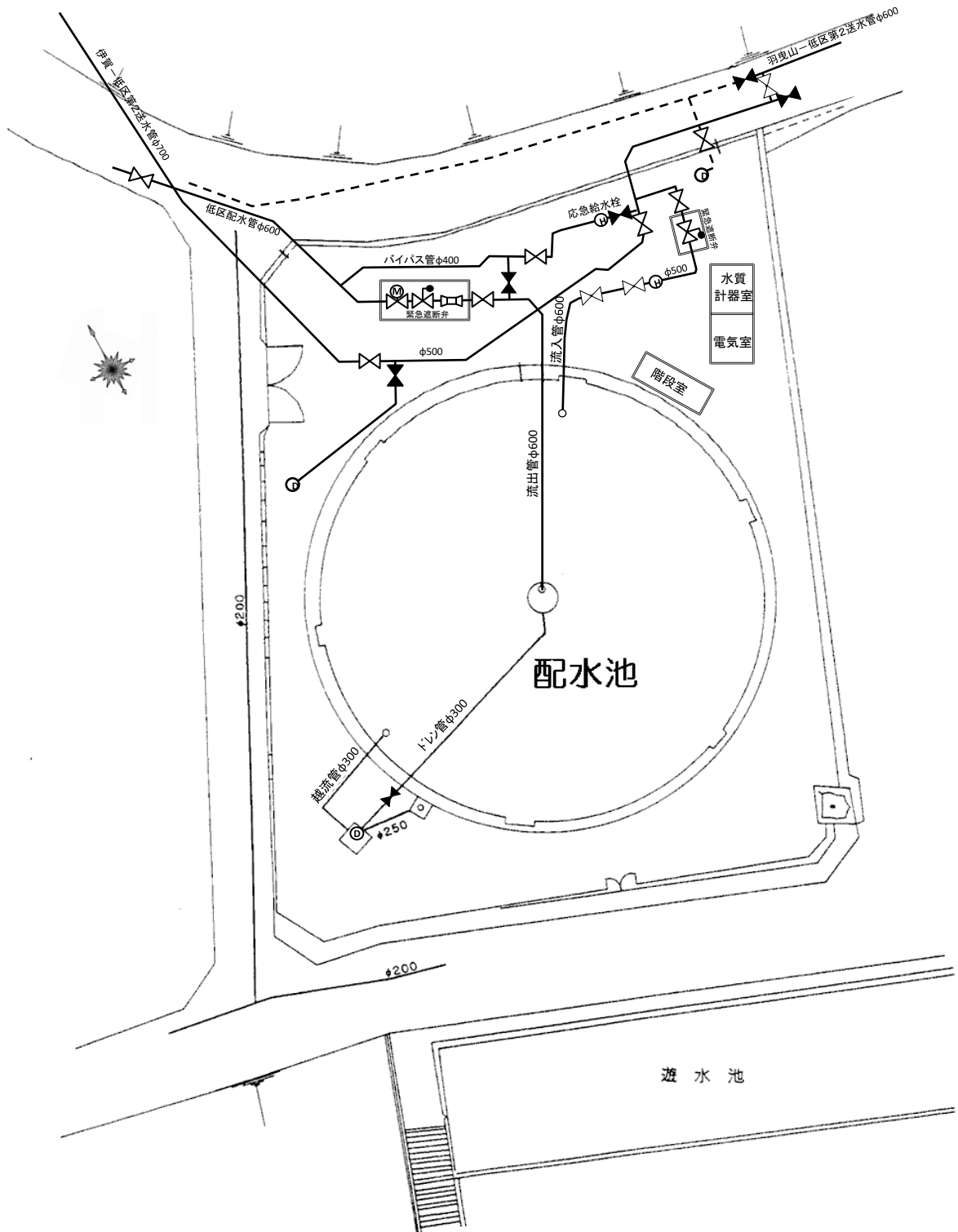
1. 位置 羽曳野市西浦6丁目81番地
2. 配水池 プレストレストコンクリート造
直径30m 有効水深 1.5m
3. 有効容量 10,000m³



(9) 低区第2配水池

施設概要 (昭和58年8月竣工)

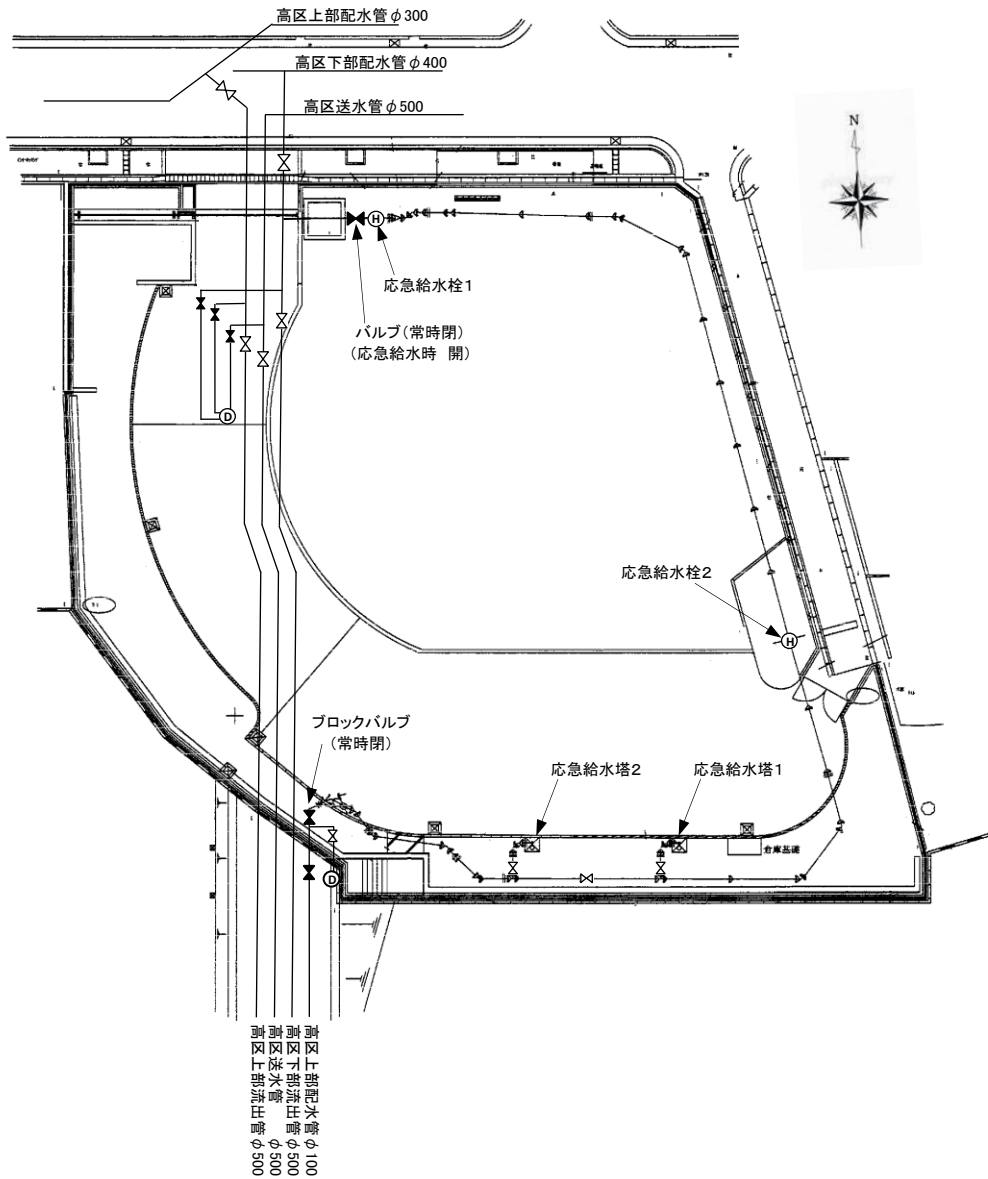
1. 位置 羽曳野市学園前1丁目5番12号
2. 配水池 プレストレストコンクリート造
直径34.1m 有効水深 1.1m
3. 有効容量 10,000m³



(10) 応急給水拠点

施設概要 (平成23年1月竣工)

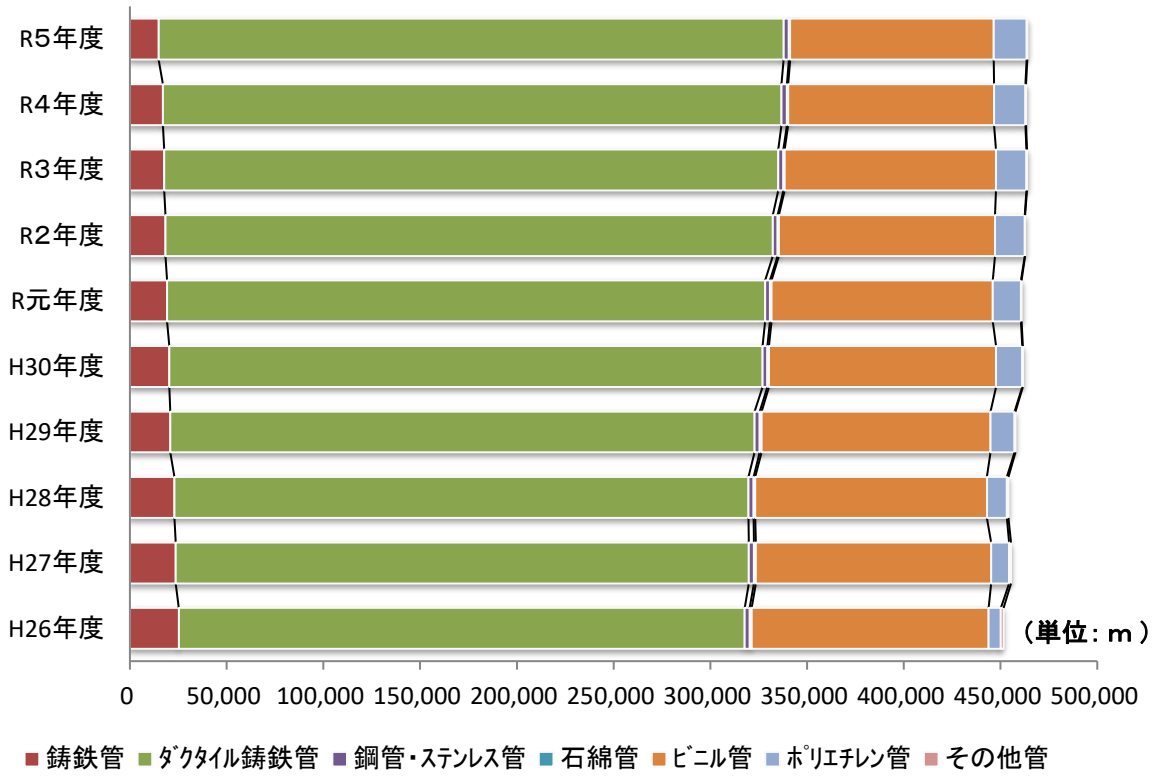
1. 位置 羽曳野市羽曳が丘西1丁目1番9号
2. 給水施設 応急給水塔 2基
 応急給水栓 2基



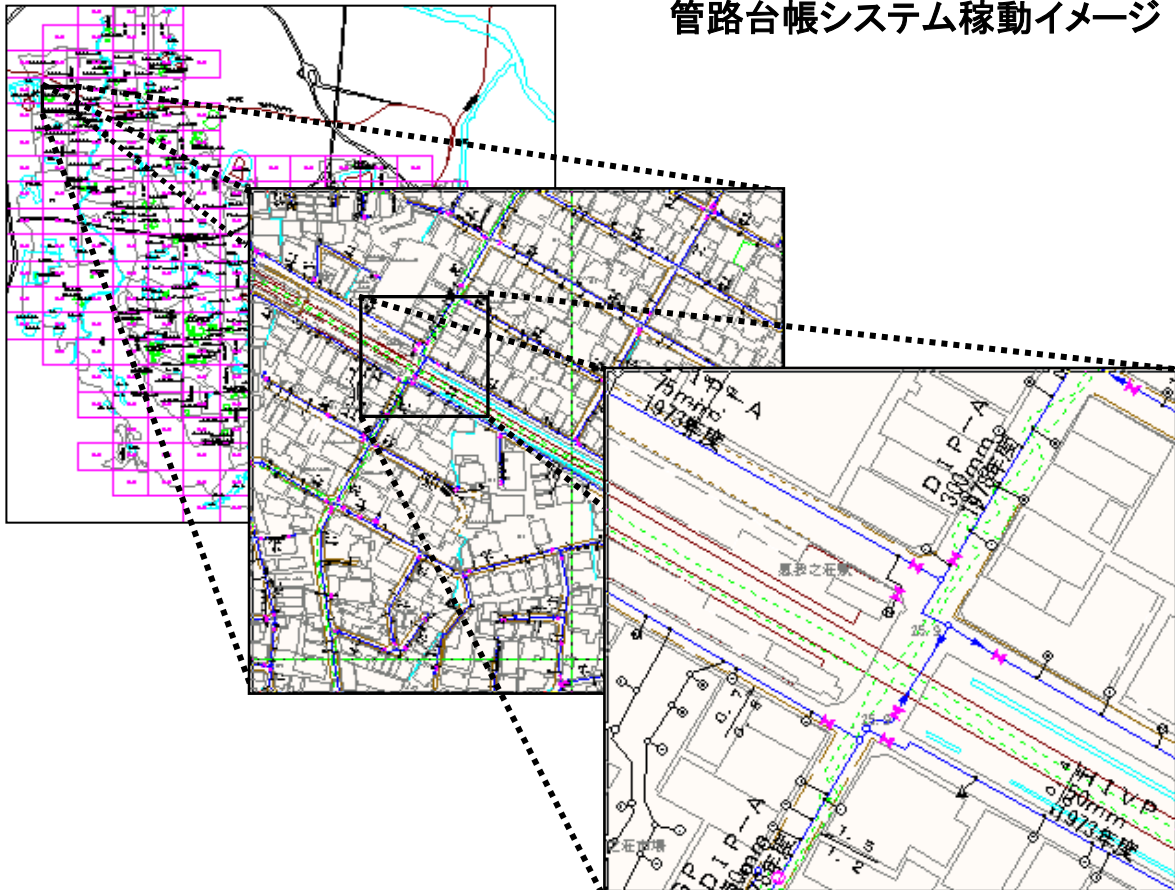
5. 導送配水管状況

管種	区分	口径 mm	R4年度末延長 m	R5年度新設 m	R5年度撤去 m	R5年度末延長 m
鑄鉄管		50以下	329.7	0.0	0.0	329.7
		75	103,419.6	1,924.2	983.1	104,360.7
		100	94,895.4	654.7	428.8	95,121.3
		150	61,810.1	540.4	320.4	62,030.1
		200	27,010.3	71.3	283.8	26,797.8
		250	1,326.9	0.0	84.7	1,242.2
		300	19,453.6	1,530.7	1,386.7	19,597.6
		350	4,653.4	0.0	3.4	4,650.0
		400	9,533.0	1.5	208.9	9,325.6
		450	19.7	0.0	0.0	19.7
		500	5,270.1	66.9	0.0	5,337.0
		600	9,086.2	0.0	1,231.1	7,855.1
		700	0.0	1,212.9	0.0	1,212.9
	計		336,808.0	6,002.6	4,930.9	337,879.7
鋼管		50以下	1,200.2	0.0	69.4	1,130.8
		75	46.6	0.0	5.0	41.6
		100	0.0	5.0	0.0	5.0
		125	38.2	0.0	38.2	0.0
		150	48.1	30.5	0.0	78.6
		200	221.8	7.7	0.0	229.5
		250	275.3	0.0	250.5	24.8
		300	164.8	250.5	0.0	415.3
		400	273.9	0.0	0.0	273.9
		450	6.6	0.0	0.0	6.6
		500	18.4	0.0	0.0	18.4
		600	24.6	0.0	0.0	24.6
	計		2,318.5	293.7	363.1	2,249.1
ステンレス管		100	25.8	0.0	0.0	25.8
		150	16.6	0.0	0.0	16.6
		200	88.7	0.0	0.0	88.7
		250	239.8	0.0	0.0	239.8
		300	20.4	0.0	0.0	20.4
		400	61.7	0.0	0.0	61.7
		500	28.5	0.0	0.0	28.5
	計		481.5	0.0	0.0	481.5
石綿管		50以下	142.5	0.0	2.0	140.5
		75	395.6	0.0	0.0	395.6
		100	124.7	0.0	0.1	124.6
		125	9.9	0.0	0.0	9.9
		計		672.7	0.0	2.1
硬質塩化ビニル管		50以下	90,279.4	245.6	956.9	89,568.1
		75	10,286.2	33.2	388.8	9,930.6
		100	5,243.1	4.1	80.3	5,166.9
		150	581.9	0.0	1.3	580.6
		計		106,390.6	282.9	1,427.3
ポリエチレン管		50以下	14,856.5	848.1	144.7	15,559.9
		75	50.0	0.0	0.0	50.0
		100	1.5	0.0	0.0	1.5
		150	58.8	0.0	0.0	58.8
		200	26.9	0.0	0.0	26.9
		400	217.6	0.0	0.0	217.6
	計		15,211.3	848.1	144.7	15,914.7
FRP管		150	41.0	0.0	0.0	41.0
		200	45.0	0.0	0.0	45.0
		400	958.8	0.0	0.0	958.8
		計		1,044.8	0.0	1,044.8
その他・不明管		50以下	62.4	15.6	0.0	78.0
		75	29.8	0.0	0.0	29.8
		100	11.1	0.0	0.0	11.1
		150	119.7	0.0	0.0	119.7
		200	0.0	0.0	0.0	0.0
		250	7.9	0.0	0.0	7.9
		300	13.3	0.0	0.0	13.3
		350	2.6	0.0	0.0	2.6
		400	39.9	0.0	0.0	39.9
		500	0.0	0.0	0.0	0.0
		600	0.0	31.1	0.0	31.1
	不明	0.0	0.0	0.0	0.0	
	計		286.7	46.7	0.0	333.4
総延長			463,664.3	7,474.0	6,868.1	463,820.0

導送配水管延長の推移



管路台帳システム稼働イメージ



VIII 資 料



給水タンク車

(令和5年4月号より)

被害が発生しています!!
ニセ水道局職員にご注意ください!

水道局職員を装って、皆様のお宅を訪問、電話などによって下記のトラブルが発生しています。不審に思われた時は、身分証明書の提示を求め、ご確認いただくか、水道局へお問い合わせください。



- 水道料金を請求する
- 家庭用水道器具(浄水器など)の販売をする
- 事前連絡の無い水質検査や宅内管の洗浄や点検をする

☎ 水道局

(令和5年5月号より)

水漏れかなと思ったら・・・

【道路～水道メータの間で水が漏れている】
水道局まで連絡してください。水道局または委託業者が修理対応します。

【宅地内で水が漏れている】
水道メータの横にある止水栓を止め、羽曳野市指定工事店に修理依頼してください。

※修理箇所がメータより内側の宅地内の場合修理費用は必要です。なお、水道料金については減免制度が適用される場合もあります。不明な点がございましたら、水道局までお問い合わせください。

【簡単な宅内発見方法】
家庭内のすべての蛇口を止めた後、水道メータのパイロットが回っている場合は、漏水しています。



めっちゃおいしいやん!
はびきのの水



☎ 水道局総務課

(令和5年6月号より)

6月1日～7日は「水道週間」

—今年の水道週間スローガン—
「水道水 安心・安全 これからも」

水道週間は、厚生労働省、都道府県をはじめ各市町村の水道事業体等によって実施される様々な広報活動等の運動を通して、水道の現状や課題への理解を深め、今後の水道事業の取組について協力を得ることを目的としています。この機会を通して市民の皆様へ水質保全や水の大切さを理解していただくとともに、将来に向かって、大切な資源である“いのちの水”について関心を更に深めていただくようお願いいたします。



出典(公社)日本水道協会

☎ 水道局総務課

(令和5年7月号より)

親子で水道施設の見学会

親子での石川浄水場の見学会を実施します。

【とき】

7月30日(日)

【場所】

石川浄水場(羽曳野市古市 3-10-4)

【申込】

午前の部 10:00 ～ / 午後の部 13:00 ～
(いずれも1時間程度)

親子で30組(60人程度)の方の見学を募集します。

見学希望の方は、電話またはメール

(soumu.suido@city.habikino.lg.jp) に、氏名(代表の方)・住所、参加者全員の氏名(子供は、年齢も記入)携帯電話等で日中に連絡のつく電話番号、希望時間帯を記載の上、お申込みください。(7月20日(日) 17:00 までに申込してください)

※申込多数の場合は、抽選となりますので、ご希望に沿えないこともあります。

【問合せ】

水道局総務課

健康のため水を飲もう



人間のからだの約60%は水分で、1日に2.5ℓ水が必要です。のどの渇きは「脱水」の証拠です。気温が高くなるこの時期外出時

には、水筒やペットボトルを携帯し、熱中症等にならないために「こまめに水分補給」をしましょう。

☎ 水道局

(令和5年8月号より)

被害が発生しています!! にせ水道局職員にご注意ください!

水道局職員を装ってみなさんの自宅を訪問し、

- 水道料金を請求する
- 家庭用水道器具（浄水器など）の販売をする
- 事前連絡のない水質検査や宅内管の洗浄や点検をする

などのトラブルが発生しています。不審に思われたときは、身分証明書の提示を求め、確認していただくか、水道局へお問い合わせください。

☎ 水道局

(令和5年9月号より)

水道使用水量等のお知らせ(検針票)が変わります。

令和5年10月1日より実施されるインボイス制度に伴い、水道使用水量等のお知らせ(検針票)が変わります。この水道使用水量等のお知らせがインボイスとなりますので、大切に保管してください。

☎ 水道料金お客様センター

水道メータ交換での宅地内作業にご協力をお願いします

正しく水量を計るために計量法により定められた有効期間(8年)満了までに水道メータ交換を行っています。委託業者が事前にお知らせのビラを配付し、皆様の宅地内(メータボックス)で交換を行います。不審に思われた場合は、身分証明書の提示を求め、ご確認いただくか水道局へお問い合わせください。メータ交換にかかる費用はありません。



※メータ交換の際15～30分間、水が止まりますのでご了承ください。交換後、配管内に空気が混入して水が白く濁る場合がありますが、少し水を出していただければ解消します。

☎ 水道局

(令和5年10月号より)

貯水槽水道の設置者さまに衛生管理のお願い

いつでも安心な水を使っていただくためにビル・マンションなどの貯水槽水道の適正な管理が必要です。次の項目などを定期的に行ってください。

水槽の清掃
毎年1回以上、定期的に行ってください。
水槽の点検
水槽の損傷の有無および状況などについて定期的に点検を行ってください。
水質検査の実施
蛇口の水の色・濁り・臭いおよび味など、異常の有無についての検査を定期的に行ってください。

なお、給水される水に異常を認めたときは、水道法に基づく水質検査を行ってください。

※ただし、10㎡を超える貯水槽水道設置者は水道法による衛生管理が義務づけられています。専門業者(貯水槽水道清掃業務)による点検清掃および法定検査を受検してください。

☎ 10㎡以下の貯水槽→水道局工務課
10㎡を超える貯水槽→環境保全課



(令和5年10月号より)

鉛製給水管の取替え工事を行っています

「鉛製給水管」は水道を長期間使用しない場合、わずかながら鉛が溶け出すことがあるため、日常ご使用していただくことは問題がないことを確認しておりますが、より安心してご利用いただくために、朝一番や長い間留守にした後などの使いはじめの水は、念のためバケツ1杯程度(約6リットル)を目安に、飲み水以外(トイレや洗濯など)に使用されることをおすすめします。

水道局では、配水管の工事や修繕工事等にあわせ「鉛製給水管」取替え工事を随時行っています。

今後も引き続き、水道法で定められた水質基準を満たした安全な水道水をご家庭までお届けします。

☎ 水道局

(令和5年11月号より)

親子で水道施設の見学会

親子での石川浄水場の見学会を実施します。

📅 11月26日(日)

10:00～/13:00～(1時間程度)

📍 場所 石川浄水場(古市3-10-4)

👤 定員 親子で30組(60人程度)

※申込多数の場合抽選

📧 申込 メール(11月17日15:00まで)

氏名(代表の方)・住所、参加者全員の氏名(子どもは、年齢も記入)、日中に連絡のつく電話番号、希望時間帯を記載ください。

☎ 水道局総務課

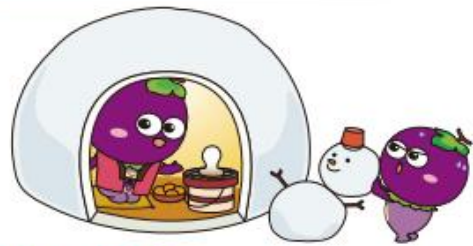
✉️ soumu.suido@city.habikino.lg.jp

ボトルドウォーター「羽曳野のおいしい水」デザイン表彰式

四天王寺大学・短期大学部の協力のもと、新しいボトルドウォーターのデザインを作成し、最優秀賞・優秀賞を決定しました。今回で2回目となるデザインは、教育学部教育科の山本奈々さん(写真右側)の作品を採用し、8月30日(木)に表彰式を行いました。新しいデザインのボトルドウォーターは、これからのイベントなどで配付いたします。



(令和5年12月号より)



水道局からのお知らせ

12月29日(金)～1月3日(水)の期間の水道の修理は、お問い合わせください。
☎ 072-958-1111

(令和6年1月号より)

物価高騰対策として水道料金の基本料金を減免しています

●令和5年12月から令和6年3月までの4カ月間の基本料金(635円+消費税/月)を減免しています。(水道料金のみ)

※当減免は申請不要です。減免金額を差し引いた額で請求させていただきます。

【対象】※公的機関・施設は除く

令和5年12月から令和6年3月までの期間において、次の①②どちらにも該当する方(事務所等がある事業者を含む)

①羽曳野市内に水栓所在地がある(水道を使用している) ②羽曳野市水道局と給水契約を結んでいる(羽曳野市から給水を受けている)

●羽曳野市水道局以外と給水契約を締結している方につきましては、

羽曳野市水道局の基本料金相当額を物価高騰対策の支援金として支給します。

【支給対象者】※公的機関・施設は除く。次の①～③の全てに該当する方(事務所等がある事業者を含む)

①羽曳野市内に水栓所在地がある(水道を使用している)

②令和6年3月8日までに、羽曳野市水道局以外と給水契約を締結している(他市から給水を受けている)

③令和5年12月1日～令和6年3月31日の間で羽曳野市水道局以外と給水契約がある

【支援金額】最大2,794円 減免制度や、支援金制度の申請方法等に関する詳細は、羽曳野市水道局ウェブサイトをご覧ください。

水道局 ☎ 958-1111(代表) 内線:5013 5020

水道料金などのお支払いで利用できるスマホ決済アプリが更新!!

収納代行会社の変更に伴い、水道料金などのお支払いに利用できるスマホ決済アプリの種類が追加されました。利用できるスマホ決済アプリ(請求書払い)(★が新たに利用可能)

Pay B・Pay Pay・au PAY・ゆうちょPAY・★楽天銀行・★LINE Pay・★D払い・★Fami Pay

※納付書のバーコード下部の収納代行会社名が「りそな決済サービス株式会社」となっている納付書からの対応となります。

☎ 水道局

寒い冬 水道管も凍ります
～水道管にも冬支度を！～

冬場は、水道管の中の水が凍り、破損することがあります。

【注意する場所】

- 屋外で水道管が露出しているところ
- 北向きにあるところ
- 風当たりの強いところ

【予防】

- 保温材（発泡スチロール製）や布を巻き、濡れないようにビニール袋などをかぶせてください。



【凍結したら】

凍結した部分にタオルをかぶせ、ゆっくりとぬるま湯をかけてください。※破裂しますので、熱湯は絶対にかけないでください。

【破裂したら】

水道メータ横の止水栓を閉め、すぐに水道局までご連絡ください。

☎ 水道局

【水道局からのお願い】

引越しをされるときはお早めにご連絡を！

【水道の使用を中止されるとき】

引越しにより水道の使用を中止されるときは、料金の精算に伺いますので引越しの2～3日前までには必ずご連絡ください。ご連絡がない場合は、引き続いて料金がかかりますのでご注意ください。

【新たに水道を使用されるとき】

水道を使用される2～3日前までには、必ず使用開始のご連絡をお願いします。

【お支払いは便利な口座振替を】

水道局指定の金融機関もしくは郵便局で、預金通帳とお届けの印鑑を持参の上、直接手続きをしてください。

☎ 水道料金お客様センター

☎ 072-957-7770（直通）

平日 9:00～17:30

休日 9:00～17:00

※祝および年末年始は休業します。

（令和6年3月号より）

給水活動

- 2月10日～2月14日 5日間 2名 給水活動（場所：石川県鳳珠郡穴水町）
 - 2月22日～2月26日 5日間 2名 給水活動（場所：石川県鳳珠郡穴水町）
- 主な業務：福祉施設・介護施設等の受水槽および避難所等への給水活動

○羽曳野市水道事業給水条例

制定 昭和38.3.20 条例231

最近改正 令和6.3.15 条例13

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、羽曳野市水道事業の給水に係る料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件について必要な事項を定め、もって適正な給水の保持に資することを目的とする。

第2条 削除

(給水装置の定義)

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需用者に水を供給するために水道事業の管理者（管理者の権限を行う市長をいう。以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次に掲げるものとする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用使用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸以上が共用で使用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

2 管理者は、必要と認めるときは、給水装置の種類を指定することができる。

(権利義務の継承)

第5条 給水装置の所有権を継承した者は、その継承後に係るこれに付随する工事費及び修繕費に係る納付の義務も共に継承した者とする。

(同居人等の行為に対する責任)

第6条 給水装置の使用者又は所有者は、その家族、同居人及び使用人その他の従業者の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第7条 給水装置の新設、改造又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第8条 給水装置の新設、改造又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市

においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事の施行をする場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により、給水装置工事の施行をする場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
- 4 第1項の指定給水装置工事事業者の指定及び更新並びに第2項の設計審査及び竣工後の工事検査については、それぞれ第33条第1項の表に掲げる手数料を徴収する。
- 5 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

第10条 削除

(工事費の算出方法)

第11条 管理者が施行する給水装置工事に係る費用は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労務費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

- 2 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、前項第3号に掲げる費用を徴収する。
- 3 管理者は、第1項各号に掲げる費用のほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

4 第1項及び前項に定める費用のほか、工事に係る費用の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の前納)

第12条 管理者に給水装置の工事を申し込む者及び指定給水装置工事事業者により工事を施行をしようとする者(以下この章において「申込者」という。)は、前条の規定により算出した費用の概算の額を管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の規定による前納が、その納付の期日を20日以上過ぎてもなお行われなるときは、管理者は、申込者が給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。

3 第1項の概算の額は、工事の竣工後に精算する。

(給水装置所有権の移転時期)

第12条の2 管理者が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権の移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になった時とし、その管理は、当該工事の工事費が完納されるまでの間においても申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第12条の3 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を、申込者が納付の期日を20日以上過ぎても納付しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、管理者が給水装置の撤去をした後、なお損害があるときは、申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に伴う費用は、その特別の理由の原因となる者の負担とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公営上その他のやむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することがない。

2 管理者は、前項に規定する場合により給水の制限又は停止をしようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項に規定する場合により給水の制限若しくは停止又は断水若しくは漏水による損害については、市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第18条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計算する。ただし、管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の規定により保管をする者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 第1項の規定により保管をする者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

4 水道使用者等は、第1項の規定にかかわらず、管理者の許可を得て、自己のメーターを使用することができる。

5 前項のメーターについて、管理者は、その設置後随時その機能を点検するものとし、不良と認めるときは、その交換の指示をすることができる。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第20条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 共用給水装置の使用戸数に異動があったとき。
- (4) 消防用として水道を使用したとき。
- (5) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水に異状があると認める場合又は給水装置のうち配水管の分岐から市のメーターの間に異状がある場合にあつては、管理者に修繕その他必要な処置を請求するものとし、市のメーターから宅地内の給水装置に異状がある場合にあつては、指定給水装置工事事業者に修繕その他必要な処置を請求しなければならない。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は、この限りでない。

2 前項の修繕に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の規定による管理を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第24条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置又は同一のメーターによって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第25条 料金は、1月について、次の表に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率（以下「消費税率」という。）を乗じて得た額を当該表に掲げる額に加えて得た額（1円未満の端数が出たときは、これを切り捨てた額）とする。

種別	用途	基本料金		超過料金（1立方メートルにつき）														
		使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金					
計量制	一般用	8m ³	円9～10 635m ³	円11～ 13020m ³	円21～ 16040m ³	円41～ 200100 m ³	円101 260m ³ 以上	円 310										
	湯屋用	200 m ³	円201m ³ 1万以上	円 60														
	臨時用	1m ³	円 400															

2 前項の用途の適用の基準については、管理者が別に定める。

(料金の算定)

第26条 料金は定例日（料金算定の基準としてあらかじめ、管理者が定めた日をいう。以下同じ。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、管理者が必要と認めるときは、2月以上一括し、又は定例日を変更して点検することができる。この場合の水量は、各月において均等とみなす。

(使用水量及び用途の認定)

第27条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第28条 月の中途において水道の使用を開始し、又は終了したときの料金は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 使用水量が基本水量の2分の1に満たないとき 第25条第1項の料金の2分の1の額

(2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるとき 1月分とみなして、算定した金額

2 料金算定の基準となる月の中途で、用途に変更のあったときの料金は、基準となる月の日数の2分の1を超えるものに係る用途によって算定する。この場合において使用日数が、月の日数の2分の1に等しいときは、変更後の用途について算定する。

(多用途に使用するときの料金)

第29条 1の専用給水装置を2以上の用途に使用する場合は、管理者がその用途の適用を定めて算定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第30条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用を終了したときに精算する。

(料金の徴収)

第31条 料金は、2月ごとに徴収する。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、1月ごとに徴収することができる。

2 水道の使用を中止し、若しくは給水装置を廃止し、又は給水を停止したときは、その都度料金を算定して徴収する。

(納付料金の過不足の取扱い)

第32条 納付料金に過不足があるときは、納付後であってもその差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回徴収の料金で精算することができる。

(手数料)

第33条 手数料は、次のとおりとし、申込者からこれを徴収する。

区分	種別及び単位		金額
設計手数料	給水管口径 30ミリメートル未満	1件につき	8,800円
	給水管口径 75ミリメートル未満	1件につき	10,500円
	給水管口径 75ミリメートル以上	1件につき	12,300円
設計審査手数料	給水管口径 30ミリメートル未満	1件につき	5,300円

	給水管口径 75ミリメートル未満	1件につき	7,000円
	給水管口径 75ミリメートル以上	1件につき	9,700円
竣工検査手数料	給水管口径 30ミリメートル未満	1件につき	21,100円
	給水管口径 75ミリメートル未満	1件につき	23,700円
	給水管口径 75ミリメートル以上	1件につき	26,400円
道路占用申請手数料	国道・府道等の占用申請	1件につき	16,700円
	市道の占用申請	1件につき	1,800円
指定給水装置工事	指定及び更新	1件につき	10,000円
事業者に 関する 手数料	証書の交付	1件につき	2,000円
	証書の再交付	1件につき	2,000円
その他の手数料	私設消火栓の消防演習の立会い	1回につき	10,500円

2 手数料は、管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 前項の納付の期日を20日以上過ぎても納付しないときは、管理者は、申込者が申込みを取り消したものとみなす。

4 第1項の表に掲げる手数料であって、既に納められたものは、還付しない。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(料金及び手数料等の軽減又は免除)

第34条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金及び手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第4章の2 工事負担金及び分担金

(工事負担金)

第34条の2 給水の申込み、開発行為その他の理由により、必要が生じた配水施設の新設、移設又は撤去の工事に要する費用（以下「工事負担金」という。）については、その原因者（以下この条において「申込者」という。）に負担させるものとする。

2 工事負担金の額の算定方法等については、管理者が別に定める。

3 申込者は、工事負担金を管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

4 前項の期日を20日以上過ぎてもなお納付しないときは、管理者は、申込者が第1項の申込みを取り消したものとみなす。

(分担金)

第34条の3 分担金は、次の表に掲げる額に、消費税率を乗じて得た額を当該表に掲げる

額に加えて得た額（1円未満の端数が出たときは、これを切り捨てた額）とする。

メーター口径	分担金の額	
	新設工事	増径工事
20ミリメートル	188,000円	同一場所に係る、既設給水装置の増径工事申込者から徴収する分担金の額は、新設工事の分担金の額から既設口径の分担金の額を差し引いた額とする。
25ミリメートル	530,000円	
40ミリメートル	1,290,000円	
50ミリメートル	2,100,000円	
75ミリメートル	4,980,000円	
100ミリメートル	9,330,000円	
150ミリメートル	22,600,000円	
200ミリメートル以上	管理者が別に定める	

- 2 分担金は、給水装置の新設工事及び増径工事の申込者から徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。
- 3 前項に規定する額のほか、メーター口径が13ミリメートルの分担金（既設給水装置の増径工事する場合に限る。）は、150,000円の範囲内で管理者が定める。
- 4 第1項の規定によりがたい特別な場合における分担金は、管理者が別に定める。
- 5 分担金は、給水工事の申込みのときに徴収する。ただし、管理者が必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 6 前項の規定により管理者が指定した徴収の期日を20日以上過ぎてもなお納付しないときは、管理者は、第1項の申込者が給水工事の申込みを取り消したものとみなす。
- 7 第1項から第4項までに規定する分担金であって既に納められたものは、還付しない。ただし、管理者が、特に必要と認める場合は、この限りでない。

第5章 管理

（給水装置の検査等）

第35条 管理者は、水道の管理上、必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置の指示をすることができる。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第36条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質基準に適合していないと認めるときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 管理者は、前項に規定する者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装

置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第11条に規定する工事費、第22条第2項に規定するの修繕費、第25条第1項の料金又は第33条第1項の手数料を指定した期日内に納付しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく第19条第5項又は第35条の指示に従わないとき。
- (3) 水道の利用者が、正当な理由がなく第26条の規定による水量の点検又は第35条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。
- (4) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発してもなお、これを改めないとき。
- (5) 給水を濫用したとき。

(給水装置の切り離し)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第7条の承認を受けないで、給水装置の新設若しくは改造又は撤去をした者
- (2) 正当な理由がなく、第18条第2項の規定によるメーターの設置、第26条の規定による水量の計算、第35条の規定による検査又は第37条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項の規定による給水装置の管理を著しく怠った者
- (4) 第25条第1項の料金又は第33条第1項の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他の不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第40条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第25条第1項の料金又は第33条第1項の

手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

（水道事業者の責務）

第40条の2 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第40条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の規定に基づき、その水道の管理をし、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道の管理をし、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

（委任）

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

（旧条例に基づく処置等に関する経過措置）

第2条 この条例施行の際、現に旧条例によりなされた申込、申請、承認、指定、認定、指示等は、この条例によりなされたものとみなす。

附 則（昭和41年6月15日条例第360号）

この条例は、公布の日（昭和41年6月15日）から施行し、昭和41年4月分の使用料から適用する。

附 則（昭和41年10月14日条例第376号）

この条例は、公布の日（昭和41年10月14日）から施行し、昭和41年10月分の使用料から適用する。

附 則（昭和42年9月25日条例第410号）

この条例は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則（昭和45年7月2日条例第22号）

この条例は、公布の日（昭和45年7月2日）から施行し、昭和45年6月1日から適用する。

附 則（昭和47年3月21日条例第13号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月27日条例第31号）

この条例は、公布の日（昭和47年10月27日）から施行し、昭和47年11月分の使用料から適用する。

附 則（昭和49年4月1日条例第12号）

この条例は、昭和49年4月分の料金から施行する。

附 則（昭和49年9月24日条例第31号）

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和51年6月23日条例第16号）

この条例は、昭和51年10月分の料金から施行する。

附 則（昭和53年6月27日条例第27号）

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年9月26日条例第36号）

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和55年9月11日条例第23号）

この条例は、昭和55年12月分の料金から施行する。

附 則（昭和56年3月25日条例第3号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年6月12日条例第20号）

この条例は、公布の日（昭和57年6月12日）から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成6年6月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の羽曳野市水道事業給水条例の規定は、平成6年6月分の料金から適用し、同月前の料金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月25日条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の羽曳野市水道事業給水条例の規定に基づいてなされた申し込み、申請、承認、指定、認定、指示等は、改正後の羽曳野市水道事業給水条例の規定に基づいてなされた申し込み、申請、承認、指定、認定、指示等とみなす。

附 則 (平成12年3月15日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年6月23日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の羽曳野市水道事業給水条例の規定は、平成12年10月分の料金から適用し、同月前の料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月4日条例第45号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年12月20日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽曳野市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第24条第2項又は第25条第1項の規定は、それぞれこの条例の施行の日以後の水道の使用に係る連帯責任又は料金について適用し、同日前の使用に係る連帯責任又は料金については、なお従前の例による。

- 3 新条例第34条の3第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る給水装置の新設工事又は増径工事の分担金について適用し、同日前の申込みに係る分担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年11月30日条例第29号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月3日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第25条第1項の規定は、平成26年10月分の料金から適用し、同月前の料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月4日条例第18号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日条例第13号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

めっちゃおいしいやん!
おおさかの水



水道局（市役所別館）

令和6年版 水道事業年報

令和6年9月発行

羽曳野市水道局

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1-1

羽曳野市役所別館 総合福祉センター4F

電話 072-958-1111 FAX 072-958-0494

E-mail soumu.suido@city.habikino.lg.jp

U R L <https://www.habikino-waterworks.jp>